

中部ブロック発注者協議会の取組

令和6年8月8日

令和6年度第1回中部ブロック発注者協議会_幹事会を開催

- ◆令和6年6月28日(金)15:00～17:00に、中部ブロック発注者協議会_幹事会をWEB会議にて開催。
オブザーバー含め45機関参加。
- ◆令和5年度の実績目標の実績値を確認し、令和6年度目標達成に向けた取組について共有。
- ◆令和6年6月19日に改正された品確法(※)の改正内容を国土交通省大臣官房技術調査課より説明。
- ◆速やかな繰越手続きについて、東海財務局より説明。



東海農政局

平準化の取組や週休2日等について説明



岐阜県

好事例として平準化の取組と市町村との調整等について説明



静岡県

週休2日、平準化の取組と市町村との調整等について説明



愛知県

当初予算における繰越明許費の設定と市町村との調整等について説明



三重県

好事例として市町における週休2日取組推進に向けた調整等について説明



中部地方整備局

平準化や週休2日の取組等について説明

※・・・公共工事の品質確保の促進に関する法律

技術調査課長補佐(国土交通省大臣官房)



第3次担い手3法等について説明

主計第二課長(財務省東海財務局)



速やかな繰越手続きについて説明



【参考情報】今後、県部会を開催

- ・愛知県 8/6(火)WEB併用
- ・三重県 8/7(水)WEB開催
- ・静岡県 8/8(木)WEB併用
- ・岐阜県 9/3(火)WEB開催

取組指標の令和 5 年度達成度

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)
必ず 実施す べき事 項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00
	③	平準化率 $\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	0.80
	④	適正な工期設定	100%
	⑤	週休2日工事の 実施状況 ※市町村を除く値 $\frac{\text{週休2日対象工事件数}}{\text{全工事件数}}$	1.00
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%
実施に 努める 事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%

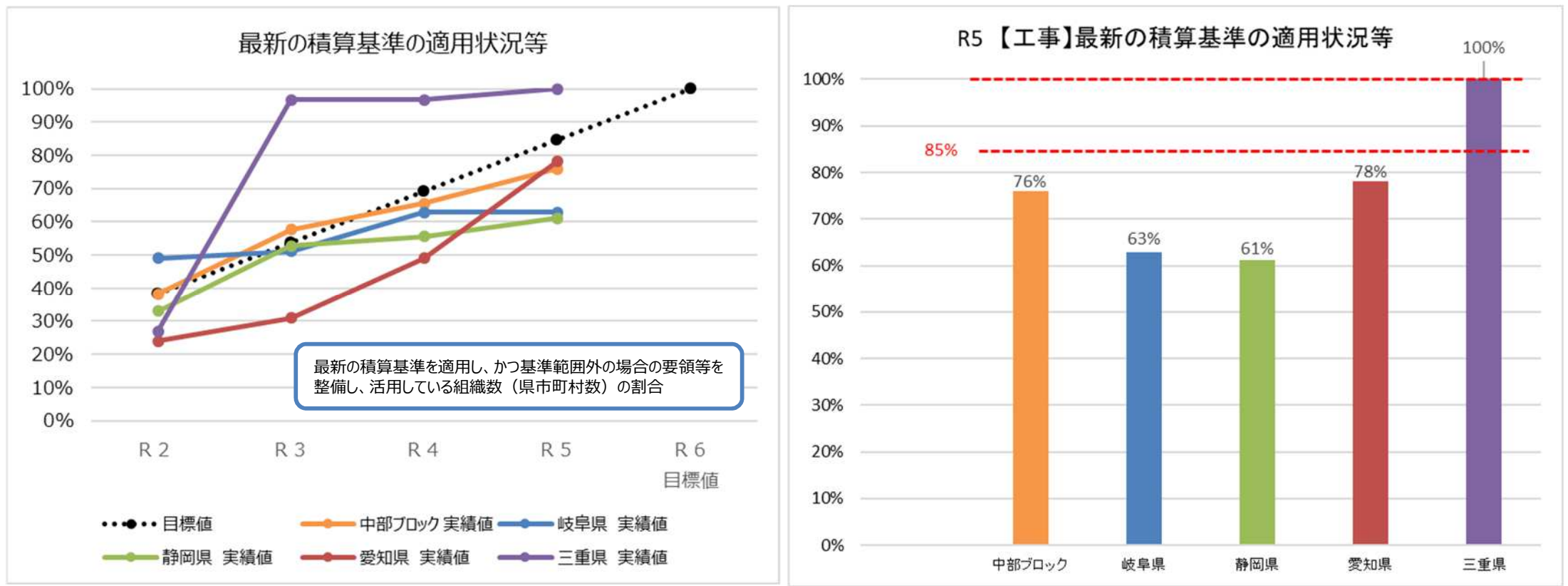
運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)
必ず 実施す べき事 項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00
	③	平準化率 $\frac{\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$	0.40 以下
	④	適正な履行期間の設定	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%
実施に 努める 事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%

※赤字は全国統一指標

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)	目標値 (R5)	R6目標達成◎ R5目標達成○ R5目標2%以内△ R5目標未達成× R4比較 →				
					中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	85%	✕→	✕→	✕→	✕→	◎→
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	岐阜0.91 静岡0.98 愛知0.97 三重0.99	—	✕ →	✕ ↗	✕ ↗	△ ↗
	③	平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	0.80	中部0.76 岐阜0.77 静岡0.76 愛知0.75 三重0.76	✕ ↗	△ ↘	✕ ↗	✕ ↗	✕ →
	④	適正な工期設定	100%	87%	✕→	✕→	○→	✕→	◎→
	⑤	週休2日工事の 実施状況 ※市町村を除く値 週休2日対象工事件数 全工事件数	1.00	中部0.94 岐阜1.00 静岡0.95 愛知0.92 三重1.00	○ ↗	◎ →	○ ↗	○ ↗	◎ →
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%	95%	✕→	✕→	◎→	✕→	◎→
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%	78%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%	77%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%	94%	✕→	△→	△→	✕→	✕→

					R6目標達成◎ R5目標達成○ R5目標2%以内△ R5目標未達成× R4比較 →				
運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)	目標値 (R5)	中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	98%	○ ↗	◎ →	◎ →	◎ ↗	◎ →
	②	※市町村を除く値 低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	岐阜0.90 静岡0.99 愛知0.97 三重1.00	—	◎ →	△ →	○ →	◎ →
	③	※市町村を除く値 平準化率 第4四半期[1～3月]に完了する業務件数 年度の業務稼働件数	0.40 以下	中部0.41 岐阜0.40 静岡0.41 愛知0.40 三重0.40 以下	× ↗	◎ ↗	△ ↗	× ↘	◎ ↘
	④	適正な履行期間の設定	100%	81%	× ↗	× ↗	× →	× ↗	◎ →
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%	86%	× ↗	× ↗	× ↗	× ↗	◎ →
実施に 務める 事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%	80%	× ↗	× ↗	× →	× ↗	× →

- ◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組
- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+11%)が、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は三重県が引き続き目標達成。最新の積算基準を使用しているものの、基準範囲外の要領等を整備していない組織が多い。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
原材料価格の高騰を反映した資材価格の設定、休日や天候等による作業不能日を考慮した経費補正を実施し、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残45機関
国等3機関
42市町村

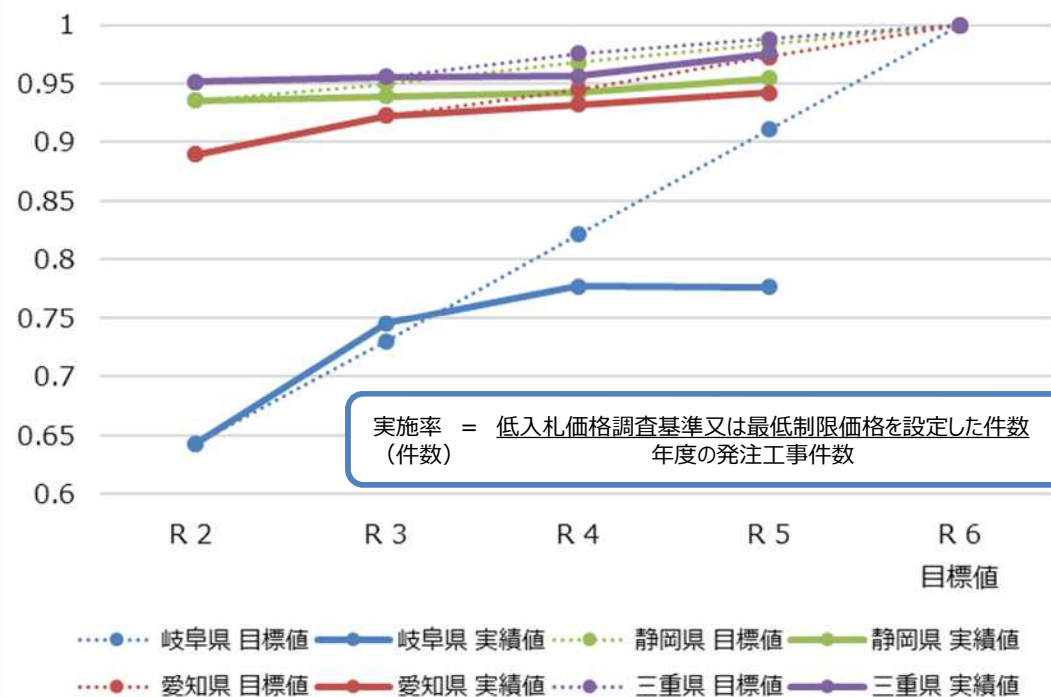
【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 【R5達成度】岐阜× 静岡× 愛知× 三重△

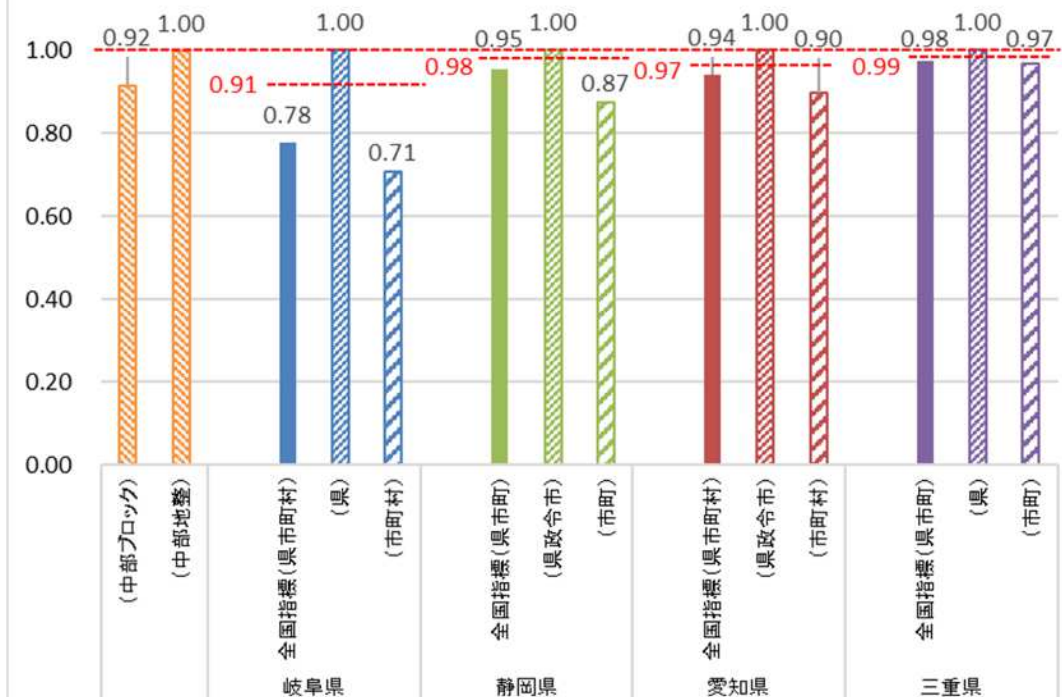
- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
○ 三重県・愛知県の市町村の取組は上昇したが、静岡県和市町村はおおむね横ばいである。
○ 令和5年度の各県(県市町村)の実績値は目標値を下回っている。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



R5 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

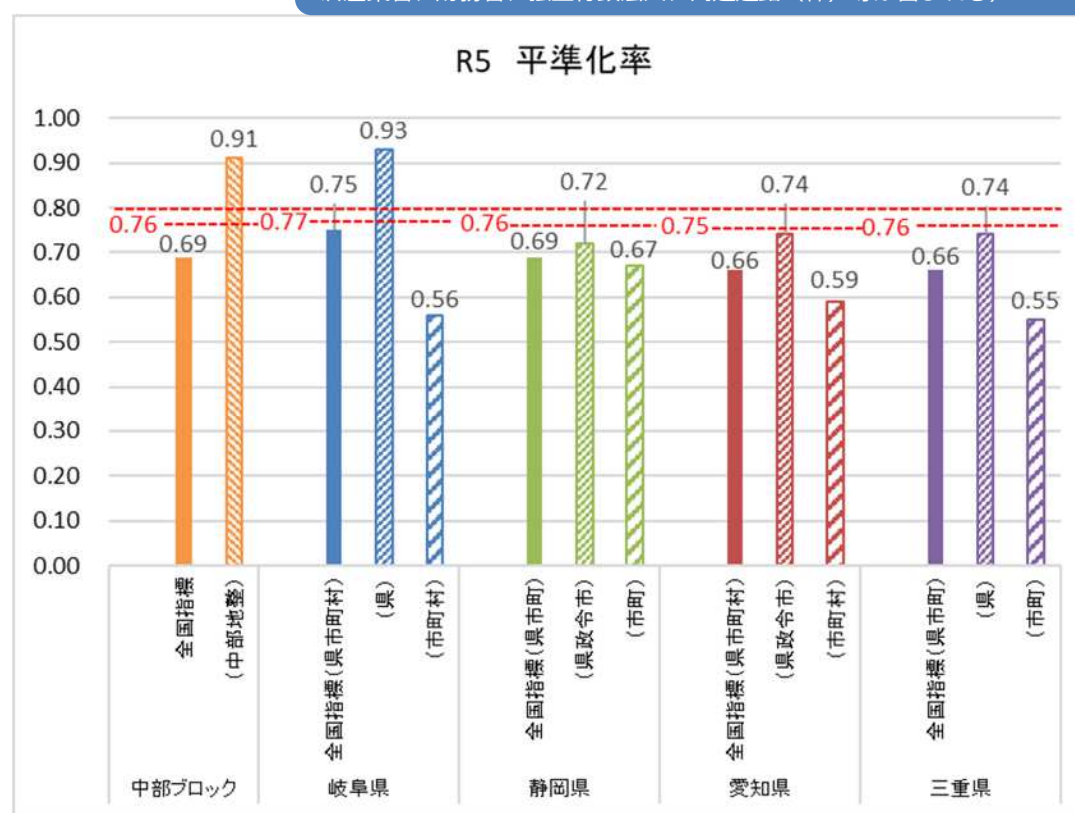
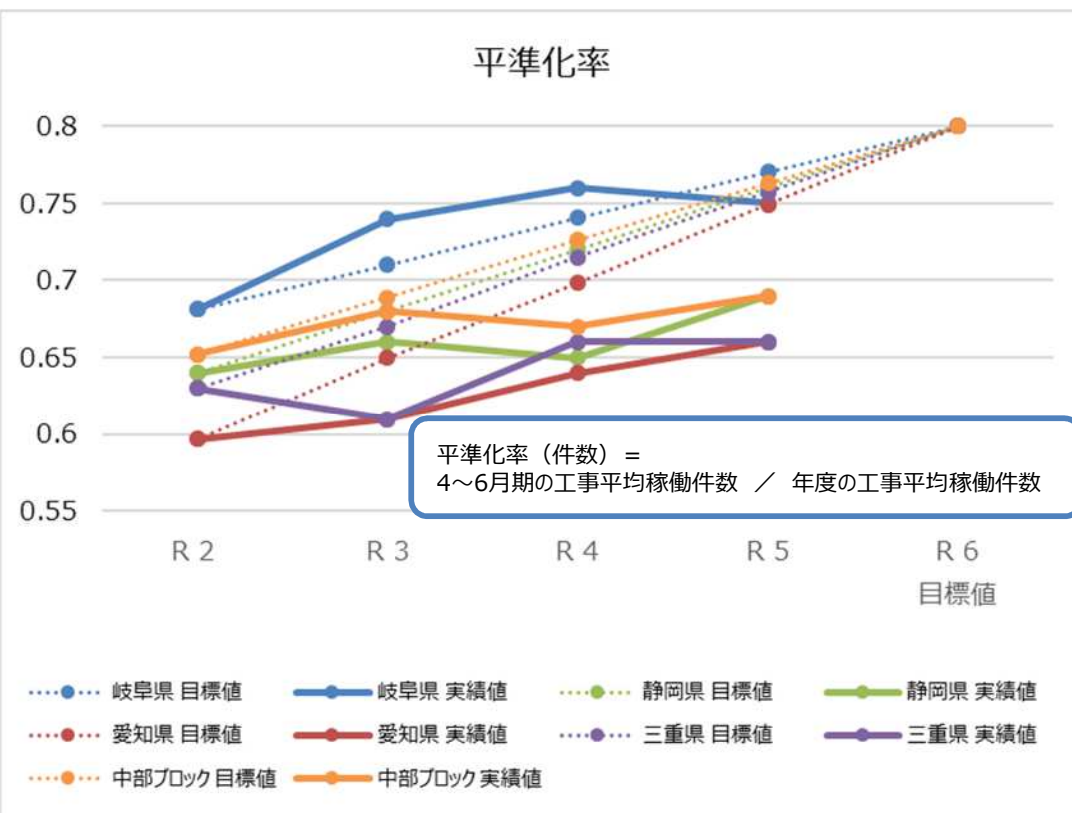
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R5達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇し令和3年度より上がった。(0.01ポイント)

○ 令和5年度の実績値は岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



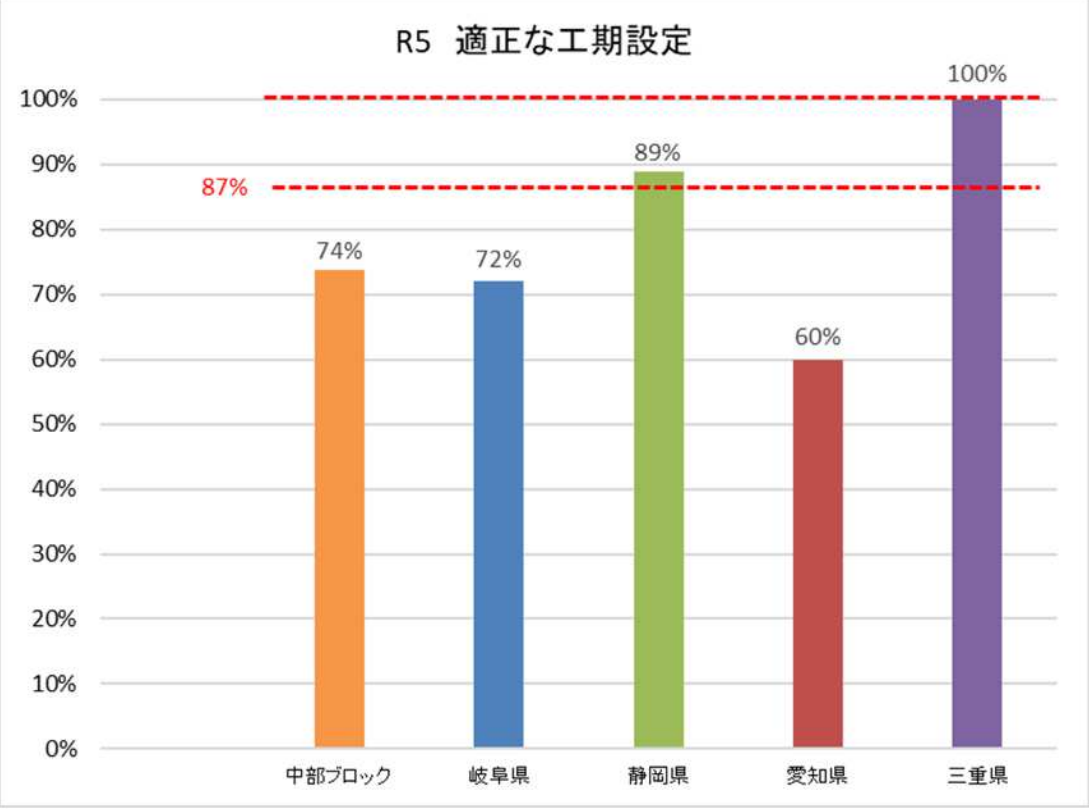
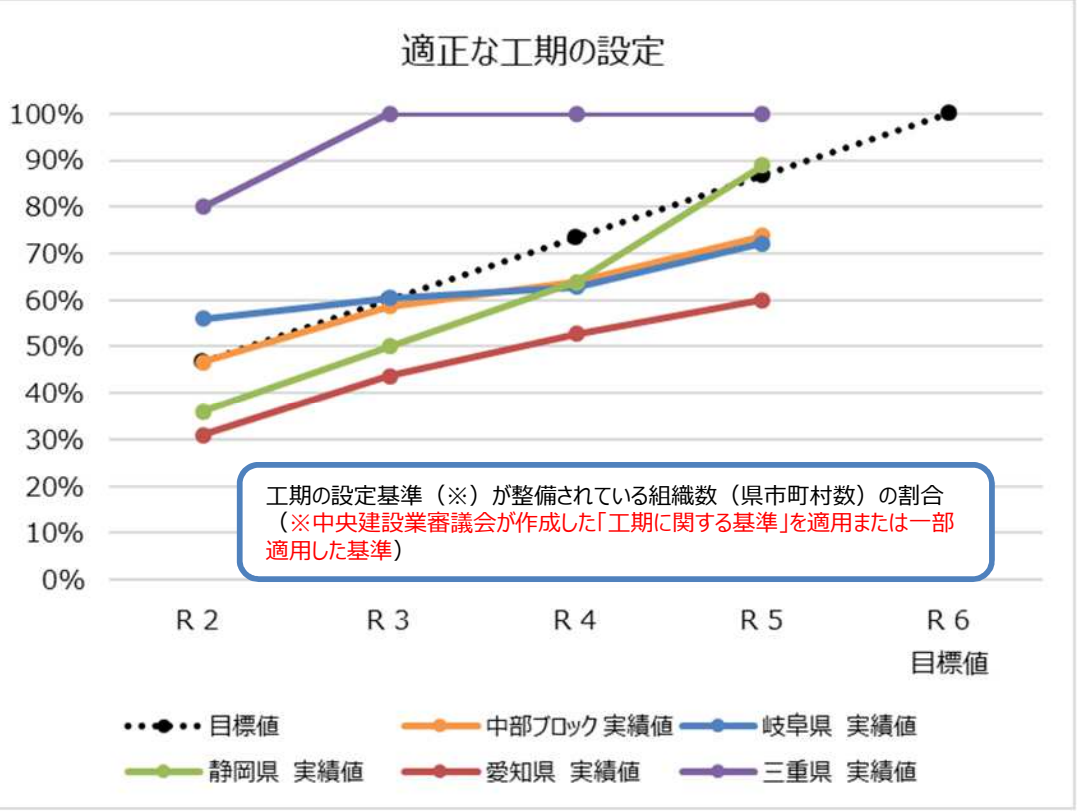
◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。
- ・人材や資機材の効率的な活用
工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。
- ・経営の安定化
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。
- ・地域住民への配慮
集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡○ 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+10%)が、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は三重県が引き続き目標達成し、静岡県がついに目標達成。
- フレックス工期の設定は各県で進んでいる



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策
休日や天候等による作業不能日を考慮した工期設定を実施し、受注者の想定する工期との乖離をなくす。
- ・品質確保
建設工事については、多様な関係者の関与があり、また、工事毎に目的物、天候、施工条件等によって、適正な工期を設定する必要がある。
品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、適正な工期設定により、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮される。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

残50機関
国等12機関
38市町村

【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R5達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡○ 愛知○ 三重◎

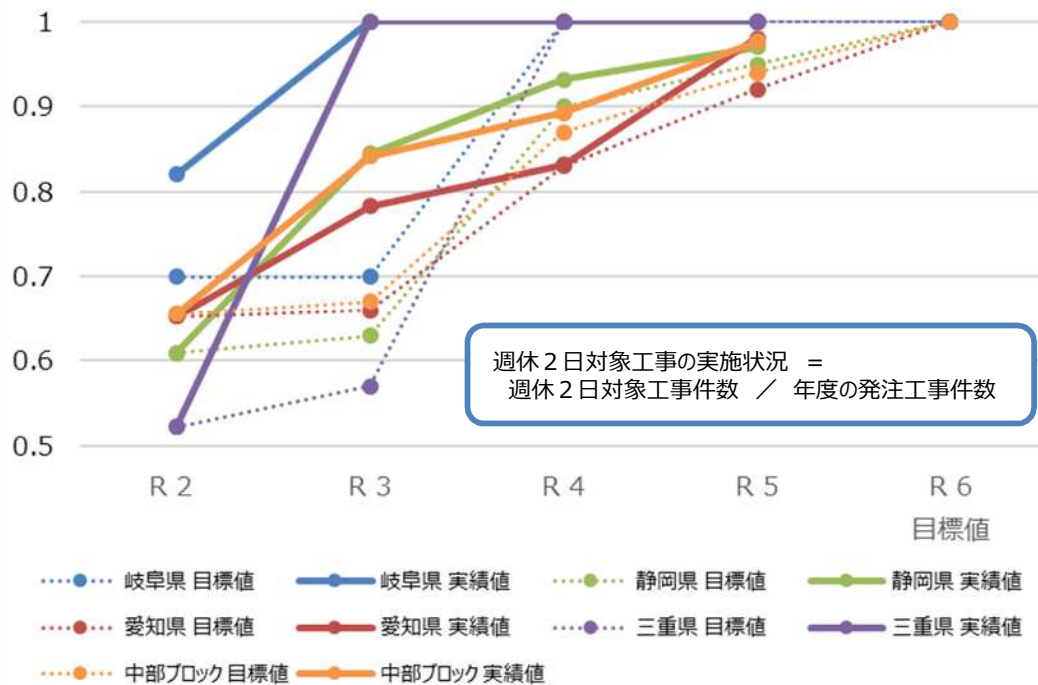
○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.89→0.98)**。

○ 令和5年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

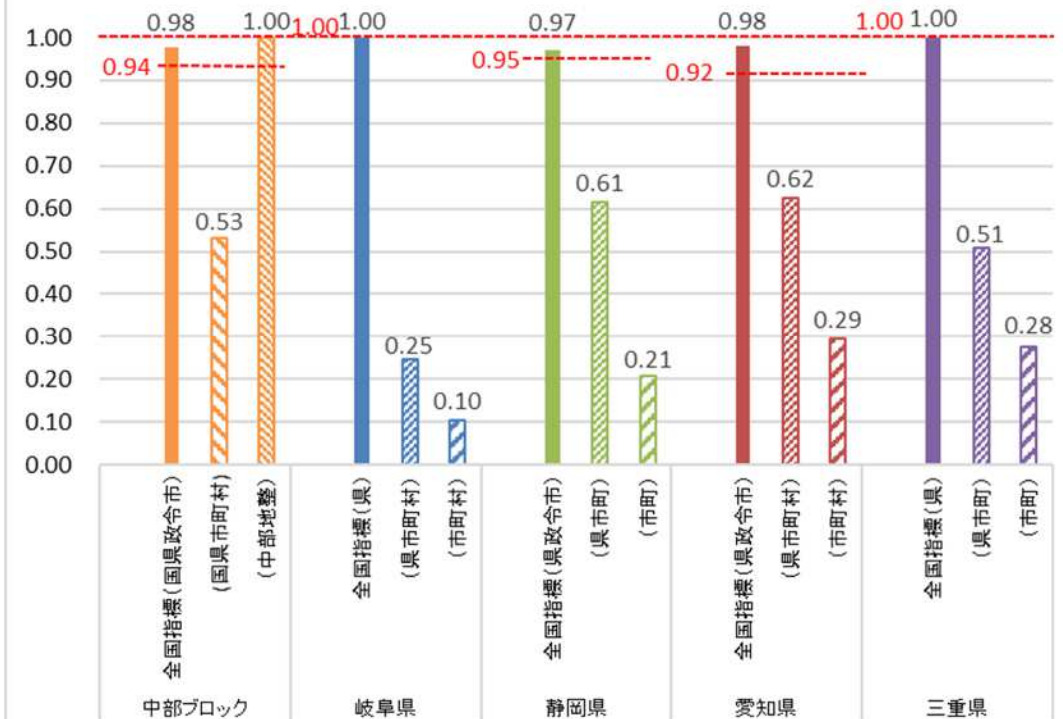
しかし、**市町村では取組が進んでいない**。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

週休2日工事の実施状況



R5 週休2日工事の実施状況

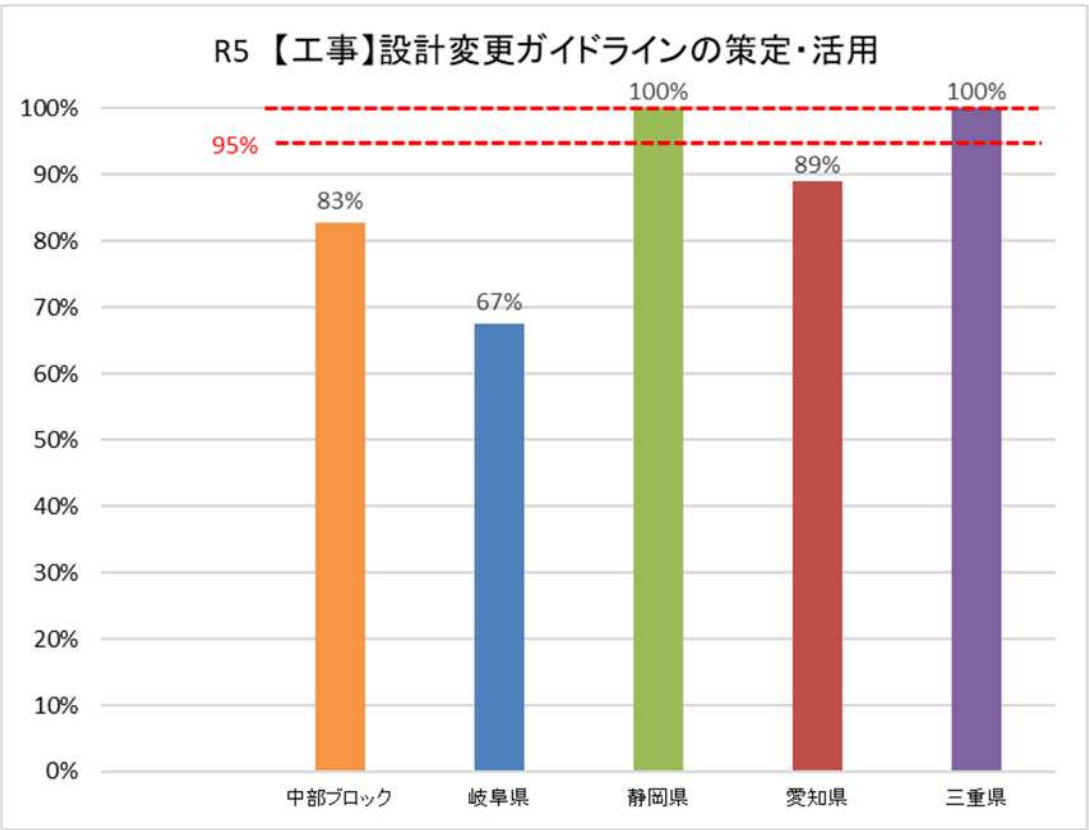
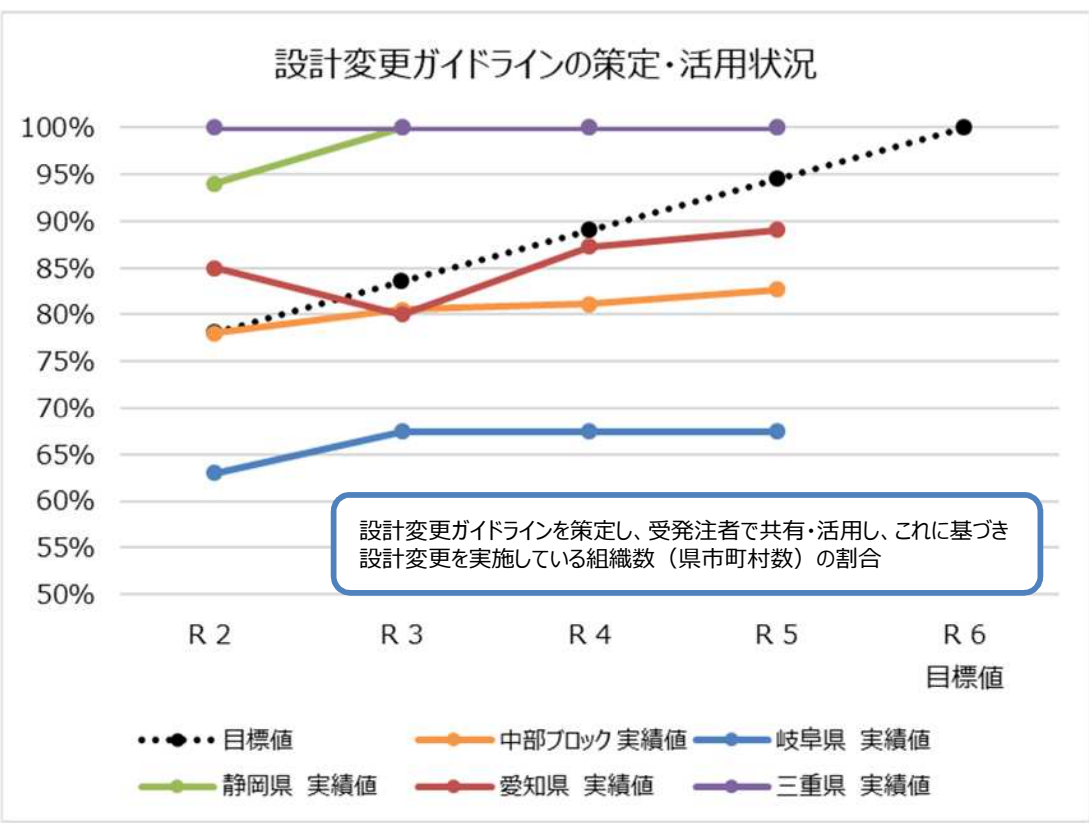


◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

- ◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組
- 【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡◎ 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇したが、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は静岡県、三重県が引き続き目標を上回り、100%達成している。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

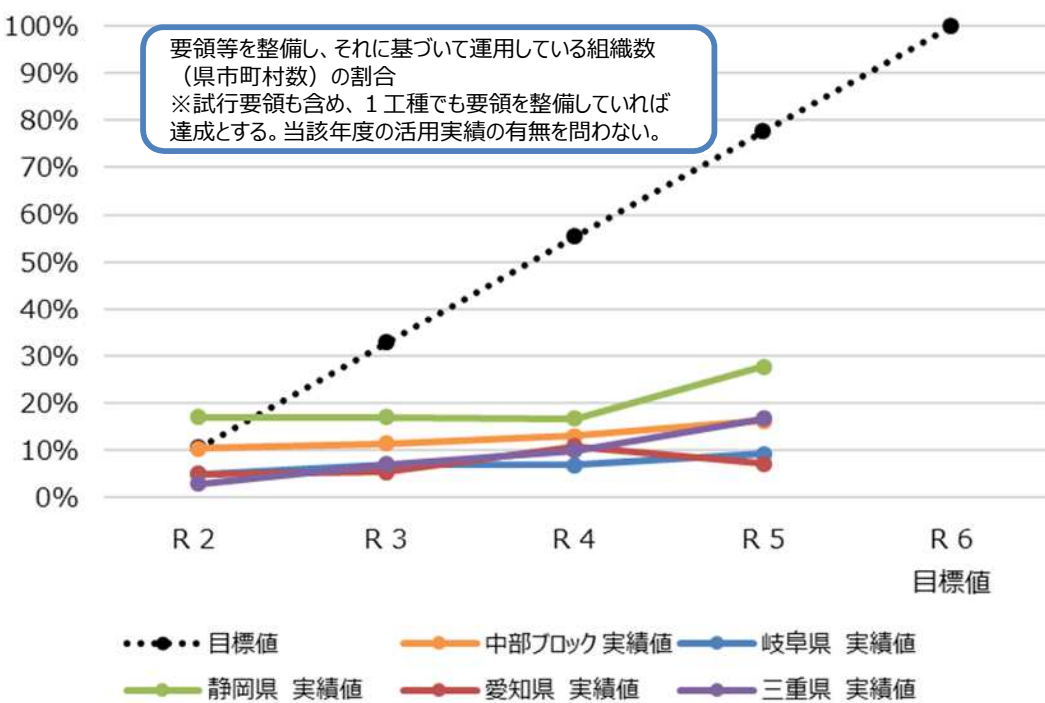
残33機関
国等13機関
20市町村

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

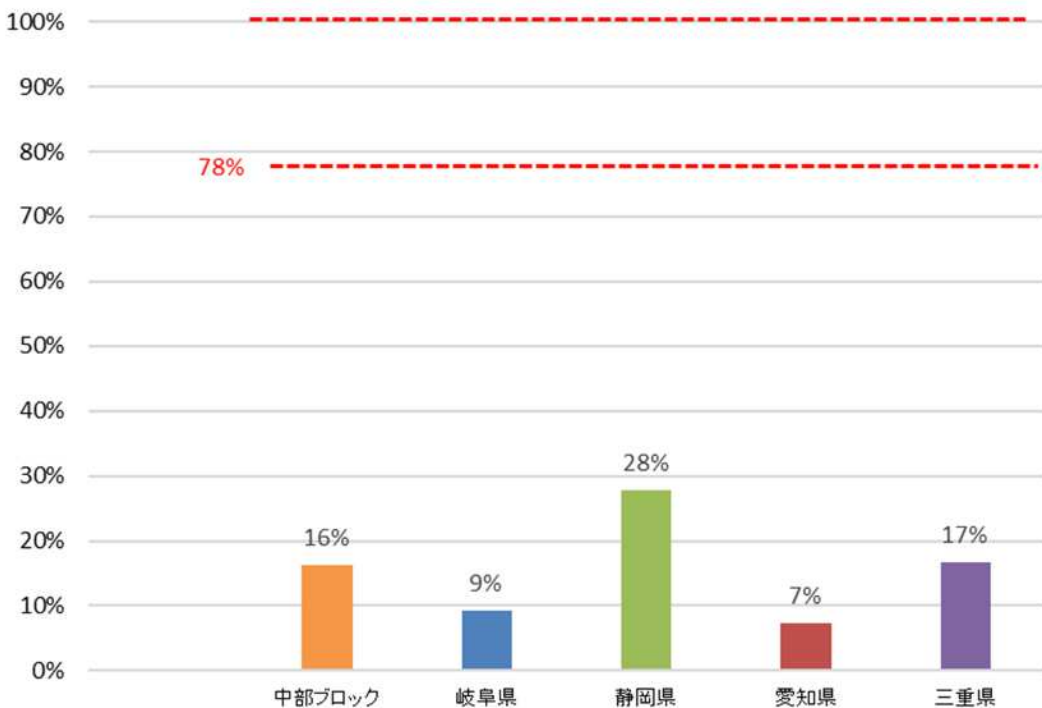
【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇(+3%)。
- 令和5年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

建設ICTの導入状況



R5 建設ICTの導入状況



◇ 目標達成のメリット

・業務効率化、高度化

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

また、監督・検査業務にICT技術を活用することで、書類の簡素化や、遠隔臨場による移動時間の短縮、リアルタイムの確認も可能。

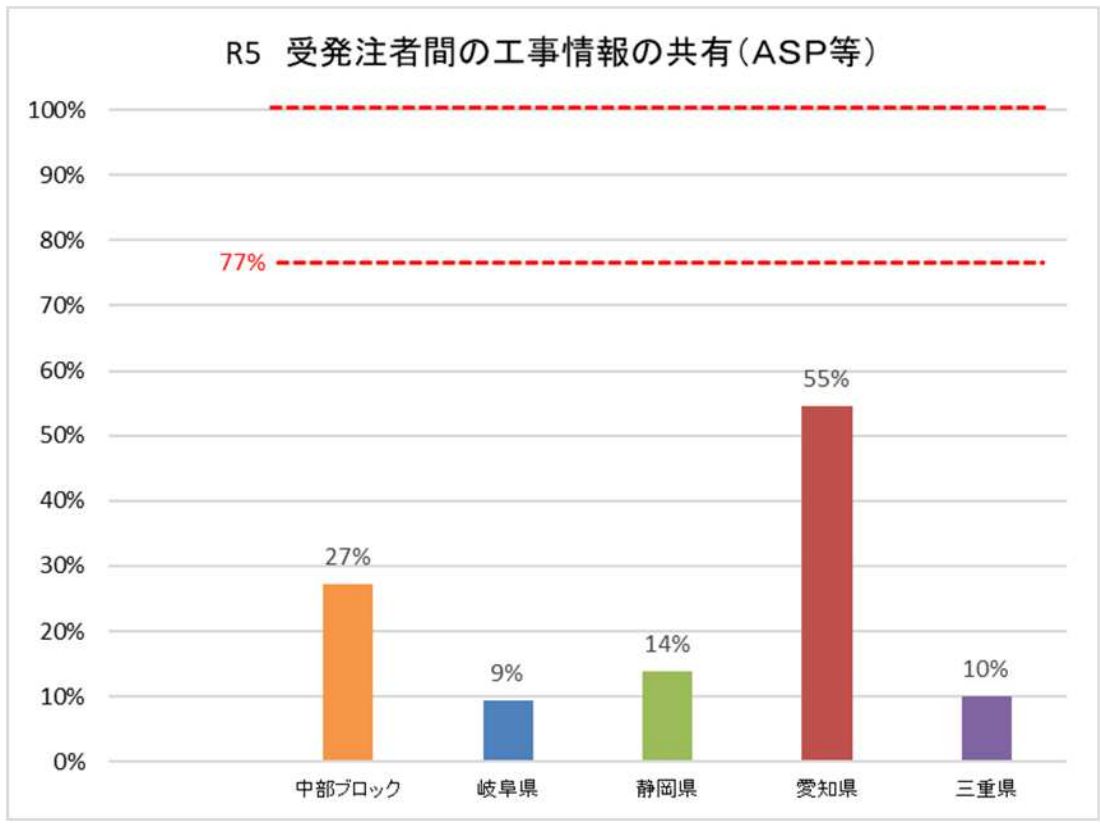
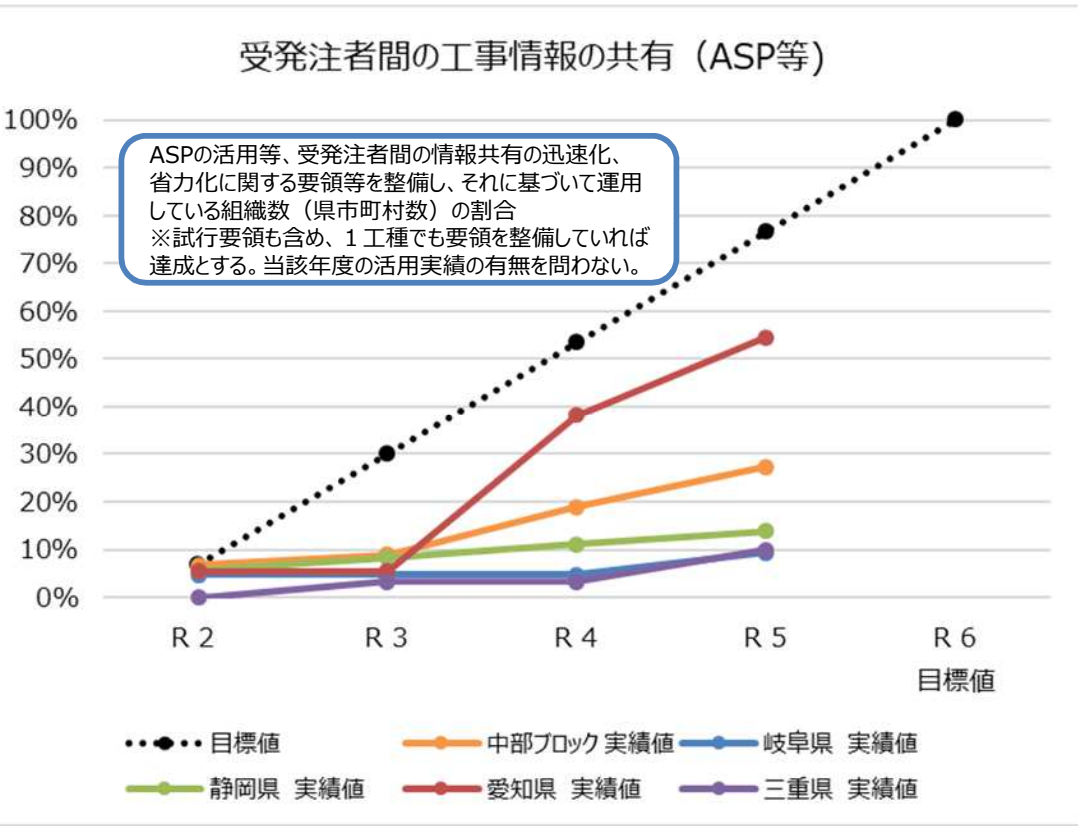
・作業の安全性向上

建設業における労働災害発生要因としては、建設機械との接触による事故が多く、ICT技術により現場の人的作業を削減することで、事故発生要因の削減が期待できる。

◇ 受発注者間の工事情報を共有（ASPの活用等）することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+8%)が、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。



◇ 目標達成のメリット

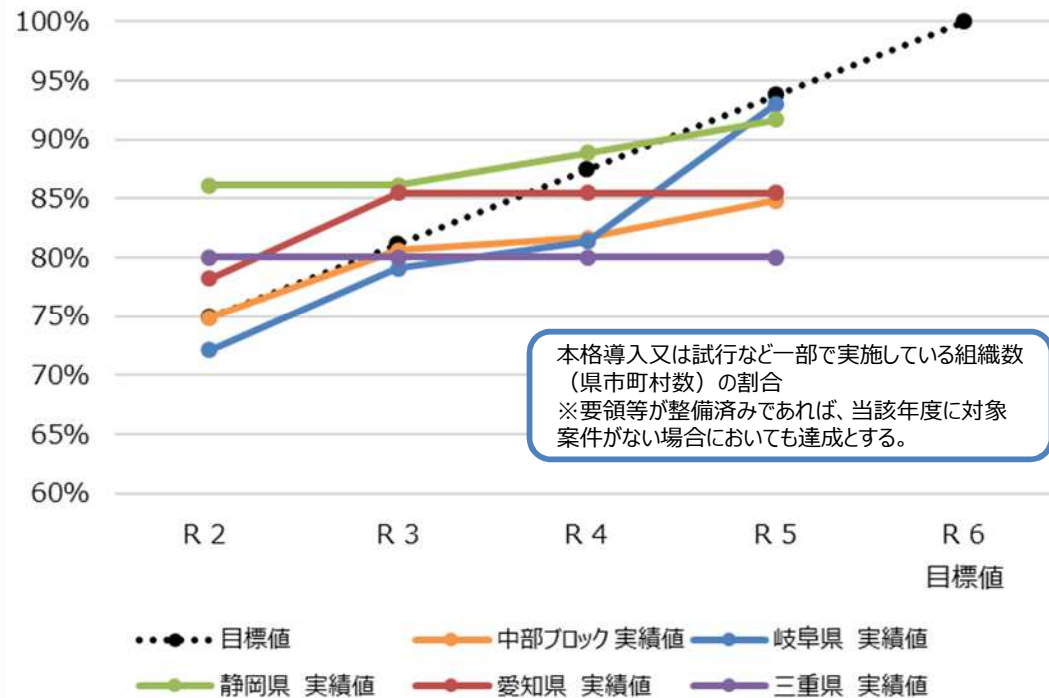
- ・業務の効率化
情報共有システムの活用により、受発注者間の工事帳票の処理の迅速化、工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、及び日程調整の効率化が図られる。
- ・事業全体の円滑化
関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後行程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑に進めることが可能。

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

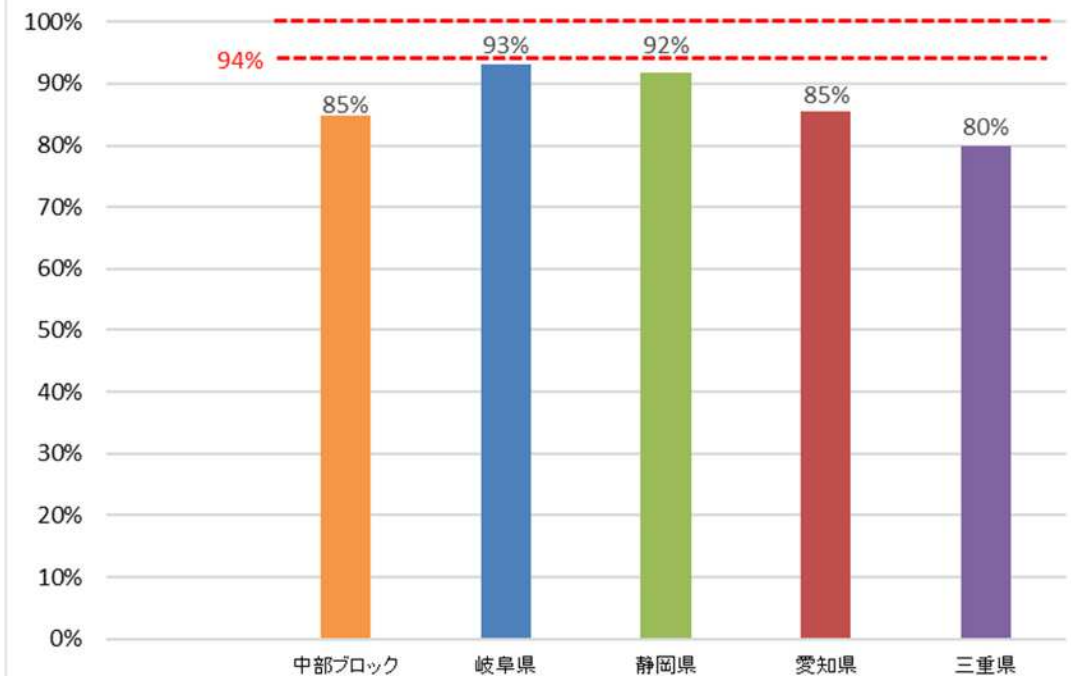
【R5達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡△ 愛知× 三重×

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+3%)。
- 令和5年度の実績値は静岡県・愛知県が目標達成まであとわずか。

総合評価落札方式の導入状況



R5 【工事】総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

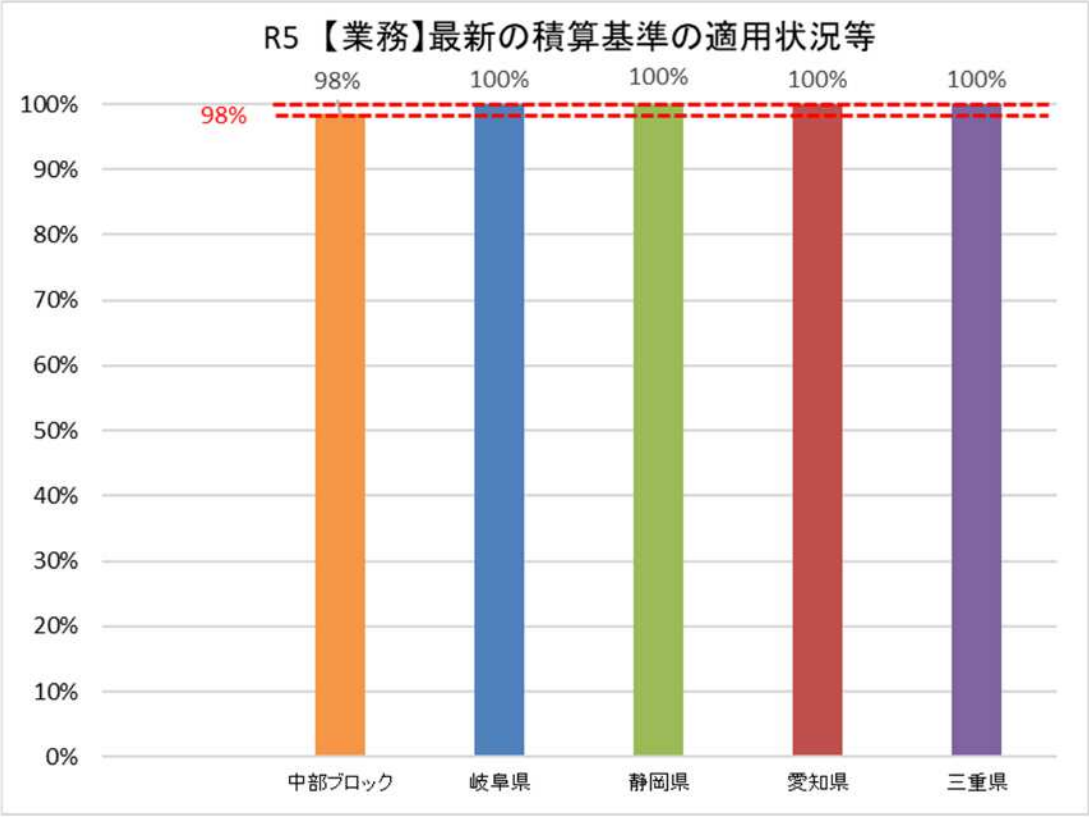
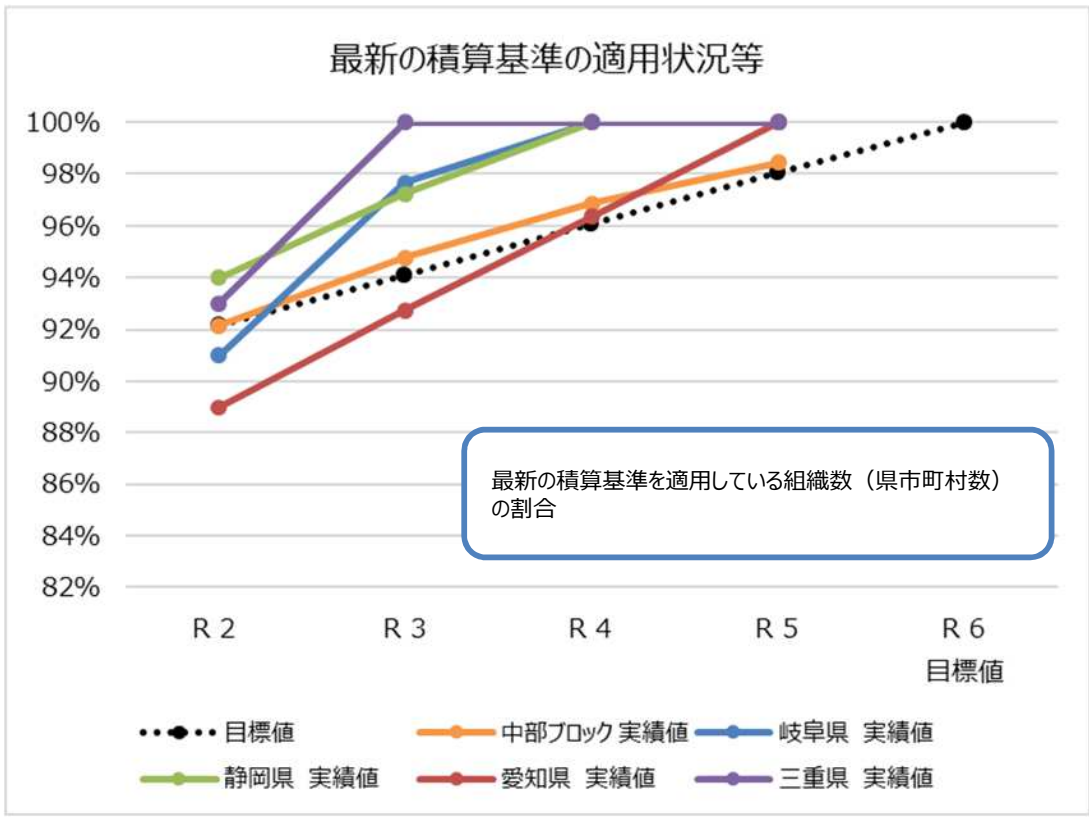
・適切な技術力を持つ企業の選定

公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、工事の品質を確保する。

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

【R5達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
- 令和5年度の実績値は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県ともに目標達成。全県において、100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、受注者の想定する費用との乖離をなくす

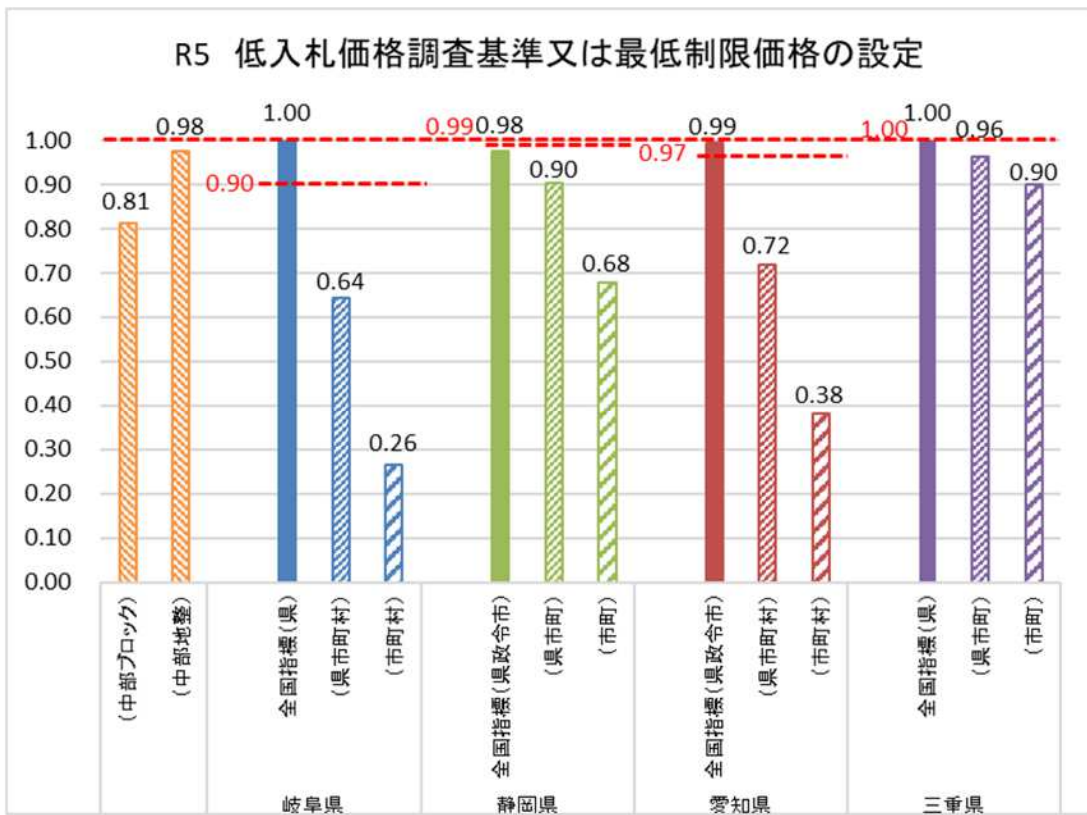
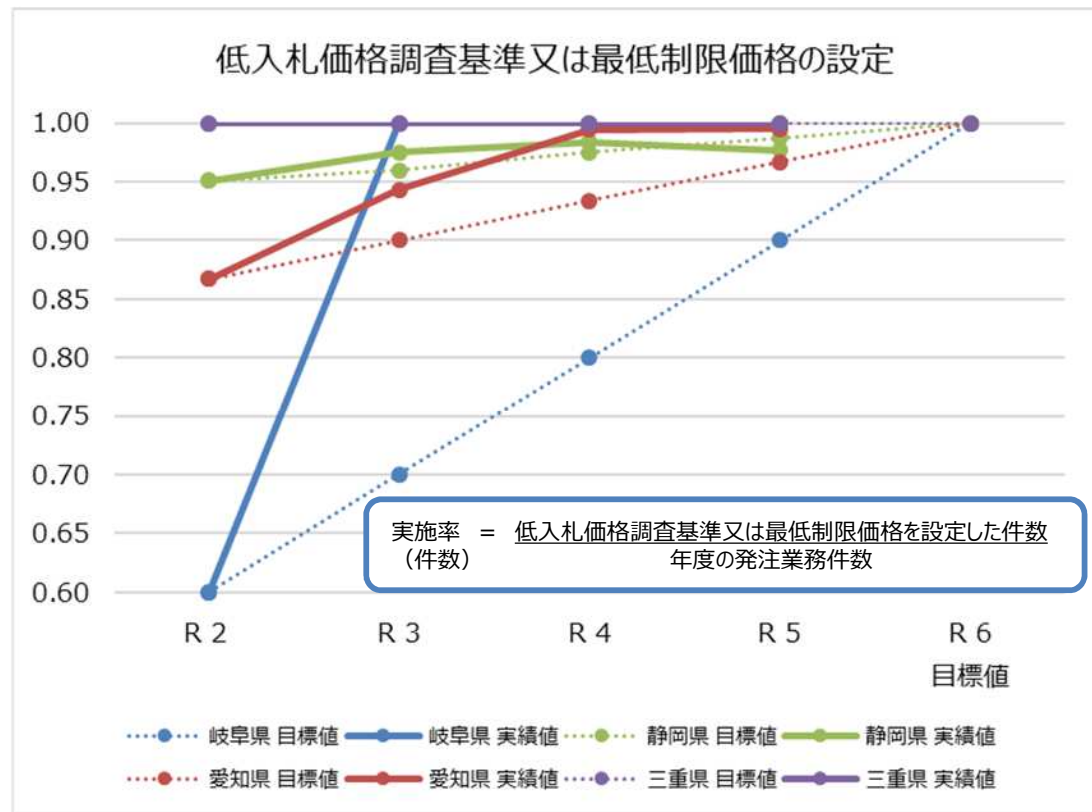
残3機関
国等3機関

【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組
- 【R5達成度】岐阜◎ 静岡△ 愛知○ 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の実績率はわずかに上昇している。
- 令和5年度の岐阜県・愛知県(県政令市)・三重県の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

【業務③】 平準化率

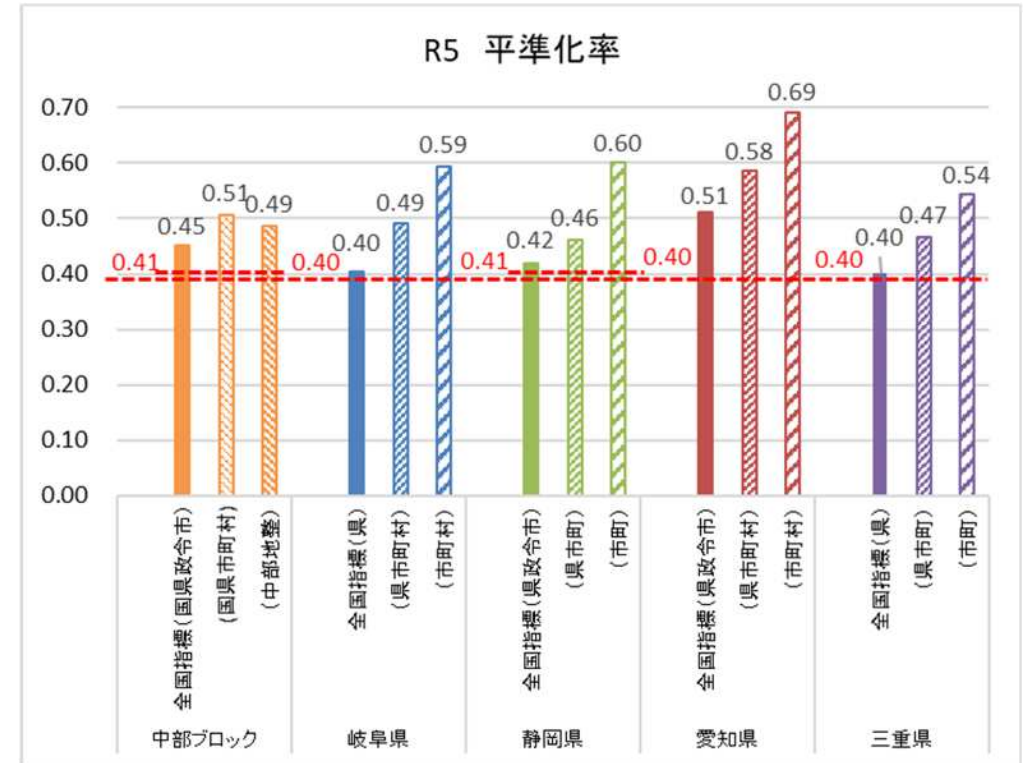
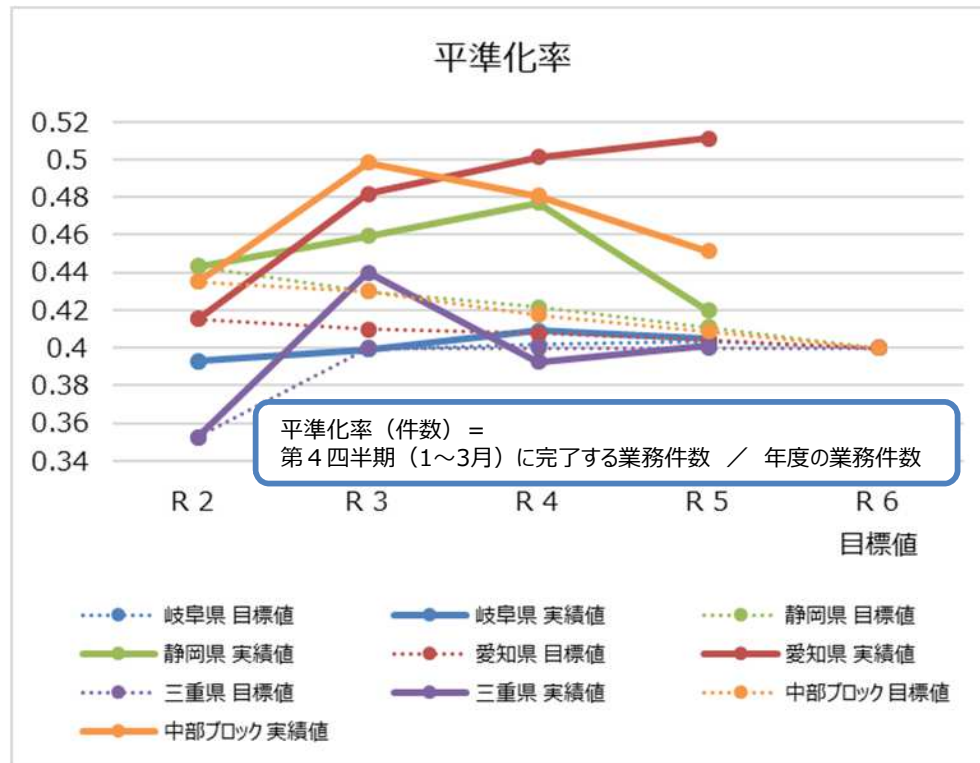
◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜◎ 静岡△ 愛知× 三重◎

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている(-0.03ポイント)が、目標達成していない。

○ 令和5年度の実績値は岐阜県・三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

・発注者の負担軽減

年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される

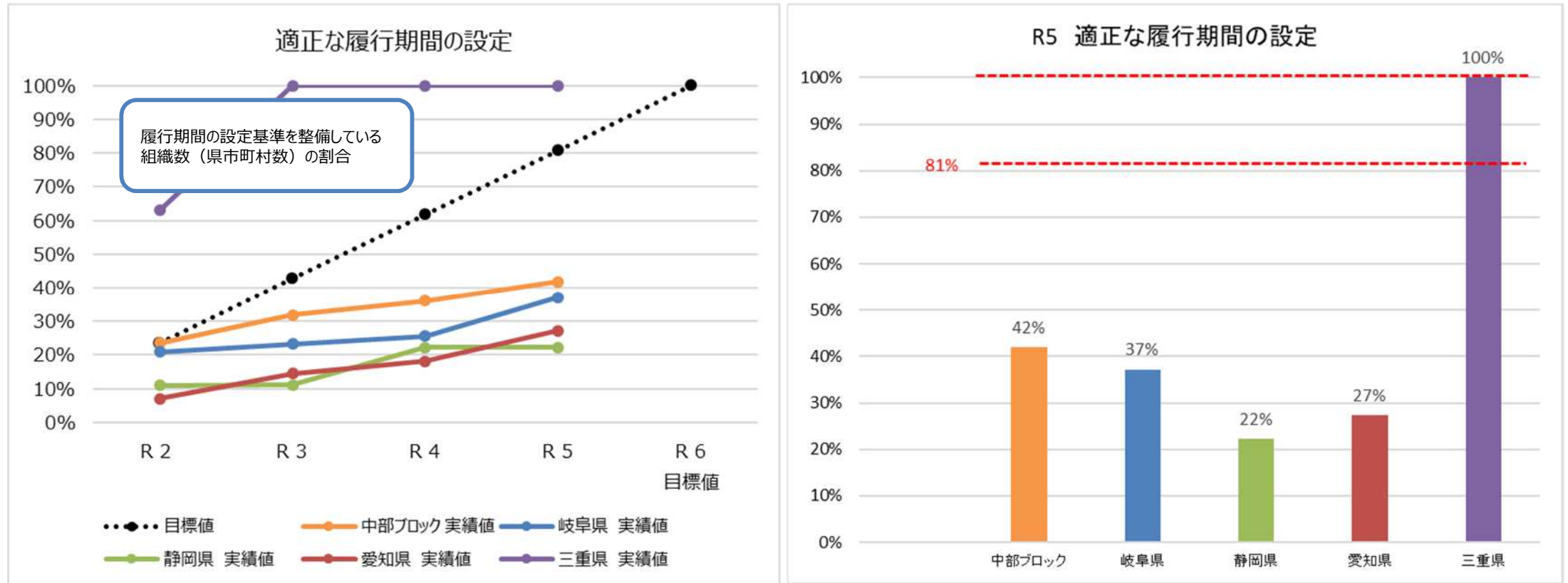
・受注者の経営環境の改善

履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに上昇している(+6%)。
- 令和5年度の実績値は三重県が目標達成、100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策

業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査機関や、業務に従事する者の休日や、その他のやむを得ない事由による作業不能日を考慮した履行期間の設定を実施し、受注者の想定する履行期間との乖離をなくす。

- ・時間外労働の是正

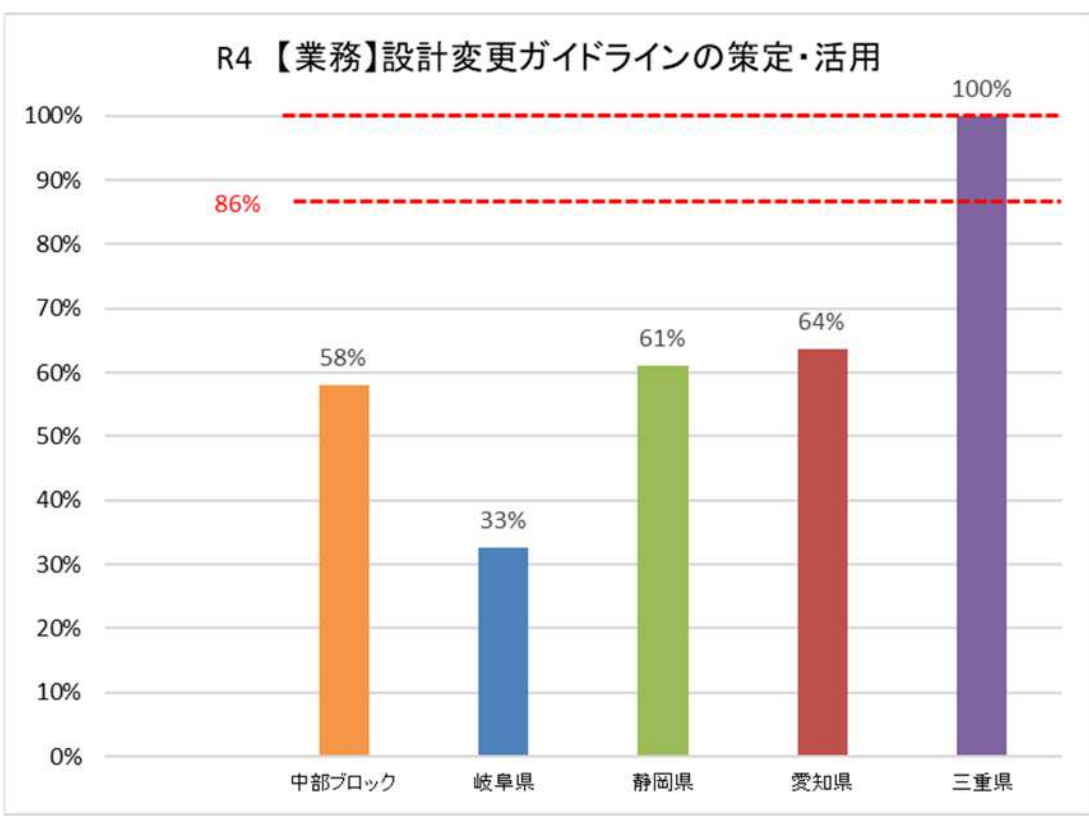
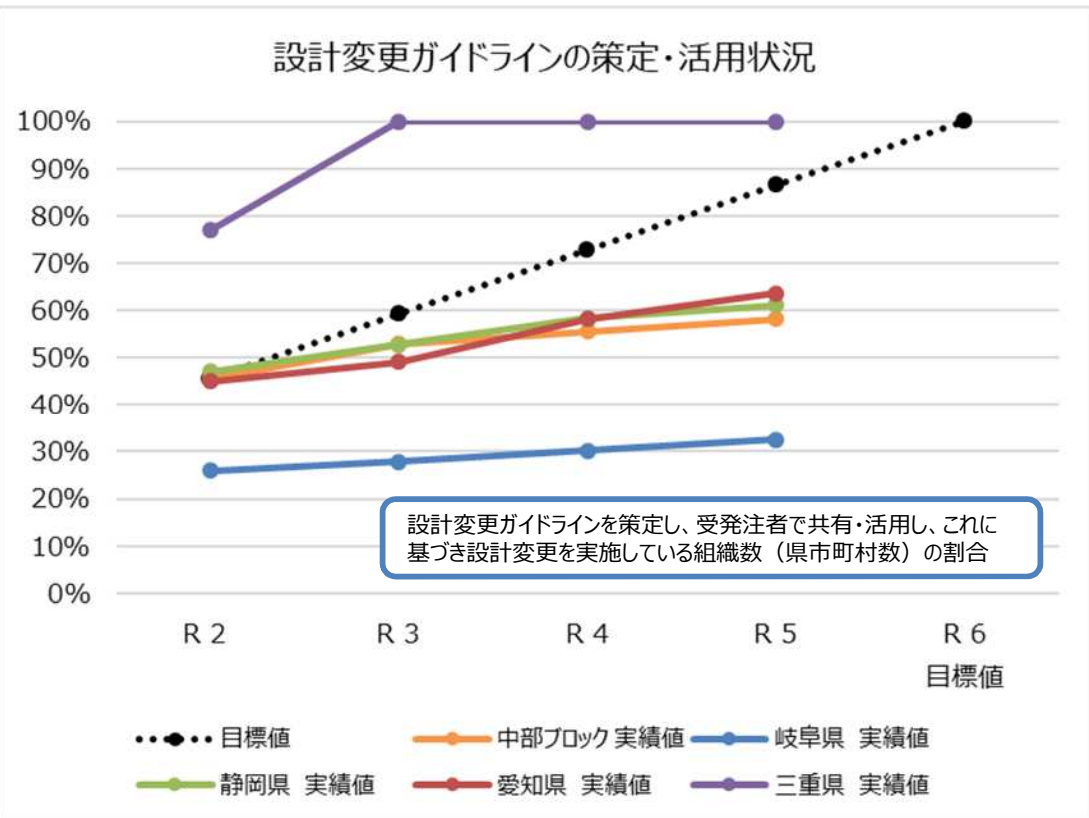
平成31年4月（中小企業は令和2年4月）より、罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となっており、適正な履行期間の設定は必須。

残111機関
国等16機関
95市町村

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+3%)。
- 令和5年度の実績値は三重県が引き続き100%で目標達成。



◇ 目標達成のメリット

- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

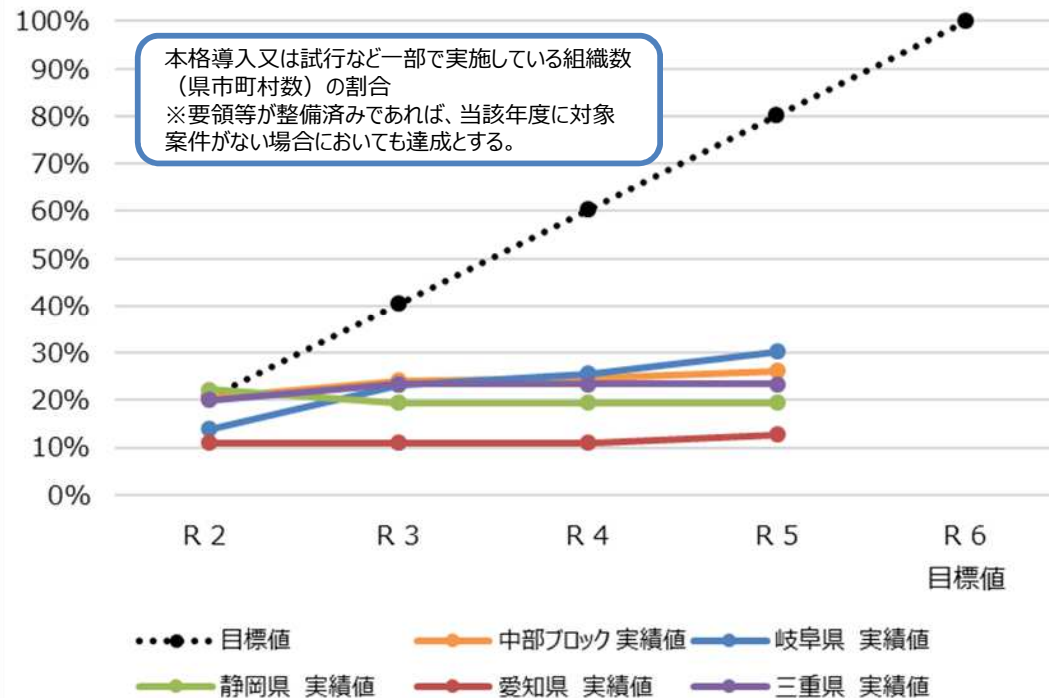
残80機関
国等17機関
63市町村

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組

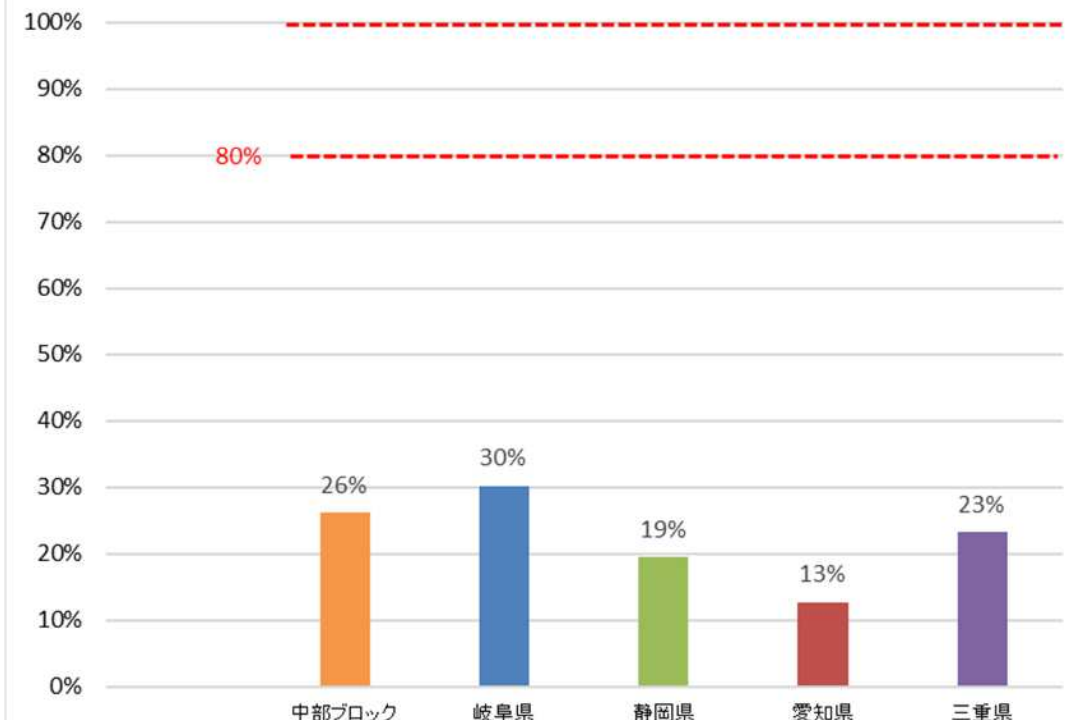
【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
- 令和5年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

総合評価落札方式の導入状況



R5 【業務】総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

・適切な技術力を持つ企業の選定

個々の業務の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、品質を確保する。

・技術提案による品質向上

業務の内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上が期待される。

個別案件

- ・ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
- ・ 平準化
- ・ 週休2日

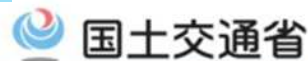
個別案件

- ・ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

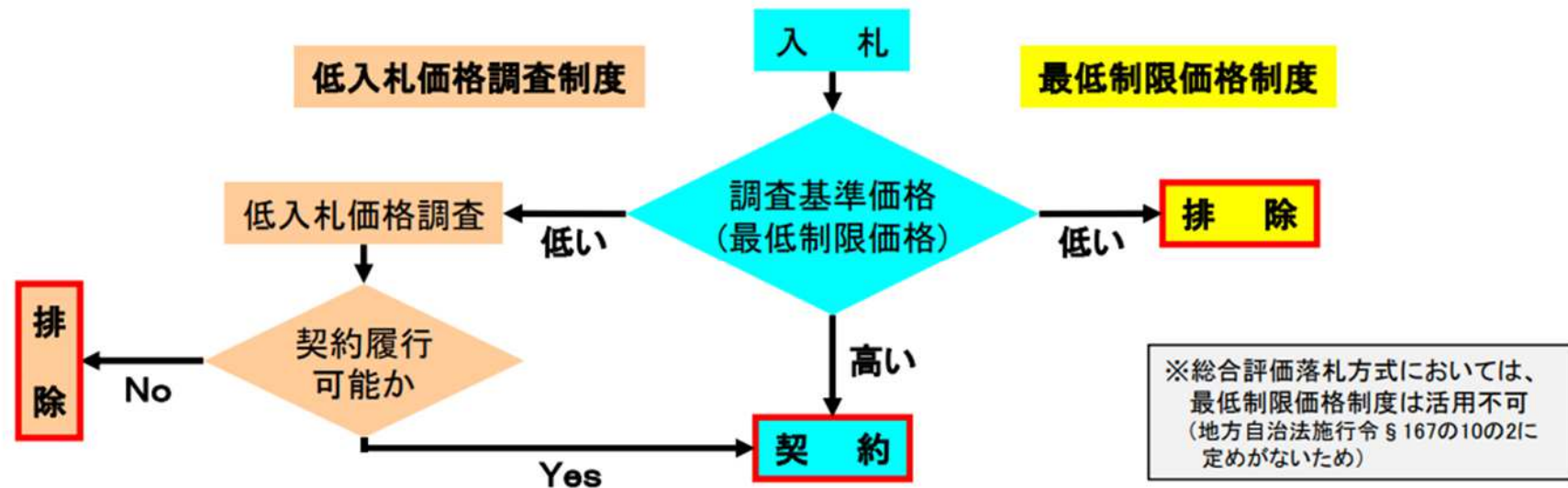
【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

(参考) 令和4年11月1日記者発表「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」(工事)」より

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要



- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・ 「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・ 上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令第167の10

- ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・ 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

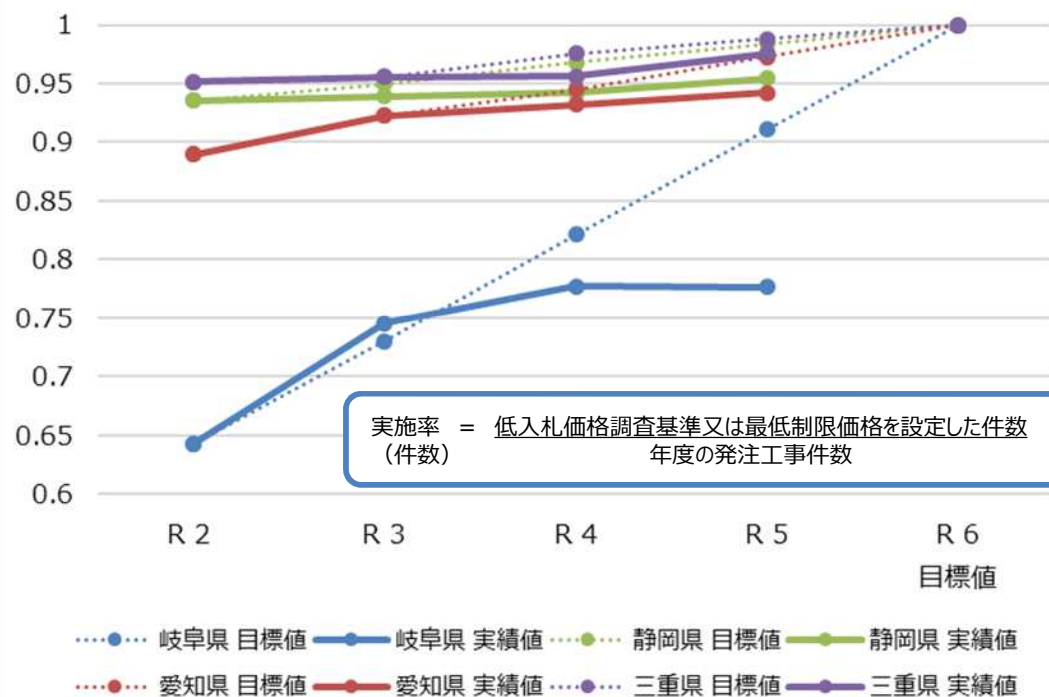
【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 【R5達成度】岐阜× 静岡× 愛知× 三重△

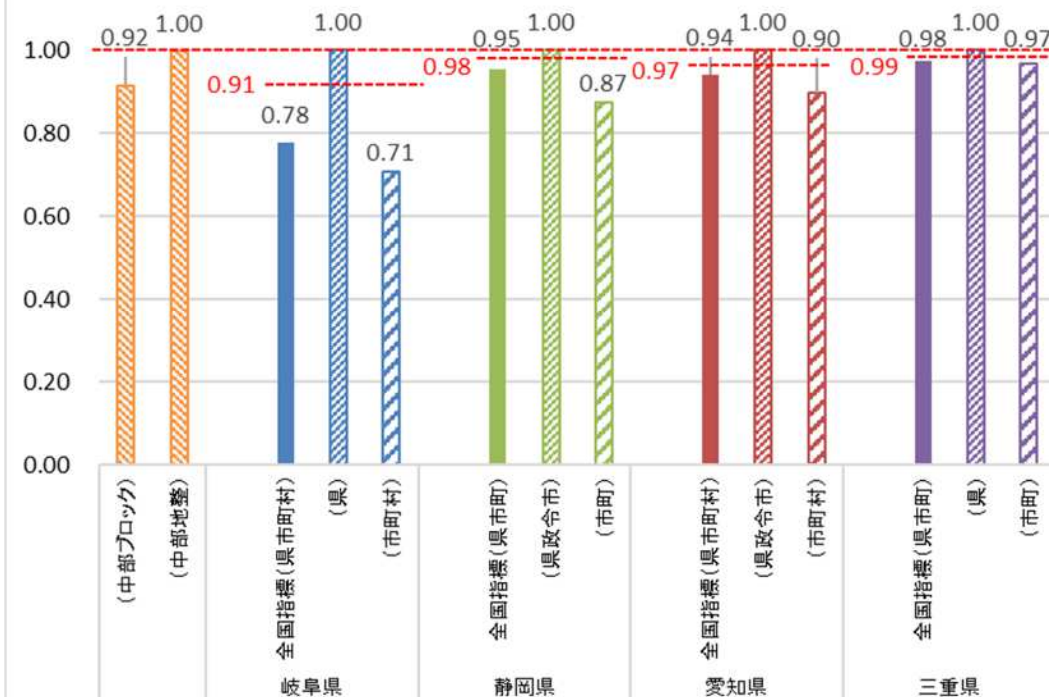
- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
○ 三重県・愛知県の市町村の取組は上昇したが、静岡県和市町村はおおむね横ばいである。
○ 令和5年度の各県(県市町村)の実績値は目標値を下回っている。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



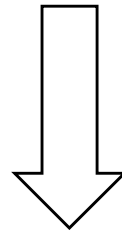
R5 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

- R6年度までにすべての県・市町で工事請負契約に係る低入札価格調査又は最低制限価格を導入予定。
- 低入札価格調査又は最低制限価格の算定式について、中央公契連モデル(最新モデル又は旧モデル)を適用していない市町がある。



・令和6年度は、個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

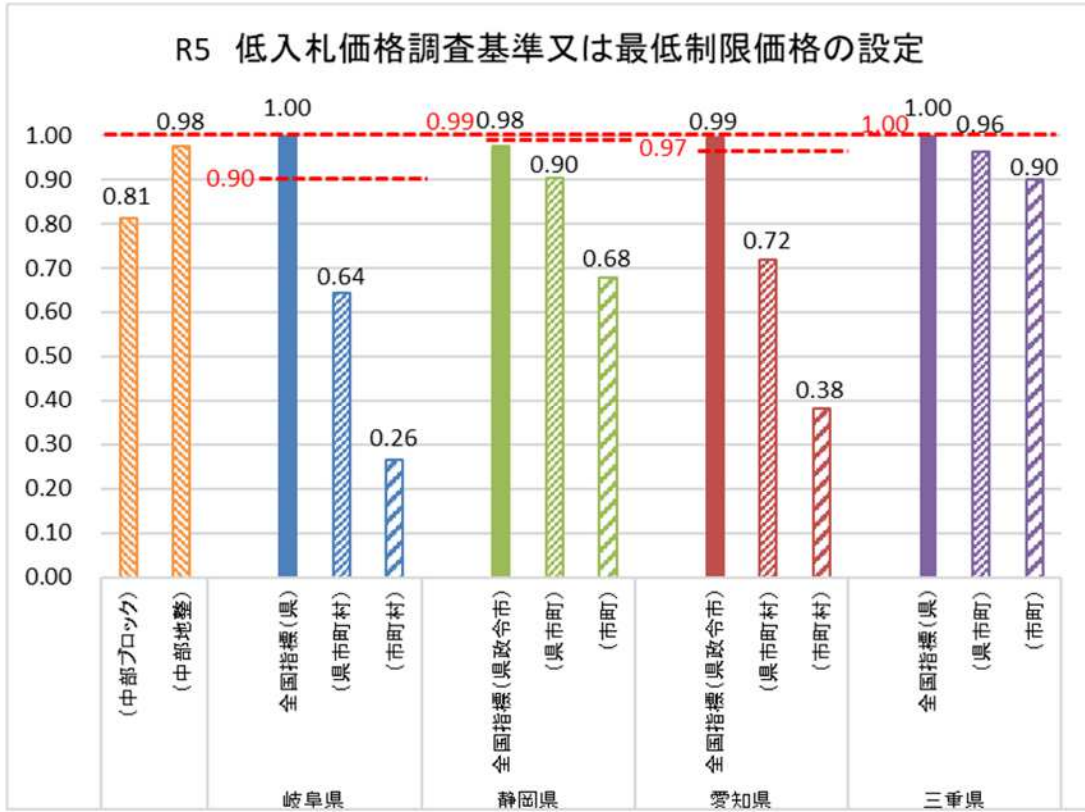
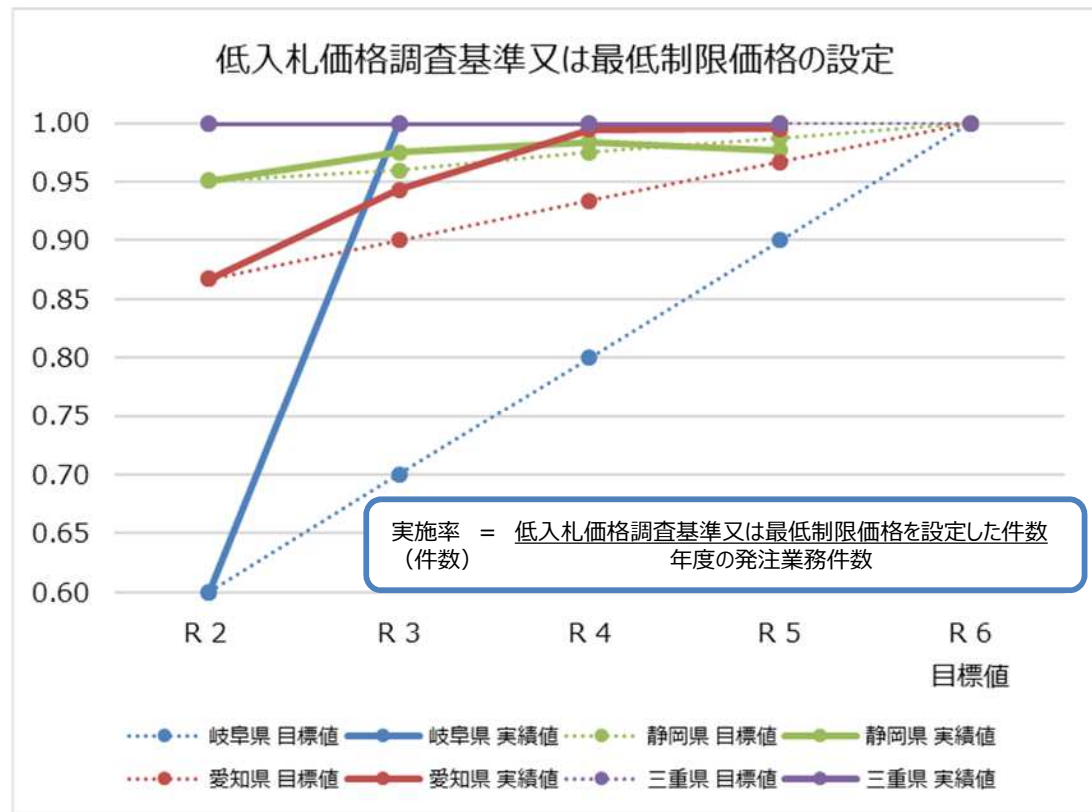
【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R5達成度】岐阜◎ 静岡△ 愛知○ 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の実績率はわずかに上昇している。
○ 令和5年度の岐阜県・愛知県(県政令市)・三重県の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

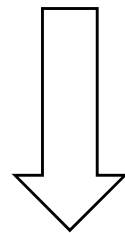
全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

- 国等でR6年度までに業務契約に係る低入札価格調査基準又は最低制限価格を導入していない機関がある。
(対象業務がない機関も含む)



令和6年度は、必要に応じて個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

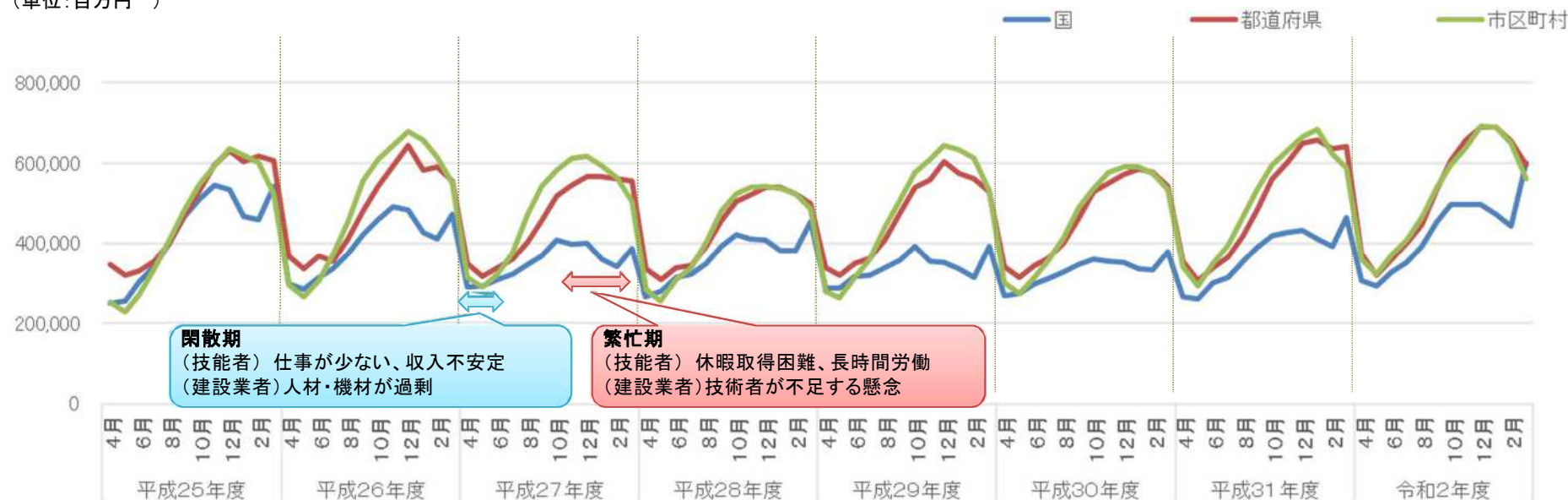
個別案件

- ・ 平準化

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における工事出来高の状況

(単位: 百万円)



施工時期の平準化の推進

技能者や受注者(建設業者)に期待される効果

- 技能者の処遇の改善(特に休日の確保等)
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化（工事平準化率の算出）

○ 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

平準化率（件数） =
$$\frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}}$$

=0.80
(令和6年度目標)

- STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出
- STEP 2 4～6月期の月あたり平均稼働件数（4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数）を算出
- STEP 3 年度全体の月あたり平均稼働件数（当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数）を算出
- STEP 4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

工事名	工期												
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A工事 工期：前年度11/3～9/26													
B工事 工期：6/5～1/13													
C工事 工期：9/17～3/28													
D工事 工期：1/21～翌年度5/25													
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件
4-6月期の月平均稼働件数		4/3（件/月）											
年度全体の月平均稼働件数		24/12（件/月） = 2（件/月）											

※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント
（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、
4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）

平準化率（件数） =
$$\frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = \mathbf{0.67}$$

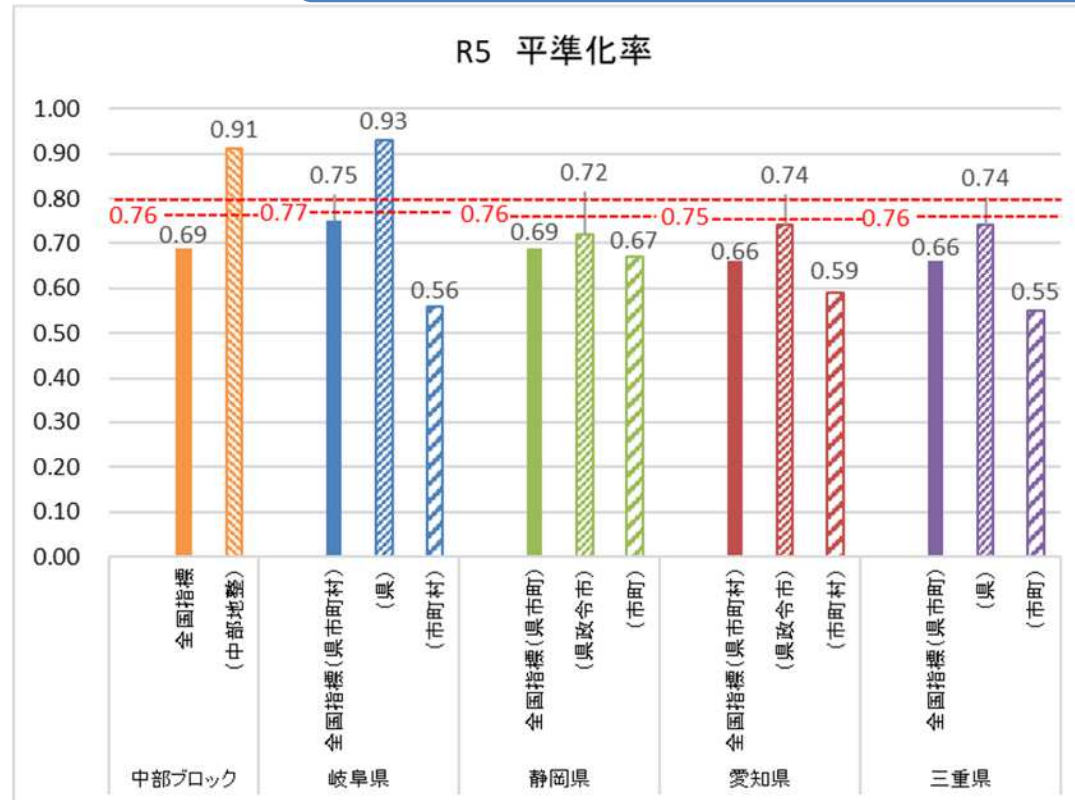
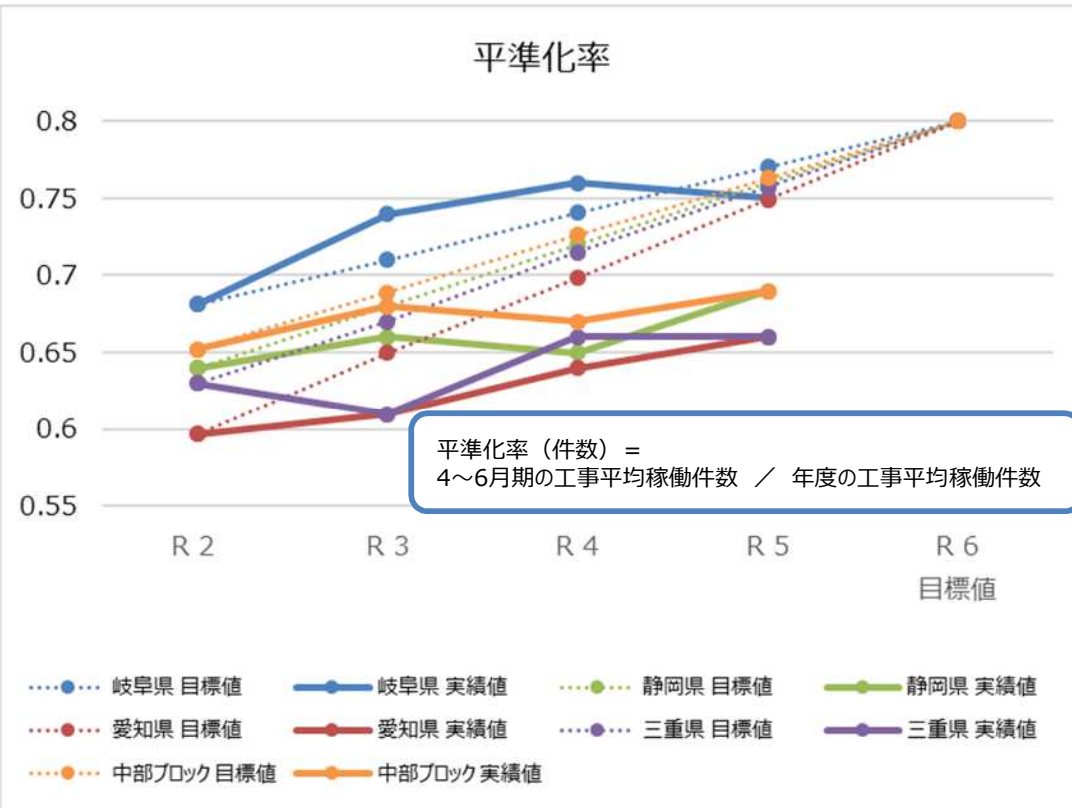
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R5達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇**し令和3年度より上がった。(0.01ポイント)

○ 令和5年度の実績値は**岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。**

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

・発注者の負担軽減

不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。

・人材や資機材の効率的な活用

工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。

・経営の安定化

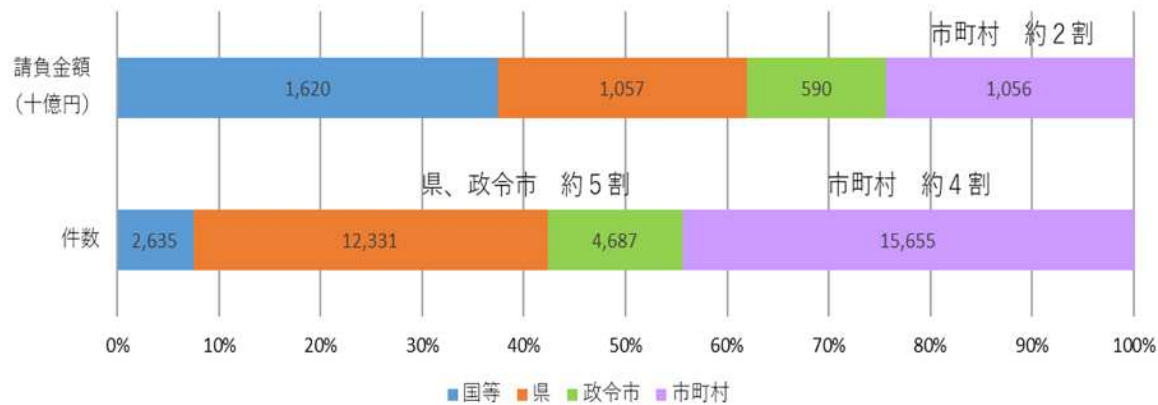
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。

・地域住民への配慮

集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

【工事】 平準化率

R 5 稼働工事 発注機関別比較



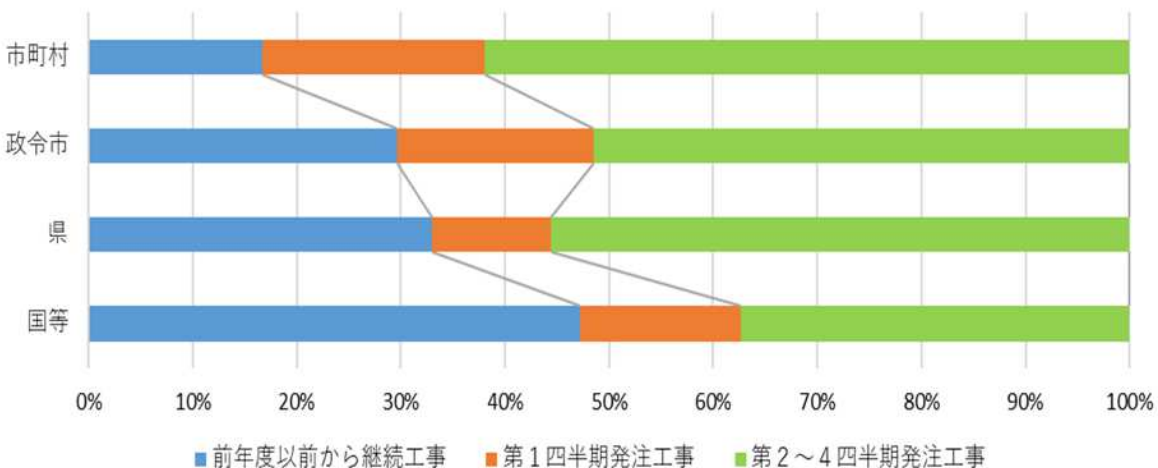
◇ 発注機関別 件数・請負金額

・市町村工事について、発注金額は全体の2割程度だが、発注件数は全体の4割以上となっている。

・県と政令市の工事をあわせると、発注件数は全体の5割程度となっている。

・平準化率の数値を上げるためには、発注件数の多い県、政令市において取り組みを進めるとともに、市町村においても、取り組みを推進していく必要がある。

R 5 稼働工事の発注時期



◇ 発注時期

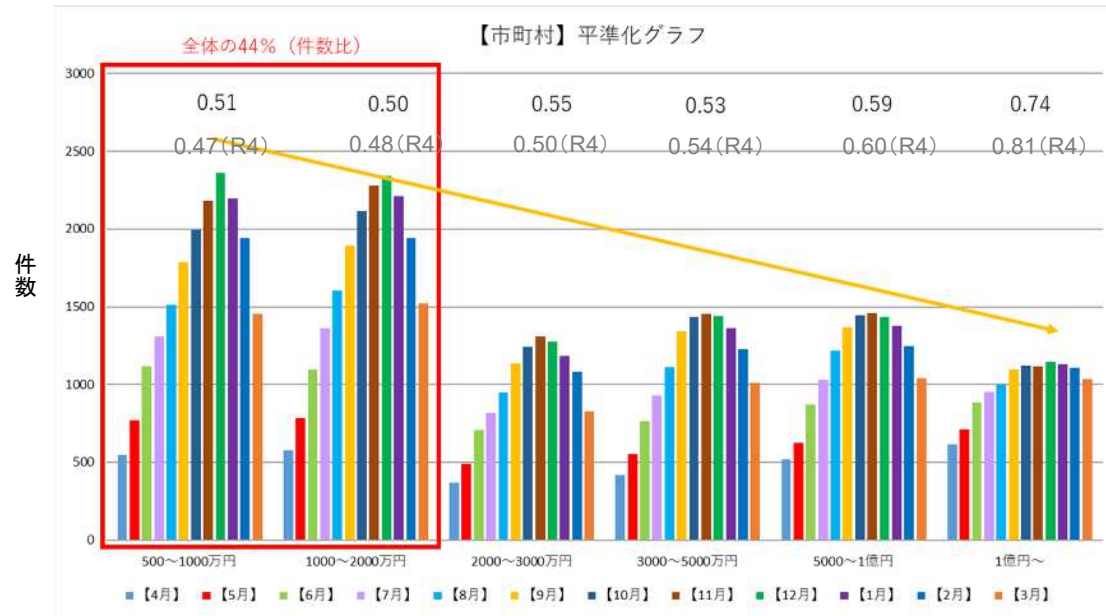
・市町村工事は、前年度以前からの継続工事が16%となっており低い水準

・平準化率の数値を上げるためには、年度を跨ぐ工事の割合を上げる必要がある

⇒債務負担、繰り越しの活用等を推進する必要

【工事】平準化率

【市町村】平準化グラフ

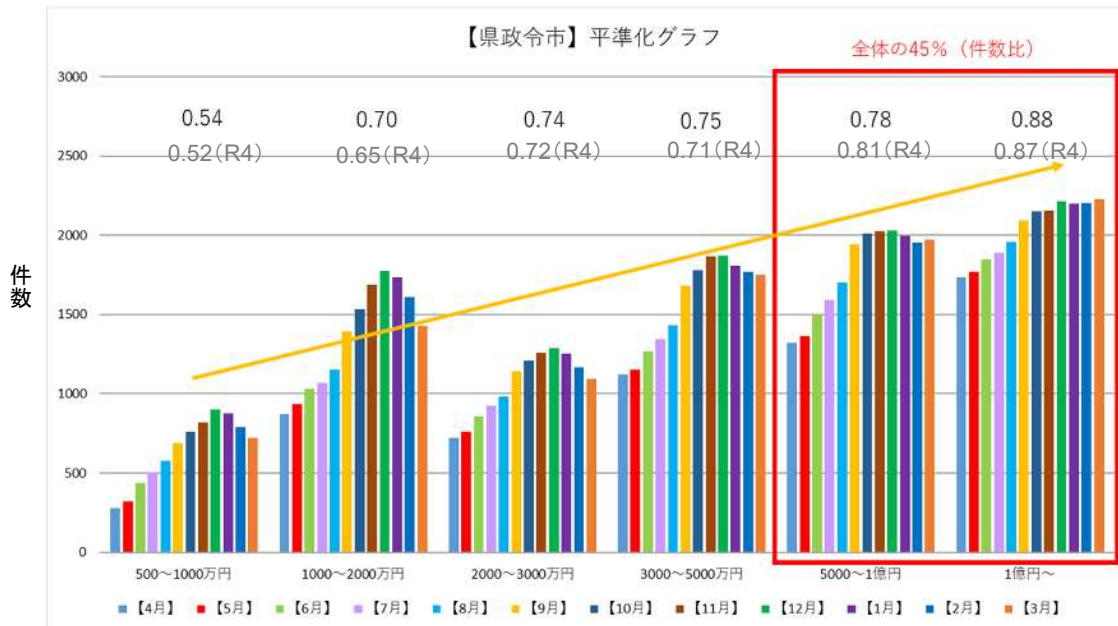


◇ 発注金額毎の平準化率

- ・市町村では、500～2000万円の工事が全体の44%を占める。
- ・市町村で発注件数が多い少額の工事（500～2000万円）では、平準化率が低い水準となっている。

※2000万円以下の工事では特に平準化率が低いものの、R4年度に比べると、意識は向上している。

【県政令市】平準化グラフ



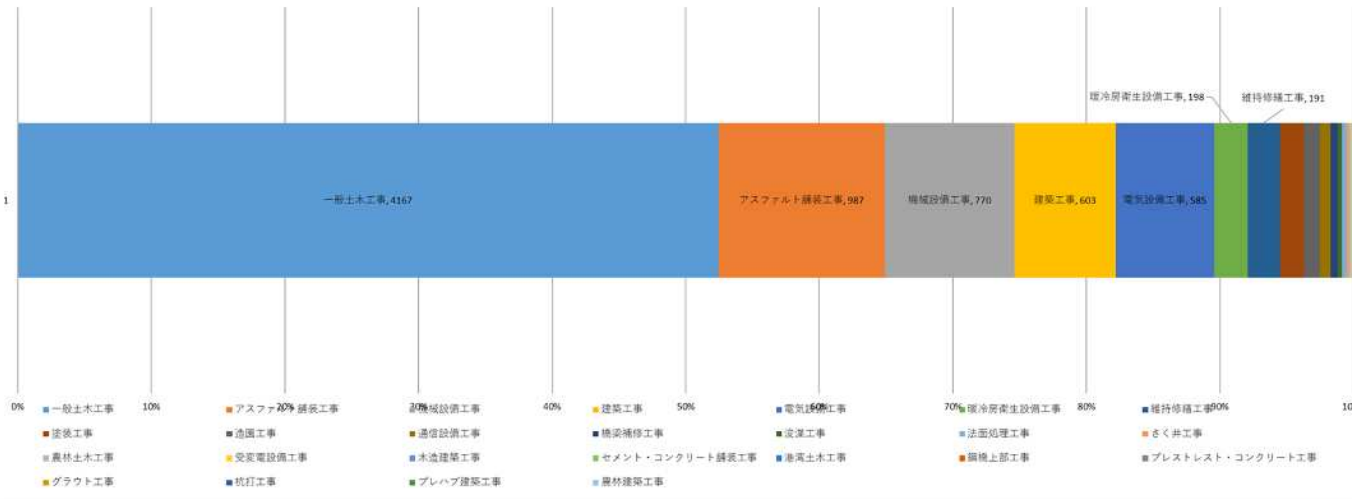
◇ 発注金額毎の平準化率

- ・県政令市では、5000万円以上の工事が全体の45%を占める。
- ・県政令市で発注件数が多い高額工事（5000万円以上）では、平準化率が高い水準となっている。

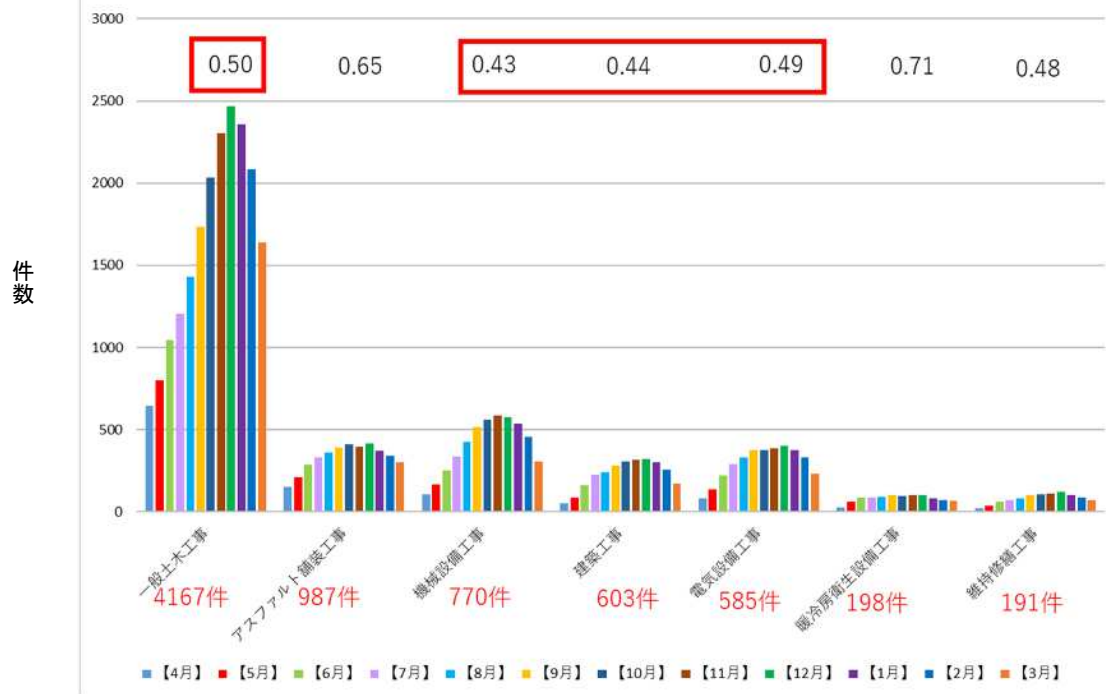
※5000万円以上の工事では、平準化率の高い水準を保っている。

【工事】 平準化率

【市町村】 500万円～2000万円の工事内訳



【市町村】 500～2000万円の平準化グラフ



◇ 工事分野別

(コリンズデータの入札参加資格区分より)

・市町村発注工事のうち、件数が多い工事 (500万円～2000万円、7,939件) の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。

・一般土木は0.50のため、平準化の取り組みの推進が必要。

・機械設備工事、建築工事、電気設備工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。

⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

◇ 平準化推進の課題

(市町村からの聞き取り)

・入札参加資格区分「一般土木」「維持修繕」に含まれる工事は、要望対応の工事や、少額の対処法的な工事も含まれるため、前倒しができない

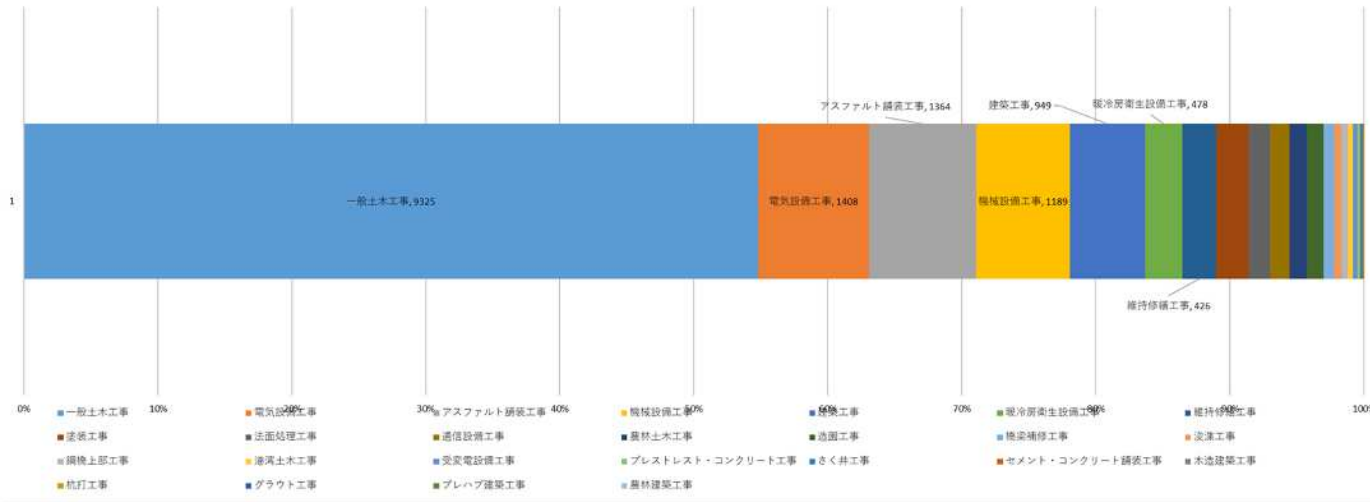
・平準化算出に含まれない、さらに少額(500万円以下)工事や、役務等の契約を年度当初に発注しているので、前倒しができない。

・不測の事態に対応するための予算を確保しておく必要があるため、第1四半期発注が困難。

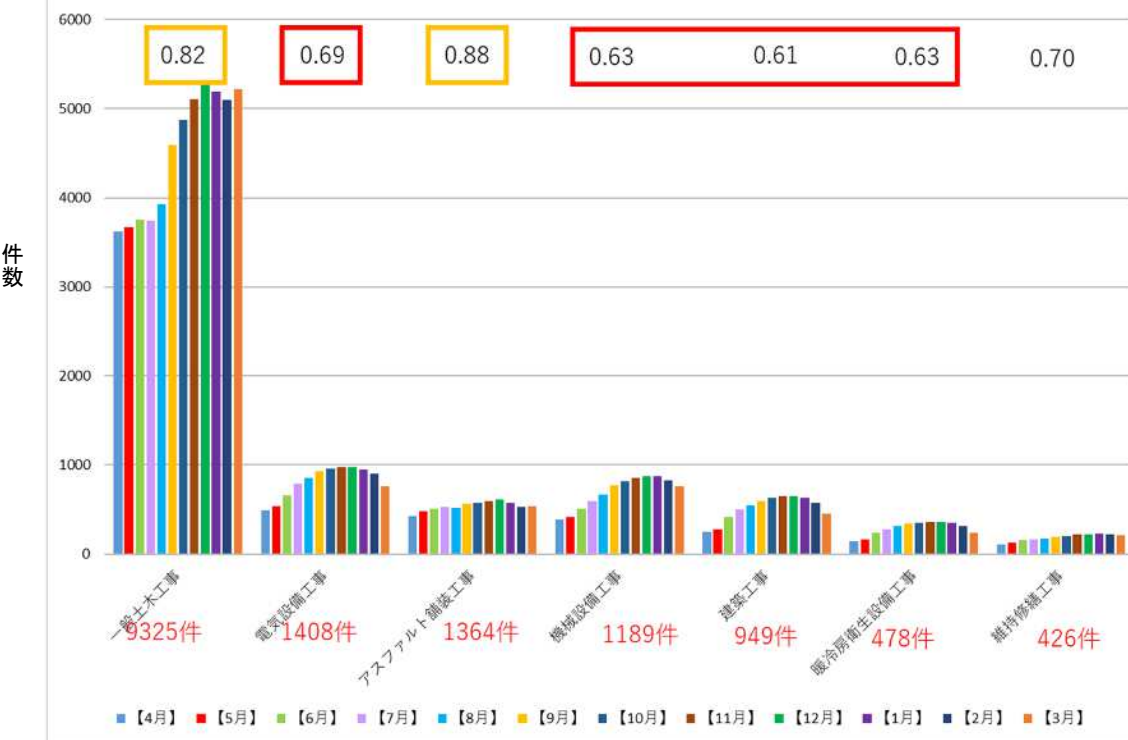
⇒一般土木、維持工事の実施は難しい？

【工事】 平準化率

【県政令市】工事内訳



【県政令市】平準化グラフ



◇ 工事分野別

(コリンズデータの入札参加資格区分より)

・県政令市発注工事(17,018件)の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。

⇒平準化率は0.82と高い水準なので、ひき続き平準化の取り組みを維持していただきたい。

・電気設備工事、機械設備工事、建築工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。

⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

第4四半期納期率（件数） =
$$\frac{\text{第4四半期（1～3月）に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

=0.40以下
(令和6年度目標)

- ・集計対象工事
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）
- ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
- ・県 域 単 位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

	履行期限																	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	第4四半期			4月	5月	6月
A業務																		
B業務																		
C業務																		
D業務																		
E業務																		

第4四半期納期率（件数） =
$$\frac{\text{第4四半期（1～3月）に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

= 1 / 5 = 0.2

【業務③】 平準化率

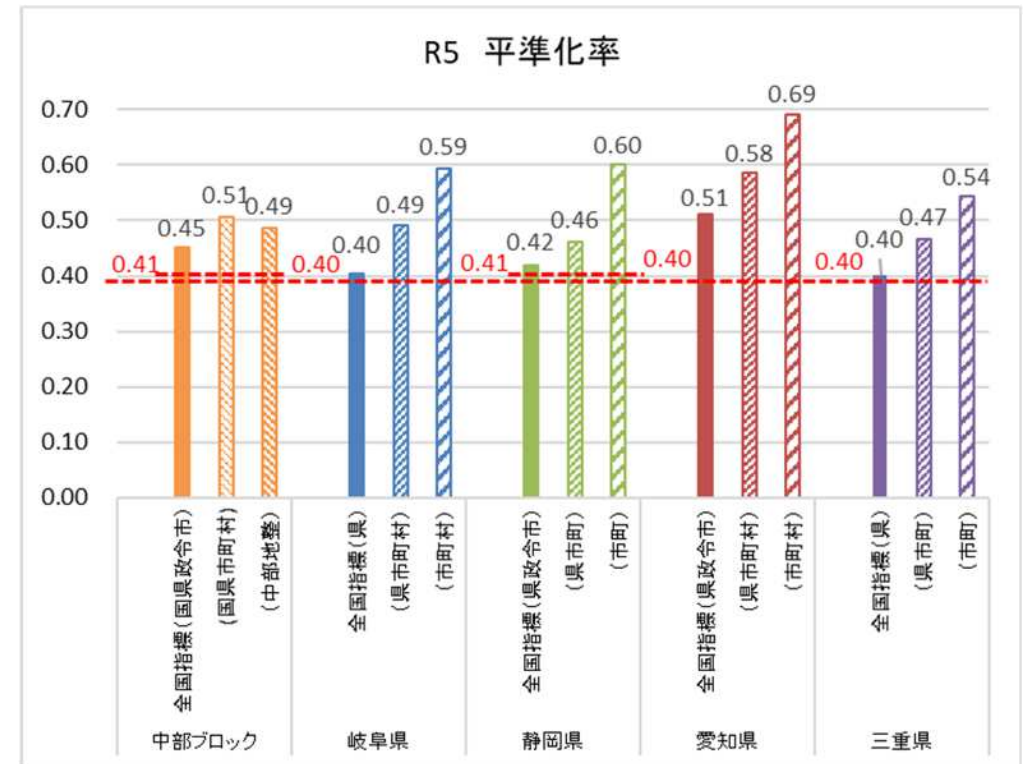
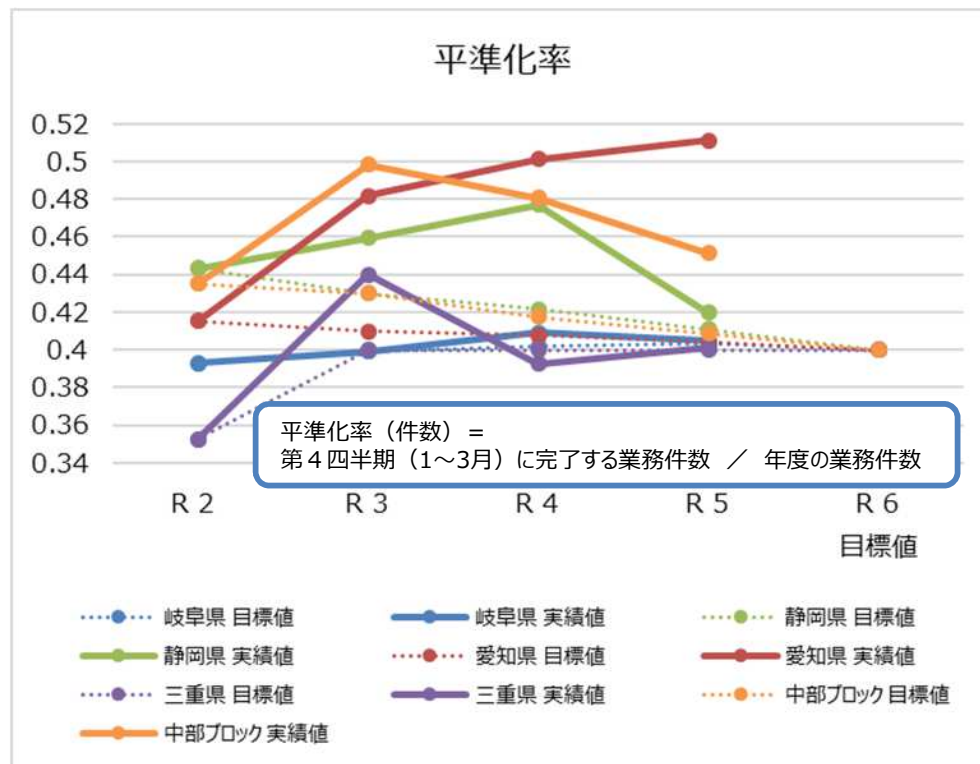
◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜◎ 静岡△ 愛知× 三重◎

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている(-0.03ポイント)が、目標達成していない。

○ 令和5年度の実績値は岐阜県・三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

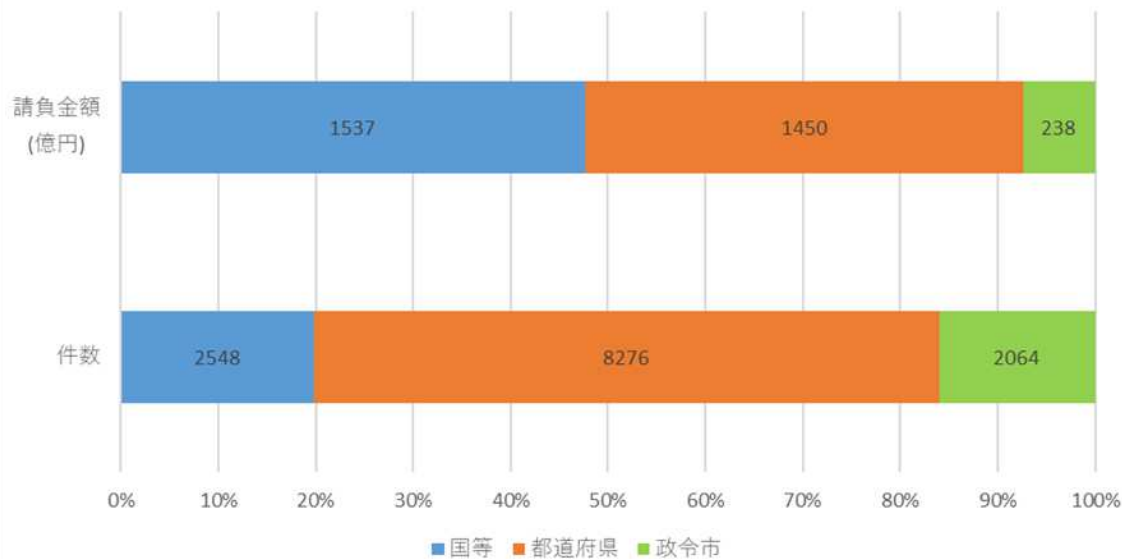
・発注者の負担軽減

年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される

・受注者の経営環境の改善

履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

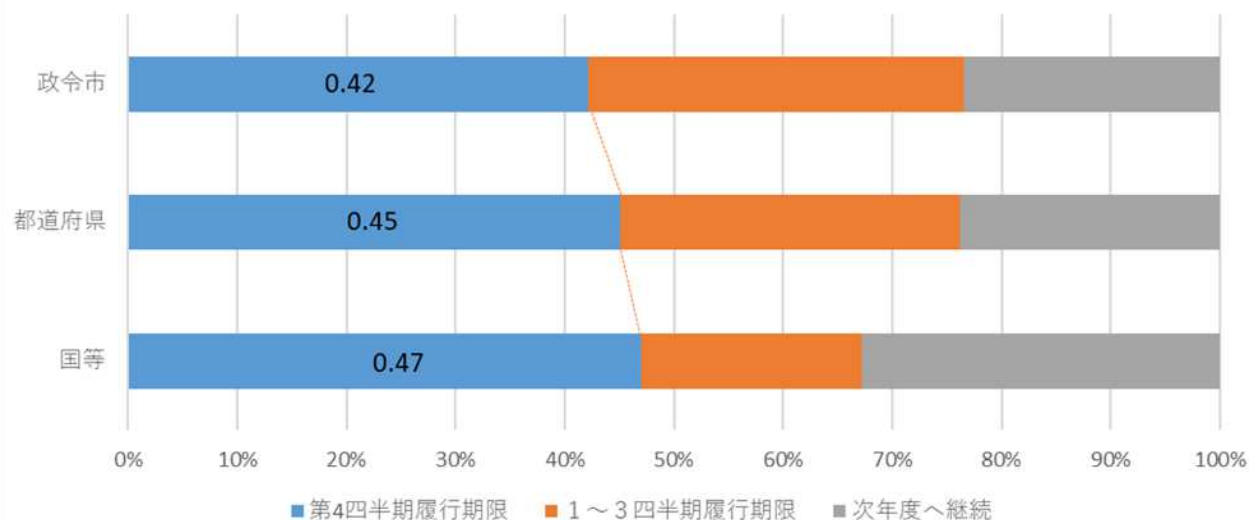
R5稼働業務 発注機関別比較



◇ 発注機関別 件数・請負金額

・県政令市業務について、発注金額は全体の5割程度だが、発注件数は全体の8割となっている。

R5稼働業務の履行期限



◇ R5稼働業務の履行期限

・国等・県・政令市ともに、第4四半期納品が半数程度（業務平準化率は0.45前後）

・次年度へ継続する業務の割合は、国等で3割以上あるが、県・政令市は2割となっている。

【業務】 平準化率

◇ 発注金額別

・平準化率は大きな差が無い。

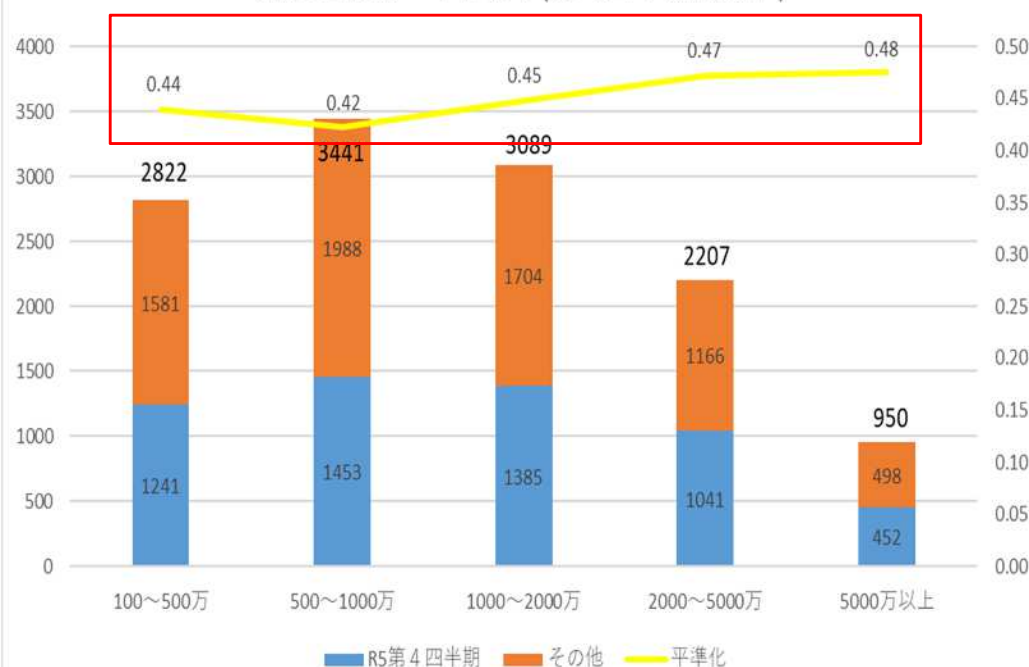
◇ 業務内容別

・発注件数の大半を占めているのは 調査設計業務(テクリス)であるので、平準化率の値を下げるためには、調査設計業務の計画的な発注が必要。

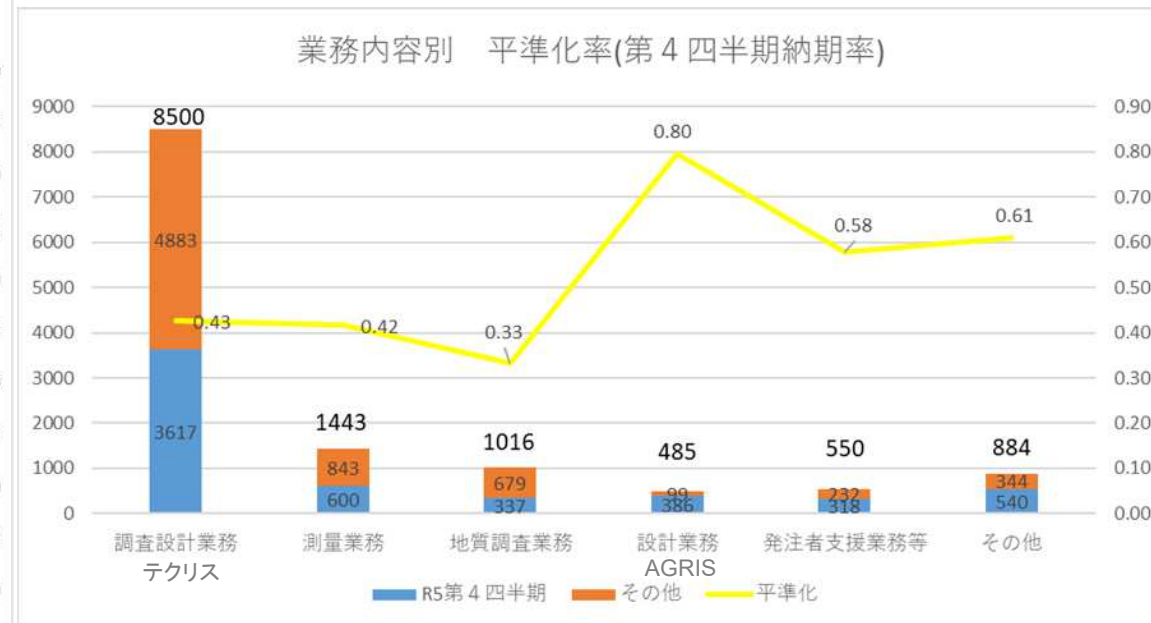
・設計業務(AGRIS)で平準化率0.8と高い値で、改善の余地あり。

⇒業務内容を整理、積算で工期を設定、関係業務との関係を整理した時点で、年度を超えそうなら繰り越し手続きを行って発注。

発注金額別 平準化率(第4四半期納期率)



業務内容別 平準化率(第4四半期納期率)



◆上越市の取り組み事例

- ・R2から、財政部局を含めた、関係課との調整会議を繰り返し実施
※調整会議の中で、**毎年ある「舗装工事」の発注で、債務負担行為を設定していくことを合意**
- ・議会に対しては、主に建設業の実情を繰り返し説明し、平準化への理解を得た

◆柏崎市の取り組み事例

- ・早期に財政部局と協議
- ・債務負担行為の設定に向けたスケジュールの確立、共有
- ・財政部局、議会に対しては、**「業団体からの要望」「品確法に基づく平準化」「建設業の環境」を丁寧に説明**

◆九州地方整備局の取り組み事例

- ・**9月議会での繰越設定**について、各県政令市へ実施可能かの調査実施
※他の自治体の事例を参考に、繰越の必要性が生じた時点、9月、12月議会で設定する自治体が増加

◆市議会議長会等を通じた働きかけ

施工時期を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。

講演

日 時：令和4年11月28日（月） 13:00～ （第175回建設運輸委員会）
 講演者：不動産・建設経済局建設業課長 岩下 泰善
 講演題：『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて』



概要

○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠
 （例：施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い）

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、
 全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施

→“施工時期の平準化”や“ダンピング受注の防止”など、各地方公共団体における取組を一層推進

○講演内容

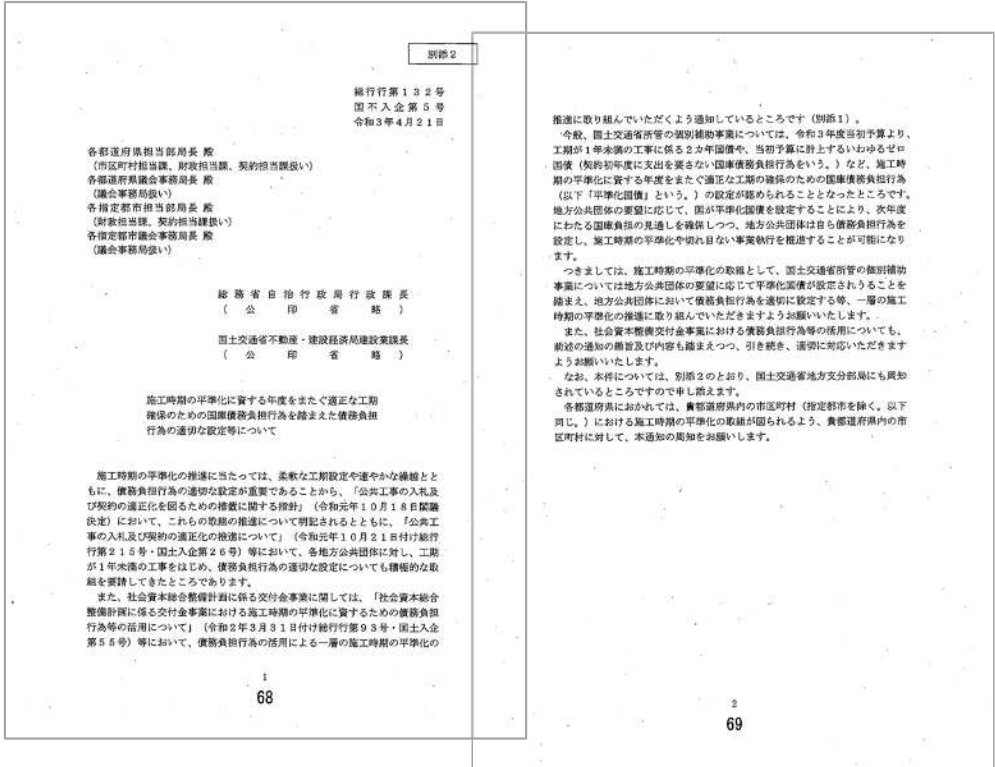
1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 5か年加速化対策・令和5年度予算概算要求
3. 建設業の賃金引上げに向けた取組
4. 建設資材の価格高騰
5. 働き方改革等の推進



→令和4年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



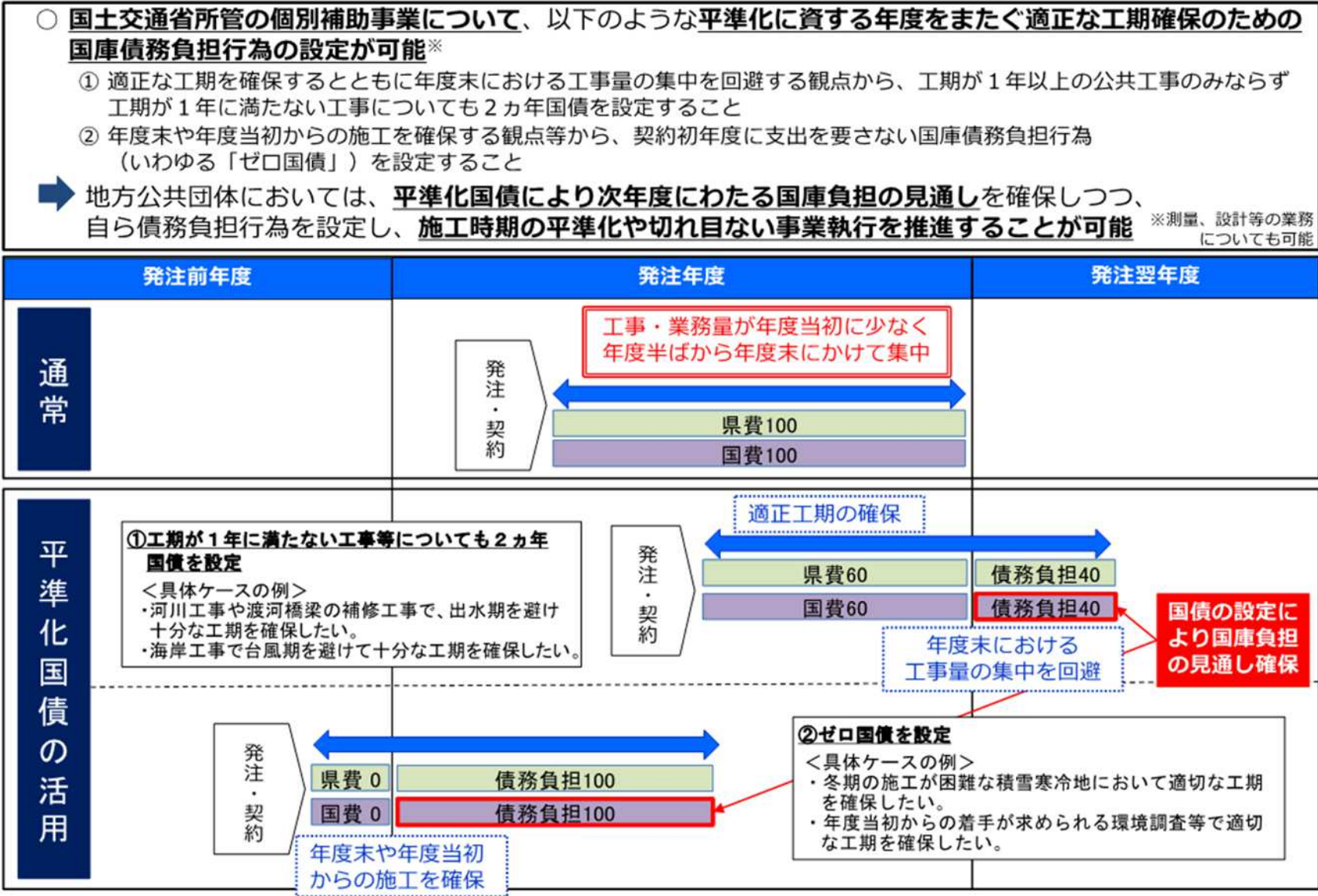
令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

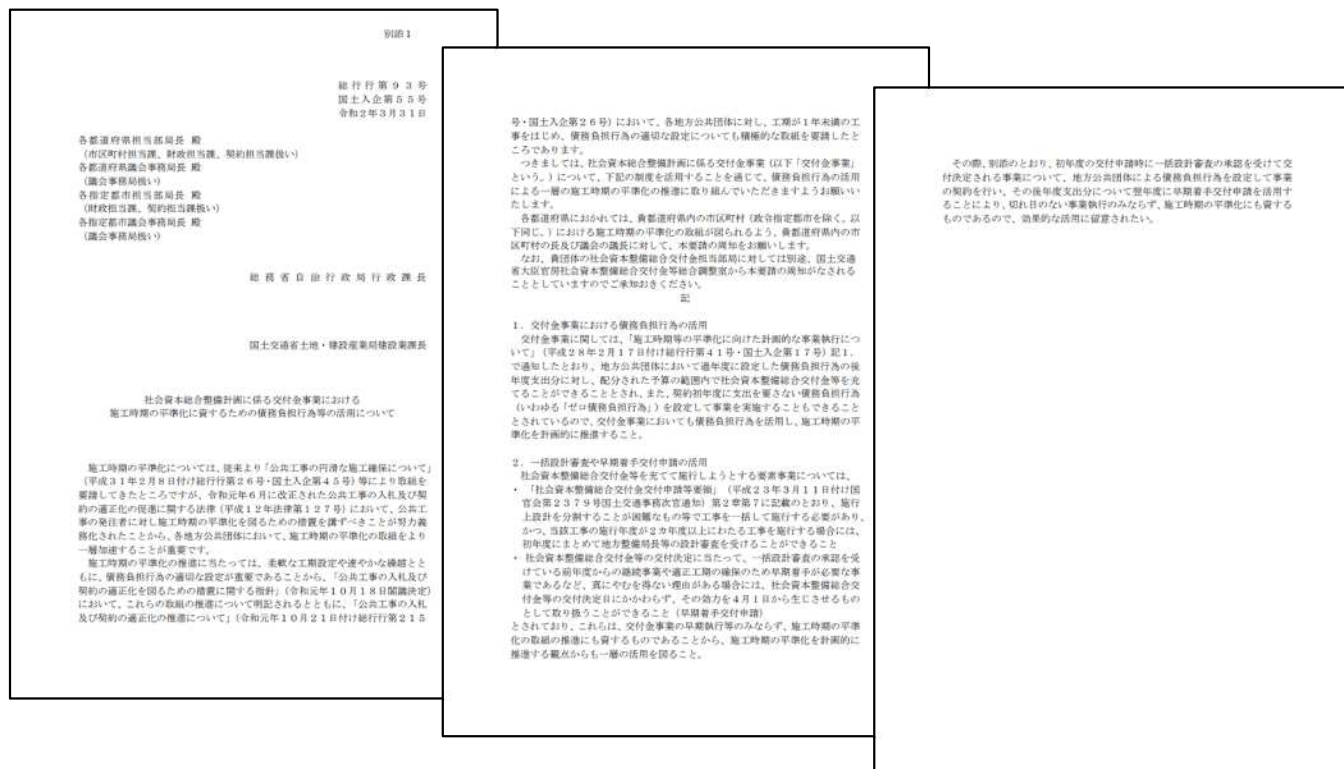
◆施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為（平準化国債）の活用

※下水道事業についても活用可能 7月頃に下水道事業課から地整の建政部を介して自治体へ執行予定調書が展開、そのタイミングで要求



◆ 社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について(通知) (R02.03.31_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 交付金事業について、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進が必要



◆ 地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることが可能。

◆ ゼロ債務負担行為でも可能。

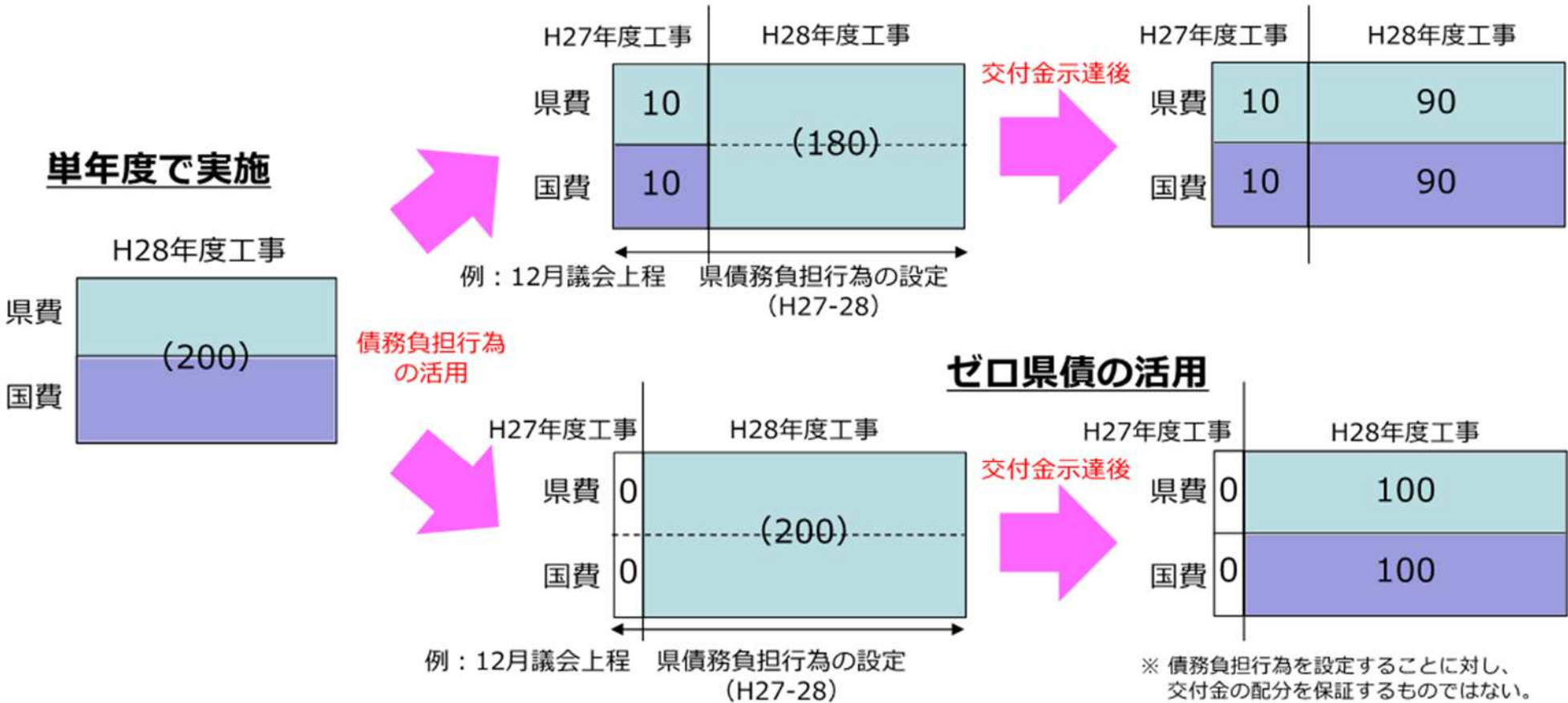
◆ 一括設計審査や、早期着手交付申請の活用も可能

◆社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
(過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

二カ年県債の活用



◆新潟県の取り組み事例

- ・**債務負担行為の設定・活用が常態化**（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
- ・土木部局の事業で、工程上、年度を跨ぐ必要があるもの（工程上、12ヶ月を超えるもの 等）

◆山口県の取り組み事例

- ・ゼロ県債 対象事業
 - ・事業の種類や工種に特に制限はしていない。（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
※年度当初から工事着手可能な箇所（用地ストックがある箇所等）や完成・供用開始が前倒しできる箇所、梅雨時期までに施工が必要となる箇所等
- ・工期が12カ月未満の工事における債務設定 対象事業
 - ・**週休2日や余裕期間制度の導入など、適正な工期設定をするためには、これまで年度内に完了していた工事が年度内での完了が難しくなった工事**
 - ・年度当初において、発注計画に基づき、想定される着手可能時期から年度末までの間、必要な工期が確保できない工事
※非出水期工事、漁期などの制約がある工事、地権者などに制約のある工事など

◆中部地整管内での取り組み事例

- ・債務の設定（R4実績）
愛知県：645件（252億円） 岐阜県：482件（30億円） 三重県：416件 静岡県：795件 名古屋市：473件 静岡市：119件 浜松市：180件
- ・繰越の設定（R4実績）
愛知県：1356件 岐阜県：2,153件 三重県：40件 静岡県：809件 名古屋市：159件 浜松市198件

◆平準化グラフ作成ツールの活用

- 今後予定される工事の平準化の取組を検討するため、予算執行計画書の作成に合わせ「平準化グラフ作成ツール」を活用。
- 平準化グラフ作成ツールにより、平準化の現状を把握し、債務負担行為の活用等を含めた発注計画の立案や、予算要求に役立てる。
- 町ではこのツールを活用して、令和2年3月補正予算において初めてゼロ債務負担行為を設定した。

予算執行計画書（エクセルデータ）

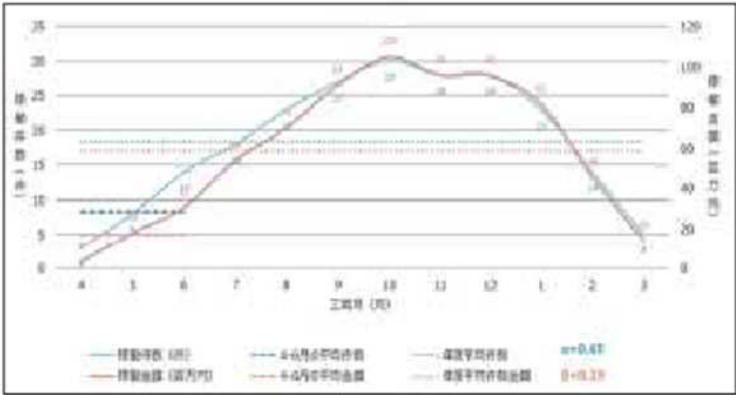
所属	会計	予算科目						細目区分	事業経費	単位:千円	契約方法	入札・契約 時期	工期(※30)												長期継続契約など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		款	項	目	大	中	節						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H31	H32	H33	H34	H35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
●●室	1	2	1	17	5	1	11	4	●●修繕料	●●交換	720	競入	2019	年	11	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

※予算執行計画書に記載される各工事ごとに工期と契約金額をもとにして、毎月の工事の稼働件数や、稼働金額（月平均）をエクセルデータ化

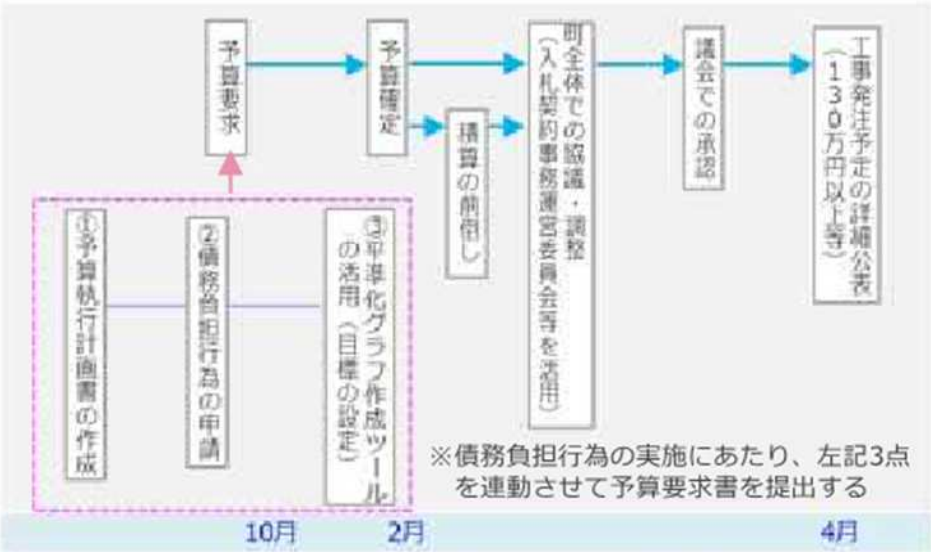
平準化を意識した
発注計画立案や現
状把握に有効

予算執行計画書から平準化率の計算や、平準化グラフの作成が可能（発注規模に合わせて500万円以上、130万円以上の2パターンに対応）

平準化グラフ作成ツール



αとは、工事稼働件数の平準化率を表したもの
βとは、工事稼働金額の平準化率を表したもの



- 平準化の現状・見込みを可視化することで、財政当局や議会の理解が得られやすい。
- 平準化グラフ作成ツールの活用により、各課の発注を管理する意識が高まった。

- ・第三次三重県建設産業活性化プランの目標項目として平準化率を設定し取組を推進。
- ・発注工事の進捗管理表から自動算出する平準化率簡易算定ツールにより、平準化率をマネジメント。

令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】

公告予定(発注計画)及び契約状況(工期・金額等)を進捗管理

◆三重県の取り組み事例

○平準化率簡易算定ルール

各部局、発注事務所、担当課の各単位で平準化率の確認が可能。

年度

R4

部局

県土

事務所名

県土全体

課名

全体

Ver.202102

資料3

○平準化率（簡易算定式）

年度	R4 年度見込み											
四半期	第1			第2			第3			第4		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
稼働件数（件）	431	413	386	375	404	545	569	598	622	618	580	543
4～6月平均稼働件数	410			441			596			580		
年度平均稼働件数	507											
稼働金額（百万円）	3,753	3,672	3,522	3,495	3,715	5,030	5,143	5,260	5,449	5,442	5,362	5,226
4～6月平均稼働金額	3,649			4,090			5,284			5,343		
年度平均稼働金額	4,599											
α：稼働件数	0.81			0.87			1.18			1.14		
β：稼働金額	0.80			0.89			1.15			1.16		

チェックポイント

①第1四半期の稼働金額βの値（行動計画目標数値0.80）

②年間を通して稼働金額（件数）の波を穏やかに。（各四半期が0.80から1.20以内）

③年間総稼働金額の対前年度比

④年度契約額の対前年度比

⑤契約進捗率

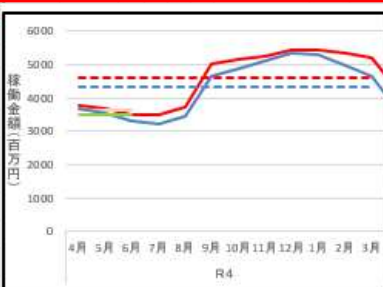
【参考1】年間総稼働状況と年度契約状況の見込み

稼働金額	R3				R4				R5				前年比
年間総稼働金額（百万円）	54,276				55,069				23,894				101%
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5	
稼働金額	0	4,696	18,176	31,404	3,246	1,176	21,587	29,060	456	2,653	20,785		
年度契約額	53,597				52,121								97%
稼働件数	R3				R4				R5				前年比
年間総稼働件数（件）	1,150				1,087				425				95%
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5	
稼働件数	0	13	392	745	2	9	407	669	3	16	406		
年度契約件数	745				669								90%

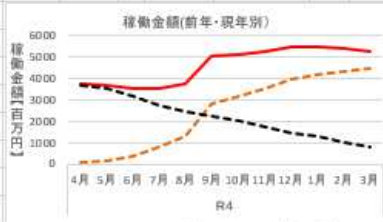
【参考2】契約の進捗管理（工事諸費）（金額：百万円）

		R4 契約												進捗	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
契約	予定	9	8	23	44	62	131	101	65	57	47	47	74	668	75%
件数	実績	11	5	27	48	67	171	51	64	53	1	0	0	498	
諸費	予定	920	413	1,780	3,483	5,457	9,138	6,999	3,335	4,822	3,113	6,410	6,262	52,121	64%
金額	実績	773	432	1,894	3,518	4,358	13,356	2,135	3,085	3,862	45	0	0	33,459	

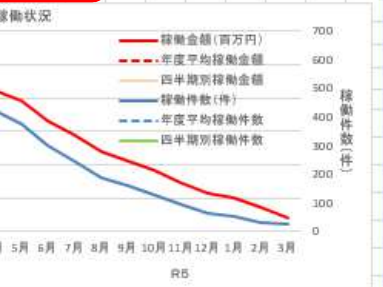
稼働状況



稼働金額（前年・現年別）



稼働件数（前年・現年別）



年度別稼働金額



契約状況（件数）

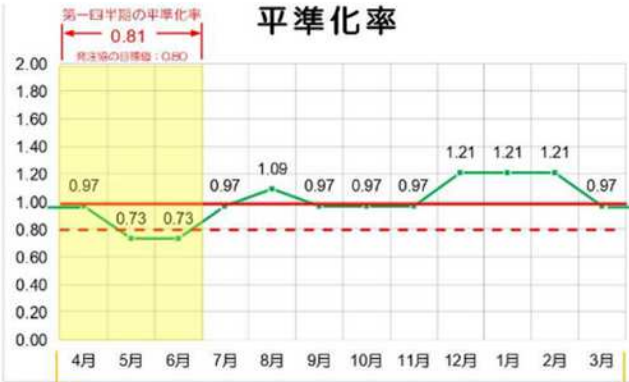
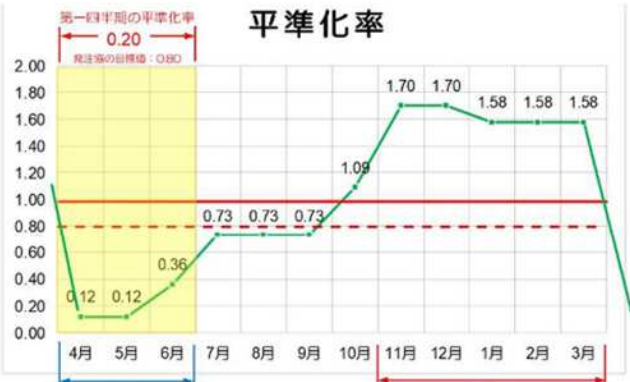


契約状況（金額）



◆愛知県の取り組み事例

・市町村へ、平準化率の算定方法とスケジュール見直し方法を指導



工事稼働数が安定すると
(受注者)
⇒経営が安定
(技能者)
⇒年間を通じて収入が安定
⇒休暇が取得しやすい

閑散期

(工事稼働数:少)

技能者: 仕事が少ない、収入が不安定

受注者: 人材・機材が過剰

繁忙期

(工事稼働数:多)

技能者: 休暇取得が困難、長時間労働

受注者: 人材・機材が不足する懸念

件名	最新情報						前年度からの継続	2022年度												次年度継続	
	工期							2022年												該当	継続時期 年 月
	開始	終了	請負金額 (百万円)	3月	4月	5月		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
下水道工事(その5)	2021 10 1	2022 12 20	250	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
下水道工事(その1)	2022 6 10	2023 3 20	150				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
側溝改良工事(その1)	2022 10 10	2023 3 20	5								1	1	1	1	1	1					
側溝別当工事	2022 7 10	2023 3 20	5					1	1	1	1	1	1	1	1	1					
道路築造工事(その1)	2022 7 20	2023 3 20	25					1	1	1	1	1	1	1	1	1					
河川改修工事(その1)	2022 11 1	2023 3 20	20								1	1	1	1	1	1					
道路舗装工事(その1)	2022 11 20	2023 3 20	5								1	1	1	1	1	1					
排水施設更新工事	2022 11 1	2023 3 20	20								1	1	1	1	1	1					
下水道工事(その2)	2021 6 10	2024 3 20	100			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
側溝改良工事(その2)	2022 11 1	2023 3 20	5								1	1	1	1	1	1					
小学校新築工事	2022 7 10	2023 9 20	25				1	1	1												
保育園空調更新工事	2022 11 10	2023 3 20	10								1	1	1	1	1	1					
道路舗装工事(その2)	2022 10 20	2023 3 20	5								1	1	1	1	1	1					
農業用水補修工事	2022 10 10	2023 3 20	25								1	1	1	1	1	1					
下水道工事(その3)	2022 10 10	2023 3 20	50								1	1	1	1	1	1					

※指標対象:50万円以上(コシズ登録)

工事稼働件数(件/月)	1	1	3	6	6	6	9	14	14	13	13	13	Σ= 99	件/年
平準化率(月あたり)	0.12	0.12	0.36	0.73	0.73	0.73	1.09	1.70	1.70	1.58	1.58	1.58	Av= 8.25	件/月
工事稼働件数(件/四半期)	5	5	18	37	39									
工事稼働件数(件/月平均)	1.67	1.67	6.00	12.33	13.00									
平準化率(四半期あたり)	0.20	0.20	0.73	1.49	1.58									

件名	最新情報			前年度からの継続	2023年度												次年度継続	
	工期				2023年度												継続時期	
	開始	終了	稼働金額 (百万円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	該当	継続期間 年 月
下水道工事(その5)	2022 10 1	2023 12 20	250	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
下水道工事(その1)	2022 8 10	2023 5 20	150	○	1	1												
河川改修工事(その1)	2022 12 1	2023 4 20	20	○	1													
排水施設更新工事	2022 12 1	2023 4 20	20	○	1													
保育園空調更新工事	2023 1 10	2023 5 20	10	○	1	1												
農業用水補修工事	2022 11 10	2023 4 20	25	○	1													
下水道工事(その1)	2023 8 10	2024 5 20	150						1	1	1	1	1	1	1	1	○	2024 5
側溝改良工事(その1)	2023 4 10	2023 9 20	5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
側溝改良工事	2023 6 10	2024 2 20	5					1	1	1	1	1	1	1	1	1		
道路築造工事(その1)	2023 7 20	2024 3 20	25					1	1	1	1	1	1	1	1	1		
河川改修工事(その1)	2023 12 1	2024 4 20	20										1	1	1	1	○	2024 4
道路舗装工事(その1)	2023 4 20	2023 8 20	5		1	1	1	1	1									
排水施設更新工事	2023 12 1	2024 4 20	20										1	1	1	1	○	2024 4
下水道工事(その2)	2023 6 10	2024 3 20	100			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
側溝改良工事(その2)	2023 10 1	2024 2 20	5									1	1	1	1	1		
小学校新築工事	2023 7 10	2024 9 20	25						1	1	1							
保育園空調更新工事	2023 1 10	2024 5 20	10												1	1	○	2024 5
道路舗装工事(その2)	2023 10 20	2024 3 20	5									1	1	1	1	1		
農業用水補修工事	2023 11 10	2024 4 20	25									1	1	1	1	1	○	2024 4
下水道工事(その3)	2023 5 10	2023 10 20	50			1	1	1	1	1	1							

債務負担行為又は繰越や早期発注
第一四半期の稼働件数を増やす。

※指標対象:50万円以上(コシズ登録)

工事稼働件数(件/月)	8	6	6	8	9	8	8	8	10	10	10	8	Σ= 99	件/年
平準化率(月あたり)	0.97	0.73	0.73	0.97	1.09	0.97	0.97	0.97	1.21	1.21	1.21	0.97	Av= 8.25	件/月
工事稼働件数(件/四半期)	20	25	26	28										
工事稼働件数(件/月平均)	6.67	8.33	8.67	9.33										
平準化率(四半期あたり)	0.81	1.01	1.05	1.13										

債務負担行為又は繰越や早期発注により
第一四半期の稼働件数を増やす。

◆愛知県（農林部局）の取り組み事例

- ・通年で施工可能な工事について、早期発注を実施

農地関係における工事発注

◆通年で施工が可能な工事

- ・排水機場工事

敷地内での施工

旧機場を残したまま新設し、旧機場を撤去 ➤ 出水期でも施工可能

※工期が長くなるため、債務負担行為を活用

- ・道路舗装工事

道路用地内での施工

迂回路の設定 ➤ 営農への影響を少なく施工可能

※施工延長の増減により発注単位の調整が比較的容易

- ・環境整備工事

農村公園や農業用水路沿いの遊歩道等の整備 ➤ 営農に影響なく施工可能

- ・海岸整備工事

海岸堤防等の整備（耐震補強等） ➤ 営農に影響なく施工可能



○地整発注工事(事務所発注)の平準化パターン ※通常発注、受託工事で、県の議会承認が必要な繰越工事発注、債務工事 のスケジュールの例

	1年度目(発注調整年次)												2年度目(施工年次)															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
①通常発注 単費													調整	公告		契約	工期											
②平準化 早期(12月～) 工期:12か月以下	調整、概算積算開始	☆				★	公告			契約	工期																	
②平準化 遅期(4月～) 工期:12か月以下						調整、概算積算開始	☆				★	調整	公告			契約	工期											
③0国(0年度の概算要求でセット) 工期:12か月以下(4月～)													調整	公告			契約	工期										
④2国(0年度の概算要求でセット) 工期:縛りなし																												
⑤繰越 現場不一致等 工期延期	公告					契約	工期																					
非出水期を考慮した工事の例②(④)	調整、概算積算開始	☆				★	公告				契約	工期																
豪雪時期を考慮した工事の例② ③						調整、概算積算開始	☆				★	調整	公告			契約	工期											
夏休み(中・高校等)を考慮した工事の例 準備少ない①													調整、積算開始			調整	公告				契約	工期						
夏休み(中・高校等)を考慮した工事の例 準備多い②(③)						調整、概算積算開始	☆				★	調整	公告			契約	工期											
舗装工事の例②(③)						調整、概算積算開始	☆				★	調整	公告			契約	工期											

※③④平準化国債を活用する場合は、0年度(工事発注一年前)の概算要求時に、国債および受託枠をセットする。
※契約期間(公告～契約: 2.5か月で設定 200百万円程度の工事規模を想定)
※議会調整: 調整～議会(約3か月で設定(☆～★))

	1年度目												2年度目											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
年間の維持修繕工事の例 12か月④							公告		契約	工期														
12か月④		国債枠セット																公告			契約 工期			

☆ 年度当初から施工を開始するには、前年度にほとんどの作業を ”完了” しておく必要があります。

◆北海道開発局の取り組み事例

- ・冬期の降雪の影響もあることから、できるだけ夏場のいい時期に施工を行い品質の確保
- ・建設業の働き方改革にあたり適切な工期設定・履行期間の確保及び週休2日の取り組み推進
→早期に工事発注(第1四半期)を行っており、第1四半期の稼働につながっている

◆柏崎市の取り組み事例

- ・発注する各部署が月ごとの発注計画を作成し、第2四半期までに全体の80%の発注目標を設定
- ・基本的に工期を1月末とする取り組みを実施

履行期限の平準化 対応方針

平準化に向けた取り組み

1. 早期発注の活用

- 翌年度業務の入札手続きを前年度内から開始する。

2. 国債の活用

- 履行期限の平準化を図るため、ゼロ国債・平準化国債を積極的に活用する。
※例年、年度当初4月～年度末3月を履行期限として発注している業務については、業務成果を必要とする期日を考慮した上で国債を活用し履行期限の見直しを検討。

3. 翌債・繰越制度の活用

- 翌債制度を積極的に活用する。“発注前繰越”の事例集を作成する。

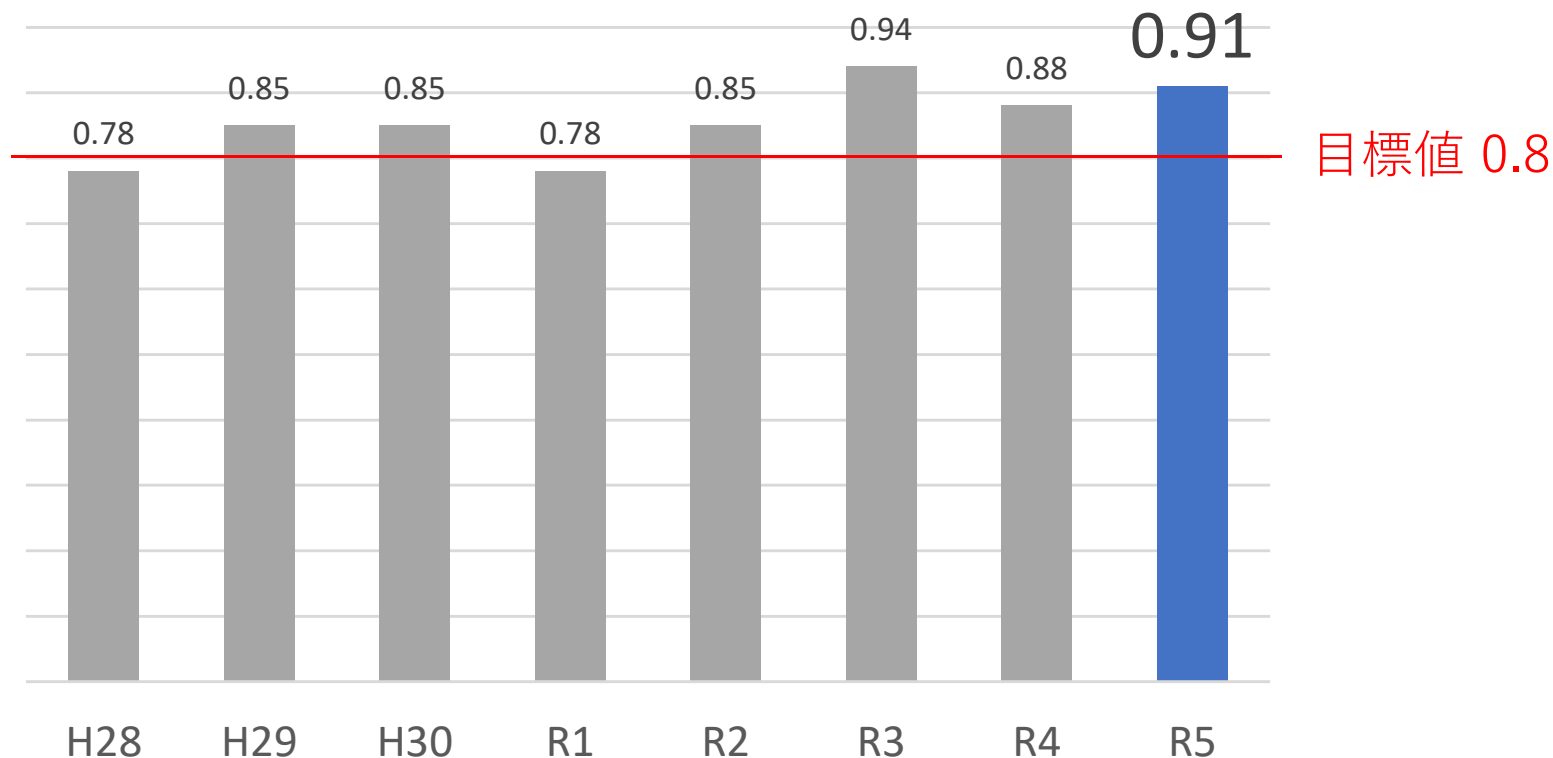
4. 履行期限設定のマネジメント

- 災害復旧等、緊急的に対応が必要となったやむを得ない理由により、『履行期限としてはならない期間※』を履行期限として業務発注（変更契約含む）を行う場合は、他業務の履行期限を変更するなど、各部署毎に平準化に取り組む。
※歳出予算発注業務は第4四半期の履行期限を原則不可とする。（変更契約も原則適用）

工事施工時期の平準化 取組状況

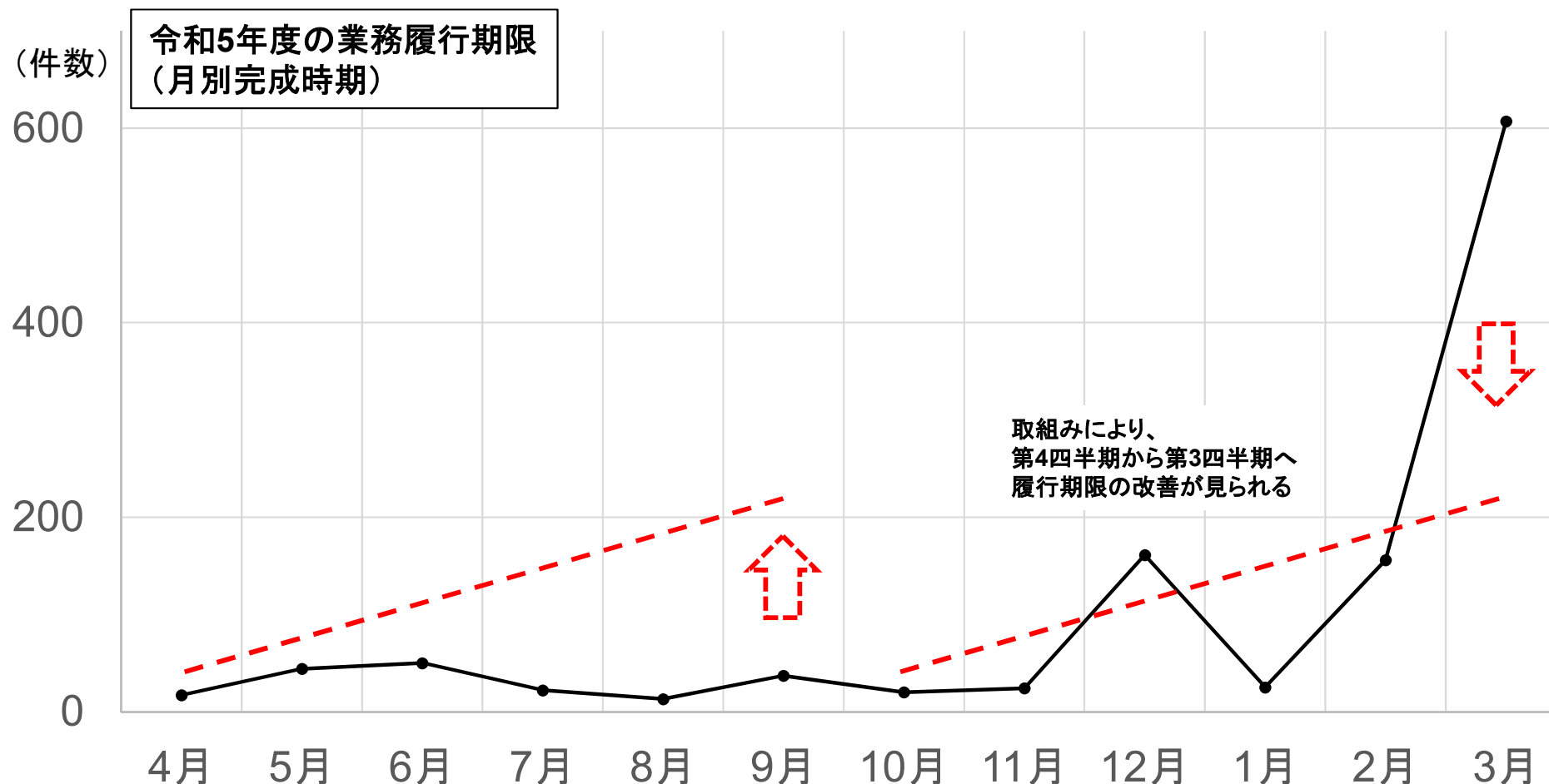
- 中部地方整備局 発注工事の平準化率(件数)は以下に示すとおりであり、中部ブロック発注者協議会で定めるR5目標値を達成。
- 年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等を図る。

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{第1四半期（4～6月期）の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$



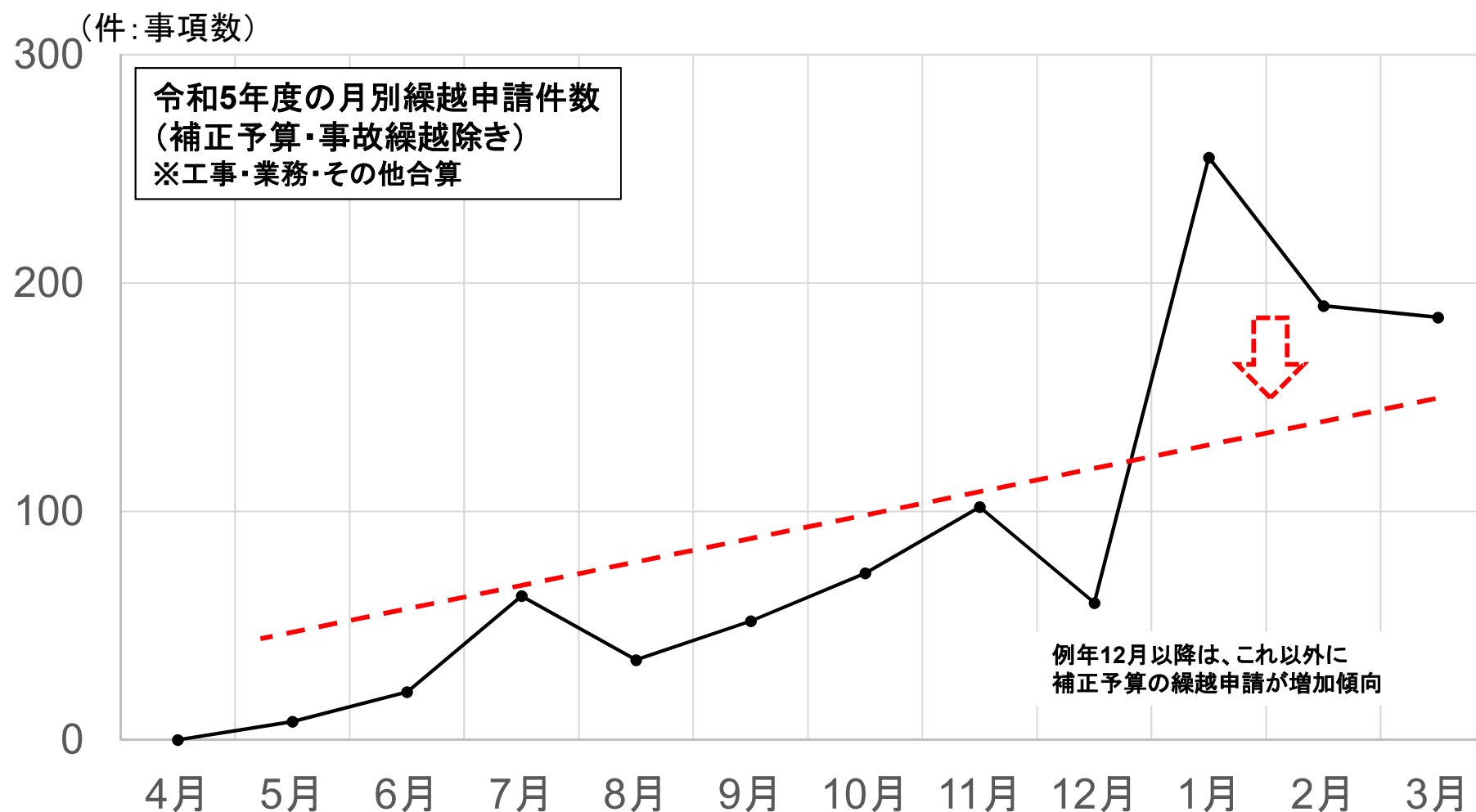
業務の履行期限の平準化 取組目標

- 業務履行期限について、平準化の取組を進めているが、依然、第4四半期に集中。
 - ⇒国債・翌債・繰越制度を活用し、業務履行期限の平準化を目指す。
（上半期50%、下半期50%と、履行期限を上期・下期に2分割することを目標）
 - ⇒当初予算発注業務は第4四半期の履行期限を原則不可とする。（変更契約も原則適用）
 - ⇒早期発注、国債、繰越を活用し、適正な履行期間確保と平準化を図る。



繰越申請時期 取組目標

- 繰越申請件数について、中部地方整備局も他機関同様に第4四半期に多い傾向にある。
 - ⇒事由発生後の速やかな繰越手続きにより、申請時期と履行期間の平準化を目指す。
 - ⇒発注前の繰越手続きにより、適正な履行期間を確保する。



翌債(主に発注前)の早期申請イメージ

GOAL 平準化による申請

⇒ 平準化を理由とした
繰越事由区分の創設

STEP3 一括申請の実施

⇒ 翌債申請する業務を一括化
翌債申請のさらなる簡素化を図る

さらなる
簡素化

STEP2 繰越事由の統一化

⇒ 繰越事由を数パターンに統一化
統一事由によって翌債申請の簡素化を図る

簡素化

STEP1 早期（第1四半期内）翌債申請の習慣化

⇒ 発注前の翌債申請事例集を作成
事例を参考に、発注前翌債申請の拡大を図る

発注前申請を
あたりまえにする

繰越申請事由の簡素化

- 繰越申請事由について、「計画に関する諸条件 キ」を中心に簡素化を図る。
⇒令和5年12月14日付事務連絡第4600号「繰越（翌債）事務手続きの一部改正について」
を念頭に改善予定。

計画に関する諸条件 キ

【従来の記載例】

- ・先行する業務において検討した高水流量計算の成果を用いて、具体的な整備内容の検討を行う予定であったが、4月に開催した委員会での意見を受け、気候変動を考慮した降雨に対する検討等を追加で整理する必要が生じたことにより、先行業務の完成が遅れる見込みのため。（5月～7月）

【簡素化イメージ】

- ・外部有識者からの指摘を踏まえた、気候変動を考慮した降雨に対する検討の実施。
（5月～7月）

繰越申請事由の簡素化(参考)

令和5年12月14日付事務連絡第4600号「繰越（翌債）事務手続きの一部改正について」

別添2のうち『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法（R5.12.14）』の主な変更箇所

繰越事由（その他）	記載例・類似例
計画に関する諸条件（キ）	➤〇〇（例：入札不調、入札不落、低入札価格調査による遅延、契約相手の倒産等）に伴う△△（例：整備計画、システム開発計画、仕様等）の変更（●月）
	➤外部専門家（外部有識者等）からの指摘（要請等）を踏まえた〇〇（例：整備計画、システム開発計画、仕様、工期等）の変更（●月）
	➤外部専門家（外部有識者等）からの指摘（要請等）を踏まえた△△（例：関係者、地元等）との調整（●月）
設計に関する諸条件（ウ）	➤外部専門家（外部有識者等）の説明として、以下の注書きを追記。 ※外部専門家（外部有識者等）とは、事業主体及び所管省庁に所属している職員などは含まれず、客観的事実に基づいて「外部」の者であることが説明可能な者に限る。
	➤〇〇（例：先行事業、関連事業等）において発生（判明）した△△（外部的要因による事由を簡潔に記載）に伴う□□（例：整備計画、システム開発計画、仕様、工期等）の変更（●月）
資材の入手難（オ）	➤〇〇（例：世界情勢の急変、サプライチェーンの混乱等）による△△（例：電子部品、半導体等）の不足に伴う□□（具体の製品・装置等の名称を記載）の納期遅延（●月）

（参考）「資材の入手難 オ」の整理を踏まえ、「資材の入手難 エ」欄に以下の注書きを追記。
※特注品以外の製品・装置等の納期遅延は「資材の入手難 オ」とし、当該記載例欄を参照すること

◆発注関係事務を支援する「公共工事発注者支援機関」

発注者の業務負担増、人員不足に対応し、発注関係事務を適正に実施するための支援（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査）を行う。

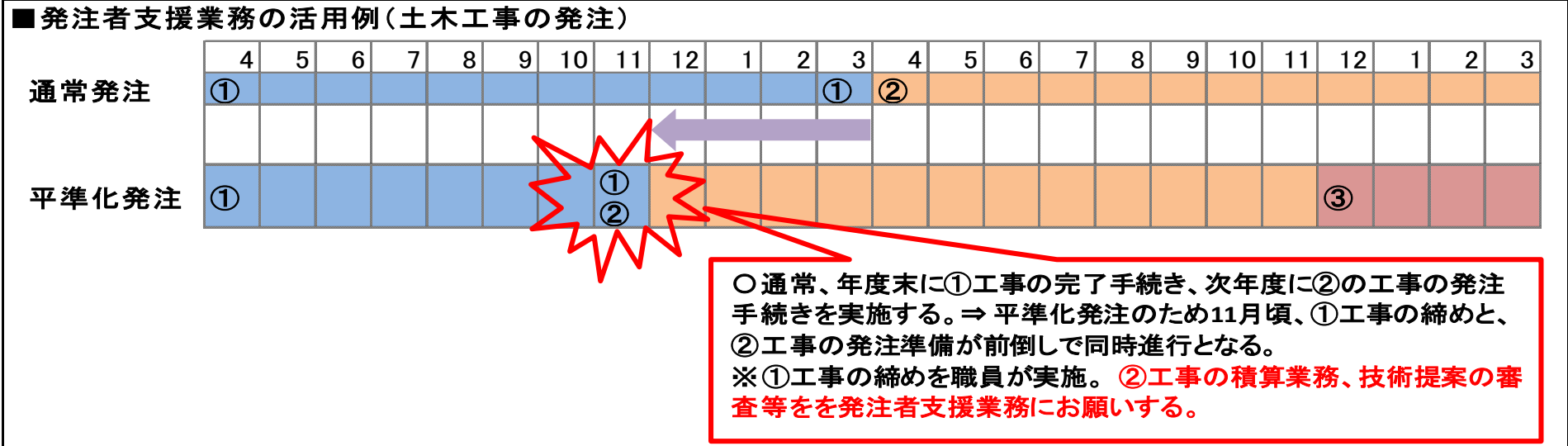
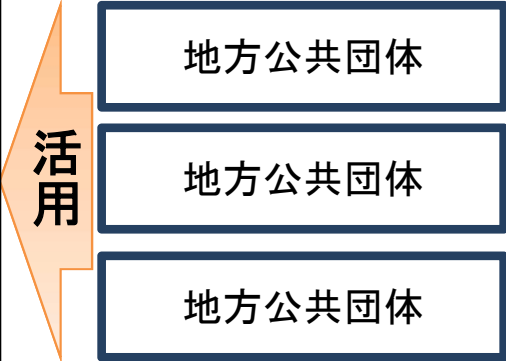
公共工事発注者支援機関（10機関）

○認定機関[土木]

(公財)岐阜県建設研究センター
(公財)愛知県都市整備協会
(公財)三重県建設技術センター
(一社)中部地域づくり協会
(一社)ふじのくにづくり支援センター

○認定機関[建築]

(公財)岐阜県建設研究センター
(一財)静岡県建築住宅
まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
(公財)三重県建設技術センター
(一社)中部地域づくり協会



◆ 日建連 意見交換会（令和6年6月17日：中部） 日建連HP掲載「2024年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.（1）予算確保と適切な発注の推進

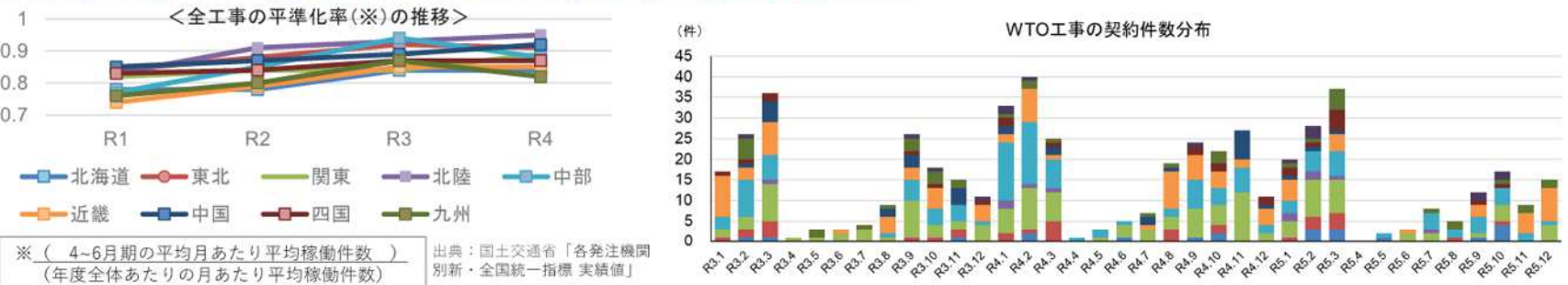
① 予算確保と発注の平準化



国土強靱化の根幹的施設を計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保することが重要である。効率的な施工のためには、発注の平準化や計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為や事業加速円滑化国債の活用拡大などにより適切な規模・工期を確保した上で発注していただきたい。

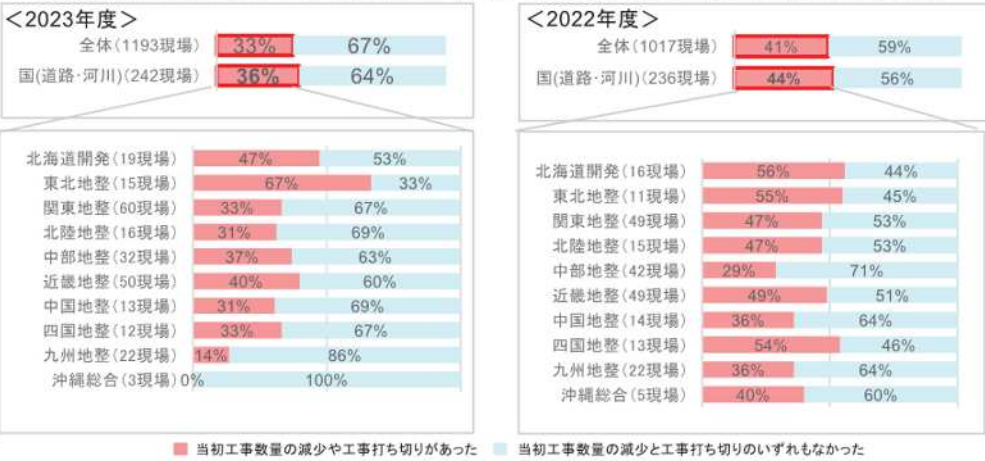
一方、国土交通省の発注工事では、予算の制約により契約工事数量減や工事打ち切り等が約4割の現場で発生していることから、契約変更に必要な予算の確保に努めていただきたい。

A) WTO工事の発注の平準化
全工事の平準化率は改善傾向だが、WTO工事の契約件数分布は依然として山谷がある

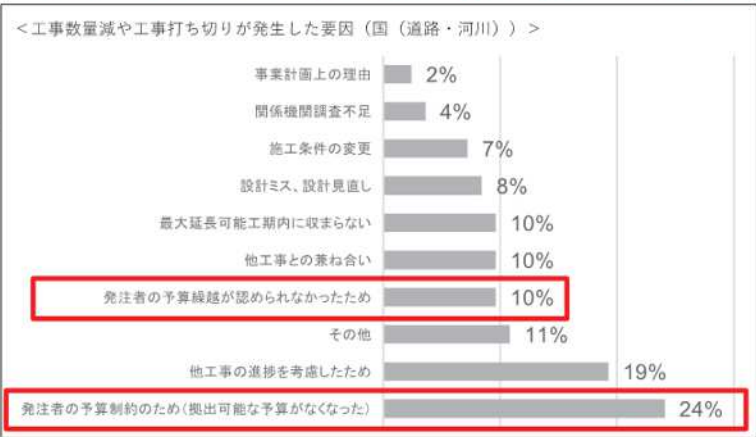


B) 予算の制約を理由とした工事数量減や工事打ち切りの発生状況
年度で比較すると改善傾向ではあるが、依然、国（道路・河川）で設計変更が行われた現場のうち、約4割で当初工事数量減や工事打ち切りが発生している

<設計変更が行われた現場のうち、工事打ち切りや当初工事数量減が発生した割合 22年度と23年度の比較>



予算関連の要因（予算制約、繰越が認められなかった）が最多



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2023年11月）

◆道建協（令和6年5月25日）

■年間を通じた工事の平準化

・年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があります。工事の平準化については推進していただいているところですが、引き続き以下の事項を要望します。

○既に取り組んで頂いている2箇年国債、ゼロ国債、事業加速円滑化国債および繰り越しを更に活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。

○工事の平準化については、契約している工事本数や契約金額による平準化ですと、工事ごとの現場施工のピークなどは考慮されません。変更の可能性も踏まえた工期末の分散など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

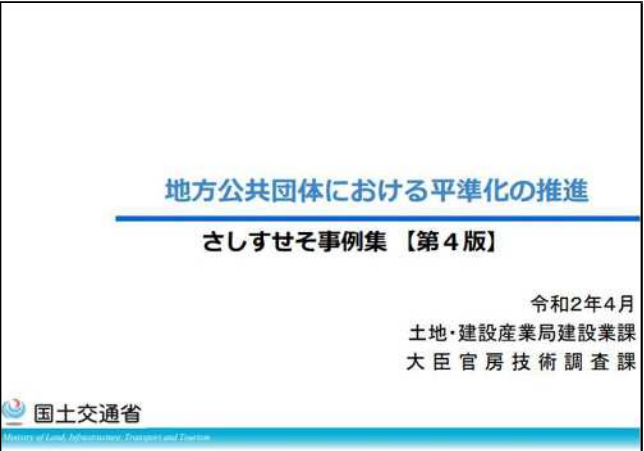
◆岐阜建協（令和5年8月1日）

■働き方改革について

・いまだに発注時期と完成時期が集中しております。同時期に同工種の工事が多く発注されますと、下請業者や職人も一時的に不足し十分な施工体制が確保できず、結果として休日出勤が発生している状況にありますので、更なる発注の平準化を進めていただきますようお願いします。

- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、
「地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
- 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」※の実施事例について紹介
- ※(さ)債務負担行為の活用
 - 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用(し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等
 - 執行率等の設定・発注見通しの公表

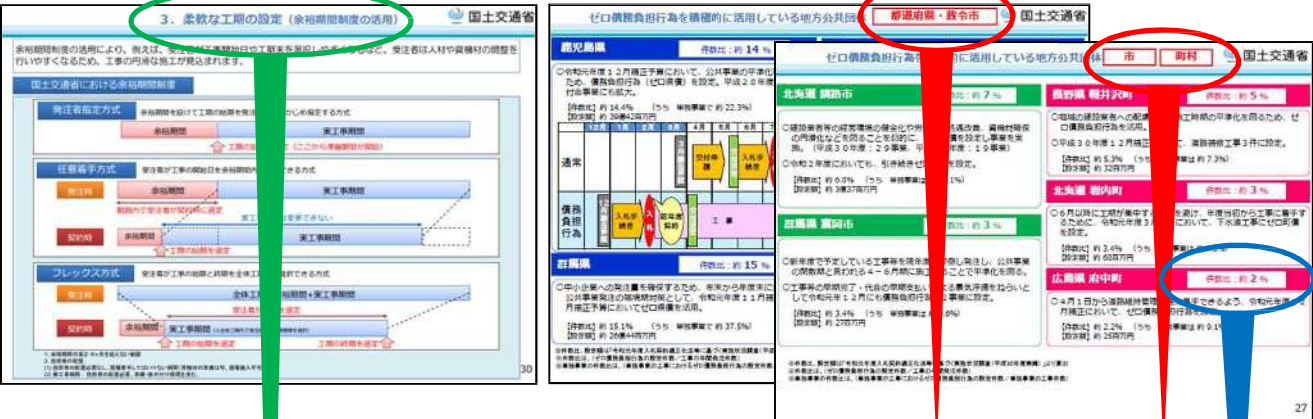
表紙・構成



1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)
<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

掲載例



ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について
都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2

一部の取組については、工事の年間発注件数に占める
実施割合(件数比)を掲載

ポイント3

平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介
→ 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

平準化

- ⇒ 事務局 : 平準化に関する情報収集・提供
 関係機関へのヒアリング等による課題の共有、今後の方針を整理

- ⇒ 国、県、政令市 : 債務負担行為の活用、繰越明許費の活用
 市町村 (当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上することについて検討・活用)
 早期発注の実施
 発注課との連携
 - ・発注スケジュールの再確認
 - ・発注規模に応じた平準化率の底上げ

個別案件

- ・ 週休 2 日

○建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていく必要があります。

○また、建設業は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたことから、働き易い職場環境づくりは急務になっています。

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】

- 収入の低さ
- 社会保険等の未整備

【働くことへの希望、将来への不安】

- 職業イメージの悪さ
- 仕事量の減少への不安

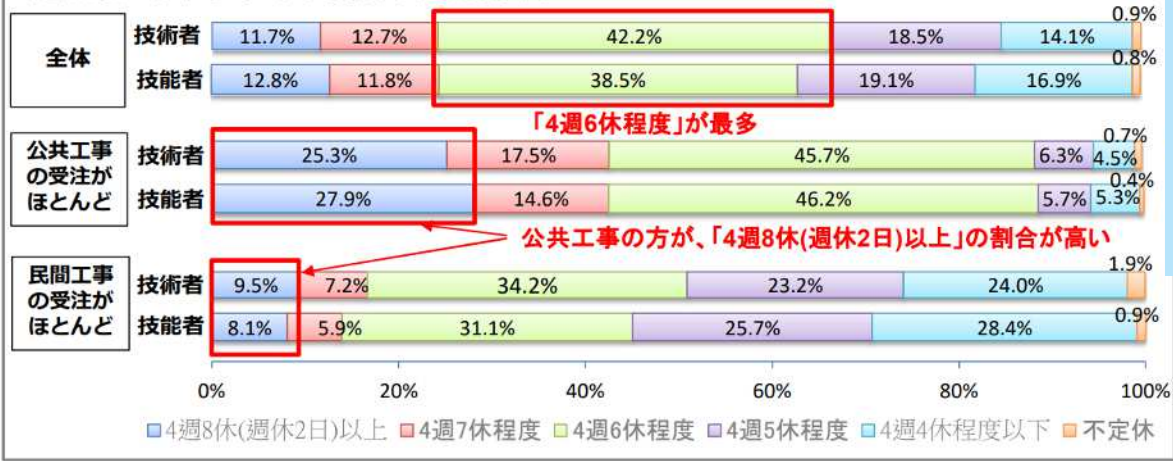
【休日確保や労働環境】

- 仕事のきつさ
- **休日の少なさ**
- **作業環境の厳しさ**

2002年4月～公立学校の多くで毎週土曜日が休校日となり、若い世代は、**土日休みが当たり前の環境**で育っている。

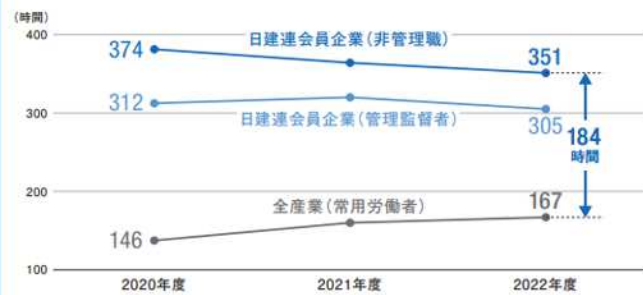
※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

建設業における平均的な休日の取得状況



※ 出典:国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

時間外労働時間



時間外労働上限規制の2022年時点での達成状況

時間外労働上限規制と同等の条件の達成状況

非管理職			管理監督者	合計
上限規制内	上限規制超過	合計		
30,827人 40.9%	44,536人 59.1%	75,363人 100.0%	46,986人	122,349人

有効回答者数 818

特別条項適用時の上限規制と同等の条件の達成状況

非管理職			管理監督者	合計
上限規制内	上限規制超過	合計		
55,069人 77.3%	16,153人 22.7%	71,222人 100.0%	44,779人	116,001人

有効回答者数 724



※日建連リーフレット「建設業の担い手、働き方の現状」より

【工事】 週休2日工事の実施状況

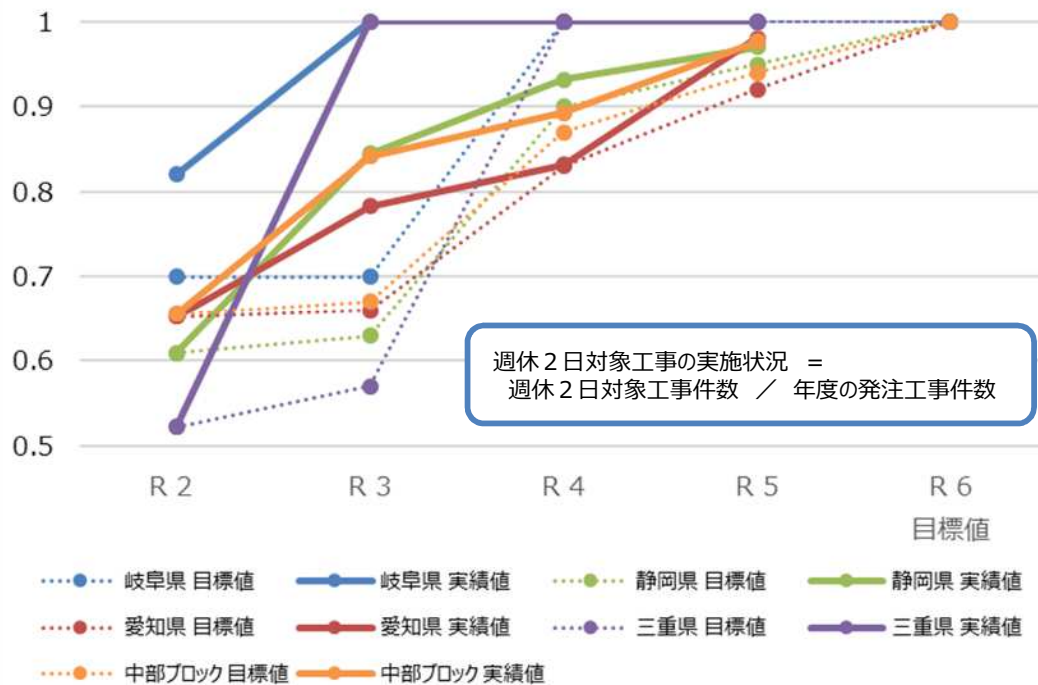
◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R5達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡○ 愛知○ 三重◎

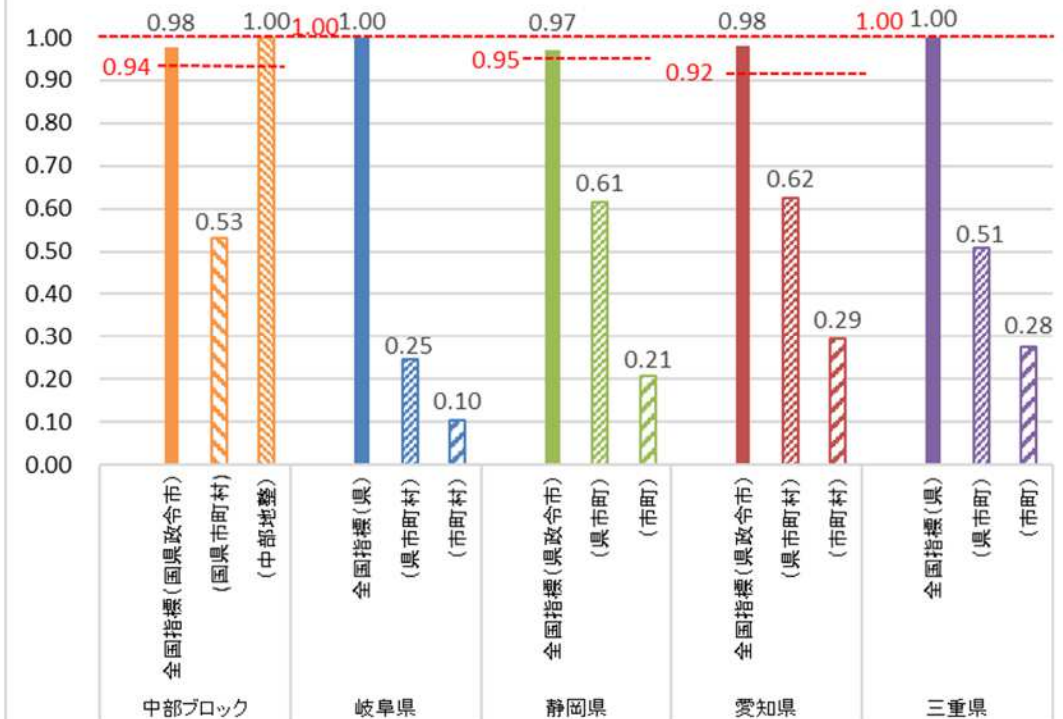
- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.89→0.98)**。
- 令和5年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
- しかし、**市町村では取組が進んでいない**。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

週休2日工事の実施状況



R5 週休2日工事の実施状況



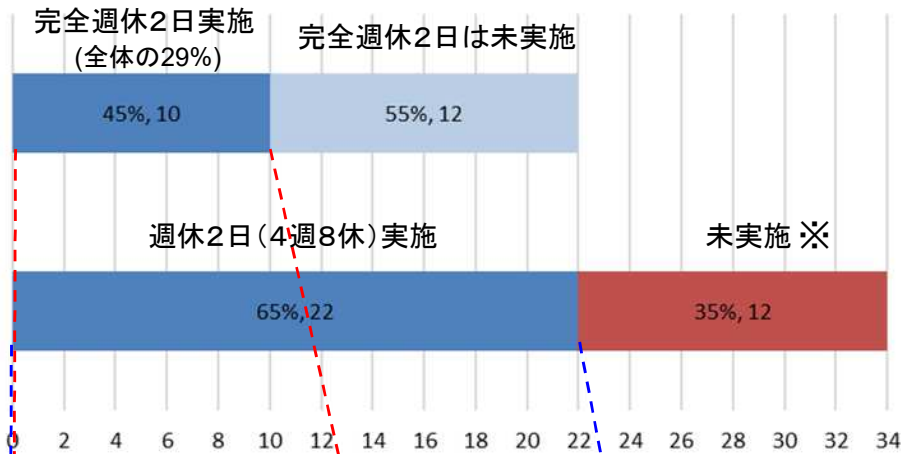
◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

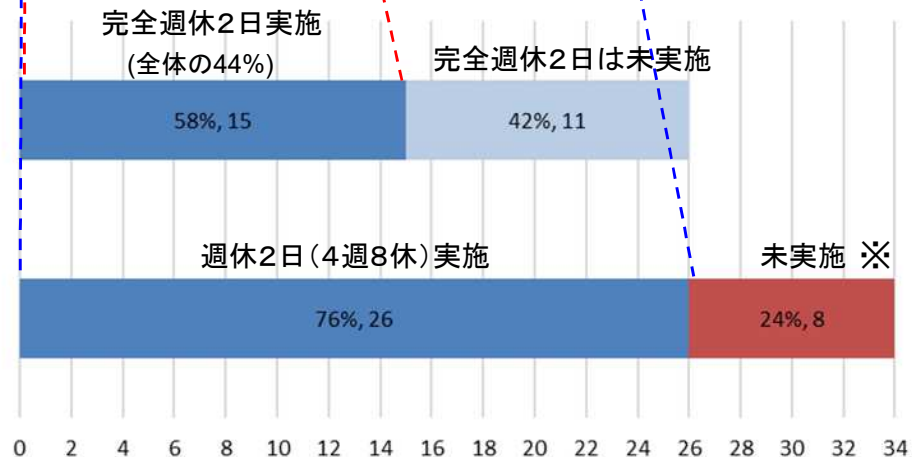
【工事】 週休2日工事の実施状況

- 国等・県・政令市における週休2日実施機関数の割合は、週休2日(4週8休)実施65%⇒76%に(----)、そのうち完全週休2日 実施29%⇒44%(----)に。
- 週休2日(4週8休)工事の取り組み割合は増加してきており、完全週休2日の取り組みも、徐々に浸透してきている。

週休2日 実施機関数(R4実績)



週休2日 実施機関数(R5実績)



(参考)今後の週休2日の取り組みについて

・受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者が1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるように留意すること。

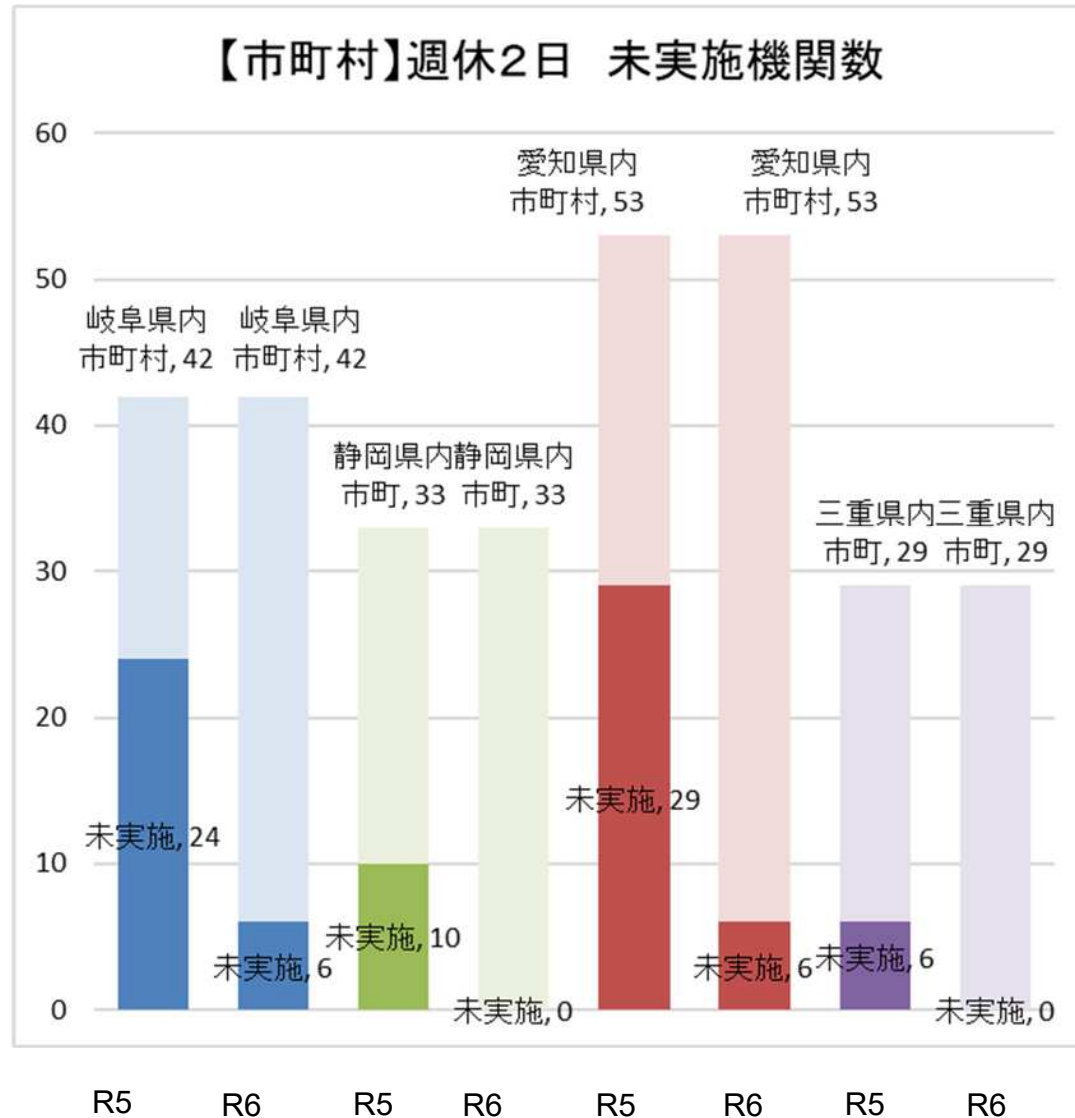
(令和4年3月31日 本省→整備局通知「「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」の運用について」より抜粋)

⇒ある月でまとまって休日を取得するのではなく、工期全体にわたってまんべんなく休暇を取得できるようにする。

※未実施、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、国等で12機関⇒8機関に。
(対象工事がない機関含む)

【工事】 週休2日工事の実施状況

- 市町村で、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、78⇒69市町村。
- R6年度は、週休2日を進める市町村はさらに進む目標としている。



◇ 市町村で週休2日を進める必要性

国・県・政令市の工事を受注している下請業者が、土日等の週休日に市町村工事に携わる可能性あり。

時間外労働の上限規制の適用を見据えると、建設業全体で週休2日を進める必要あり。

◇ 市町村における週休2日の課題(聞き取り)

- ・経費補正のための予算確保に課題
予算にあわせて、事業量を減らすことになる
- ・施工時期が限られている工事では、週休2日の現場閉所が難しい

○建設業における週休2日の取り組み加速することを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「**まんなかホリデー**」を実施

- ◆実施日 : 毎週土曜日
- ◆実施期間 : 令和5年10月～※

※令和4年7月より取組を開始し、一斉休工日を段階的に増加

【実施に関する事項】

○対象工事

原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

○休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

○その他

- ・受注者に対し、チラシを現場に掲示するよう依頼
- ・静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施
- ・三重県内は現状の取り組みを実施

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”
中部地方の公共工事は土曜日を一斉休工日にしよう

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

**毎週土曜日は
一斉休工日です**

令和5年10月～
全ての公共工事を週休2日に！

全ての公共工事

中部ブロック発注者協議会

※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを後押ししていきます。
各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。
なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中
※三重県内は月2回土日完全週休2日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会・各業団体
国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局
警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局
厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
林野庁中部森林管理局・経済産業省中部経済産業局・海上保安庁第四管区海上保安本部
環境省中部地方環境事務所・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・静岡市・浜松市・名古屋市
中日本高速道路株式会社名古屋支社・(独)都市再生機構中部支社
(国)日本原子力研究開発機構東海地科学センター・(独)水資源機構中部支社・静岡県道路公社
愛知県道路公社・名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合・四日市港管理組合
日本下水道事業団東海総合事務所・岐阜県内市町村・静岡県内市町・愛知県内市町村・三重県内市町
(一)岐阜県建設業協会・(一)静岡県建設業協会・(一)愛知県建設業協会・(一)三重県建設業協会
(一)日本道路建設協会中部支部・(一)日本橋梁建設協会
(一)プレストレスト・コンクリート建設協会中部支部・(一)愛知県土木研究会

◆ 日建連 意見交換会(令和6年6月17日:中部) 日建連HP掲載「2024年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1. (2) 土日現場閉所による完全週休二日の実現

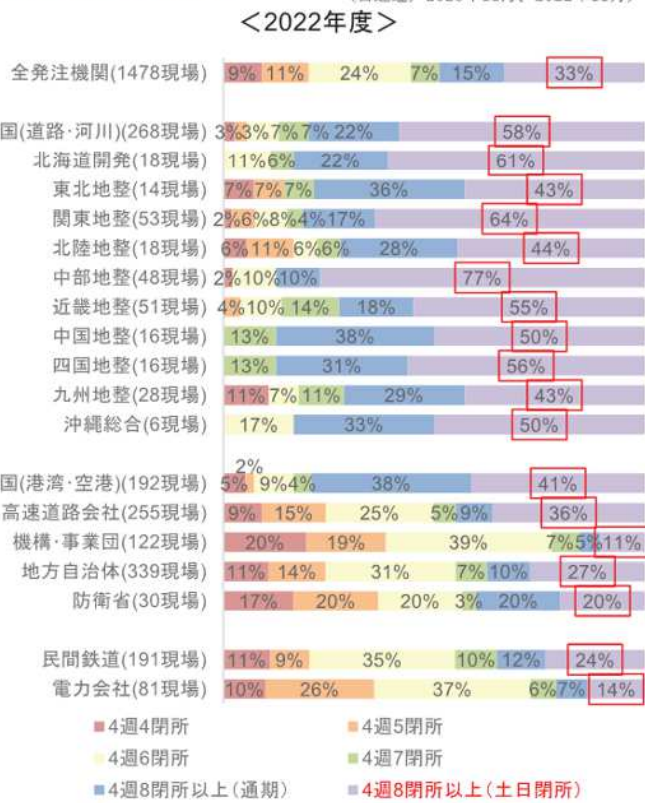
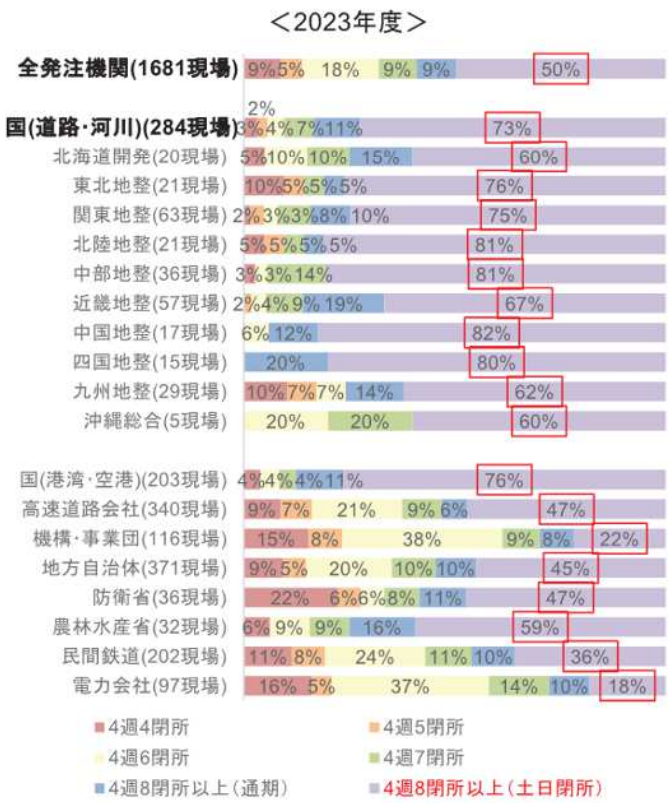


建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現が不可欠である。国土交通省をはじめとする全ての発注機関において、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休二日制工事（完全週休二日）を原則導入していただきたい。

また、やむを得ず完全週休二日の導入が困難な工事については、生産性向上策（建設機械等の大型化、プレキャスト採用等）の導入に加え、入札公告時に発注者の指定による交替制や施工途中で週休二日制と交替制を柔軟に切り替える仕組みを導入していただきたい。その際、増員となる技術者や生産性向上策の導入に係る費用等について設計変更により適切に負担していただきたい。

A) 現場閉所実績 ◆ 工期開始日から本日まで（竣工済みの場合は竣工まで）の現場閉所日数を教えてください。

土日閉所による4週8閉所以上の達成現場はいずれの発注機関も増加傾向にある。 出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2023年11月、2022年11月）



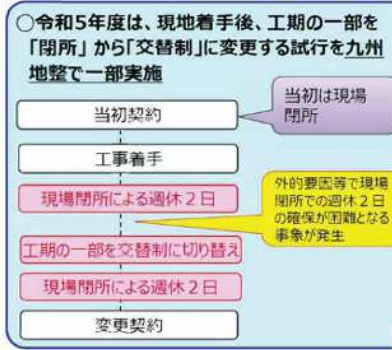
B) 月単位の閉所状況

通期で4週8閉所以上を達成している現場でも4週8閉所未満の月がある。



C) 週休二日制と交替制の選択制(九州地整:試行工事)

外的要因等で現場閉所での週休二日が困難となった場合に、工期の一部を交替制とする仕組みが必要。



◆静岡建協（令和5年6月21日）

「働き方改革の着実な推進」（週休二日制と時間外労働の上限規制）

静岡県では、第2・第3土曜日を「ふじまるデー」として休工とする運動を行ってきた結果、会員からは、「週休二日制度がほぼ浸透してきたため休日が取得しやすい職場環境に改善されてきていると感じます。**この実情を次の担い手や外部へアピールしていけばより担い手確保が実現できると考えます。**」との意見が寄せられています。国におかれましても、引き続き完全週休二日制に向けた啓発をお願いします。

◆愛知建協（令和5年8月30日）

2024年4月に適用となる時間外労働時間の上限規制への対応は、喫緊の課題であり、適正な工期設定、現場業務の効率化などが必要となります。工事発注にあたっては、原則土日閉所の週休2日を確保していただくとともに地方公共団体、民間発注者にも導入が拡大するようお願いいたします。また、工程管理に加え、書類作成等にも多大な時間を要しており、これまで以上に提出書類の簡素化や公共事業発注者間での書式の統一化など時間外労働時間を削減するための環境整備をお願いします。

◆PC建協（令和5年11月21日）

・週休2日の完全実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの周知をお願いします。

週休2日工事の導入

- ⇒ 事務局 : まんなかホリデーの推進（R5.10月より全土曜日を対象）
 関係機関へのヒアリング等による課題の共有
- ⇒ 共通 : 時間外労働規制の改定（R6.4）についての十分な理解
 ・労働局との連携
- ⇒ 国、県、政令市 : 週休2日設定工事の普及・推進
- ⇒ 市町村 : 適正な工期設定の導入
 週休2日設定工事の増大
 受注者の生産性向上への手助け（助成金等の紹介）

令和6年度 協議会の進め方

① 新・全国統一指標の令和6年度目標達成に向けた取組に重点

1) 低入札対策

⇒ ヒアリング等で課題を共有し今後の方針を整理（継続）

2) 平準化

⇒ 債務負担行為の活用、繰越申請手続きの活用の推進（継続）

（当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上することについて検討・活用）

⇒ 早期発注の実施（継続）

⇒ 地整内、他地整 の取り組みの情報提供（特に市町村の取組の収取・情報提供を進めたい）（継続）

⇒ ヒアリング等で課題を共有し、今後の方針を整理 （継続）

3) 週休2日工事の導入

⇒ まんなかホリデーの推進 （継続）

⇒ 時間外労働規制（労働基準法）の改定（R6.4）についての十分な理解（継続）

⇒ ヒアリング等で課題を共有し今後の方針を整理（継続）

② 情報共有の充実

⇒ 各指標に対する取組み事例をまとめる（特に市町村の取組み事例）（継続）

⇒ 全国事例の収集と提示（継続）

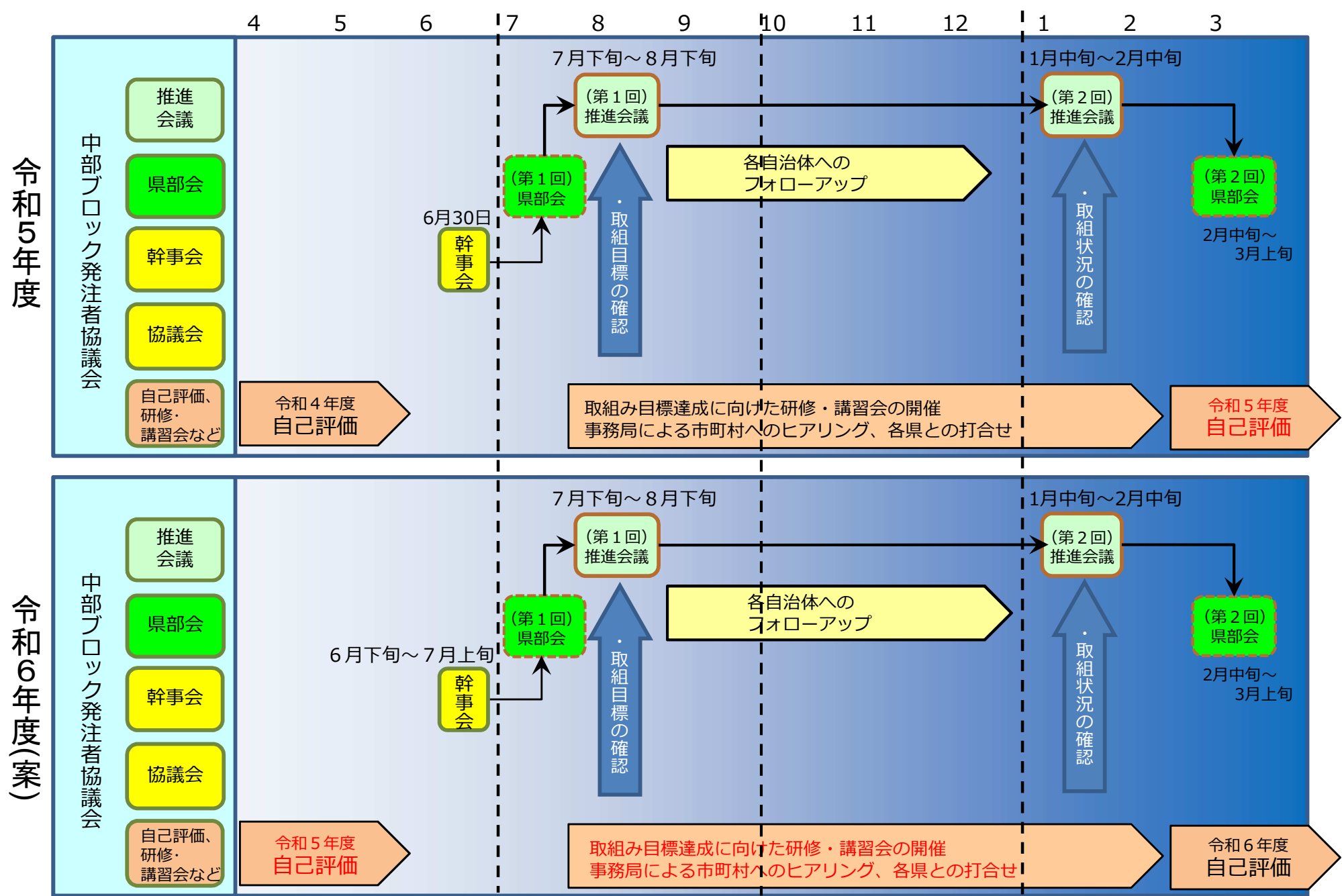
③ その他 指標 工事3項目 業務3項目 令和6年度の段階目標達成に向け取組む

【工事】

- ・最新の積算基準の適用状況等
 - 基準範囲外の変領を含めた最新の積算基準が整備されていない機関： 46
 - ⇒ 他自治体等の整備済基準等を情報提供
- ・適正な工期設定
 - 導入していない機関： 50
 - ⇒ 適正な工期設定指針(中央建設業審査会)の情報提供。
- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 - ガイドライン未整備機関： 33
 - ⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供

【業務】

- ・最新の積算基準の適用運用状況等
 - 最新の積算基準が整備されていない機関： 3
 - ⇒ 事務局との直接ヒアリング等で導入を促進
- ・適正な履行期間の設定
 - 導入していない機関： 111
 - ⇒ 本省通達等の情報提供。
- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 - ガイドライン未整備機関： 79
 - ⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供



運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8
月
を
目
処

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋
～
冬
頃

- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

◆相談窓口一覧

(R6.4.1現在)

			事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】
公共工事発注者支援本部	本 局		総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 課長補佐	大場 浩樹	0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 3 1
			営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 課長補佐	西井 里佳	0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 9 7
	県代表事務所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	桃木 優一	0 5 8 - 2 5 1 - 1 3 2 1
			岐阜国道事務所	副所長(技)	安藤 裕通	0 5 8 - 2 7 1 - 9 8 1 1
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	近藤 浩市	0 5 4 - 2 7 3 - 9 1 0 0
			静岡国道事務所	副所長(技)	辻 英雄	0 5 4 - 2 5 0 - 8 9 0 0
			清水港湾事務所	副所長(技)	白崎 正浩	0 5 4 - 3 5 2 - 4 1 4 6
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	諏訪 篤志	0 5 4 - 2 5 5 - 1 4 2 1
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	林 昌広	0 5 2 - 9 1 4 - 6 7 1 1
			名古屋国道事務所	副所長(技)	佐野 勇	0 5 2 - 8 5 3 - 7 3 2 0
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	林 寿史	0 5 2 - 6 5 1 - 6 2 6 6
			三河港湾事務所	副所長(技)	渡邊 弘	0 5 3 2 - 3 2 - 3 2 5 1
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	原 幹彦	0 5 2 - 2 2 9 - 2 2 1 1
			四日市港湾事務所	副所長(技)	三崎 隆央	0 5 9 - 3 5 1 - 1 3 5 7
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	菊池 五輪彦	0 2 6 5 - 8 1 - 6 4 1 1
			飯田国道事務所	副所長(技)	浅井 直実	0 2 6 5 - 5 3 - 7 2 0 0
その他事務所			『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。			

◆メール窓口 cbr-kijun3@milt.go.jp

その他

事務連絡
令和6年4月26日

国土交通省 各地方整備局
企画部 技術管理課長 殿
道路部 路政課長 殿
道路工事課長 殿
道路管理課長 殿
国土交通省 北海道開発局
事業振興部 技術管理課長補佐 殿
建設部 建設行政課長補佐 殿
道路建設課長補佐 殿
道路維持課長補佐 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿
建設行政課長 殿
建設工務室長 殿
道路管理課長 殿

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 専門調査官
国道・技術課道路メンテナンス企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理の徹底について

標記については、平成28年3月18日付け事務連絡により、適切な処理がなされるよう周知をお願いしているところです。

本取り組みについては、直轄のみでなく、地方公共団体における取り組みが重要であることから、地域発注者協議会や道路工事調整会議、道路メンテナンス会議の場なども活用のうえ、管内の地方公共団体に周知するよう再度お願いします。

(問い合わせ)
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・技術課道路メンテナンス企画室 維持修繕係

事務連絡
平成28年3月18日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成24年3月13日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成26年1月8日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成26年1月8日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

(問い合わせ)
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

速やかな繰越手続きについて（１）

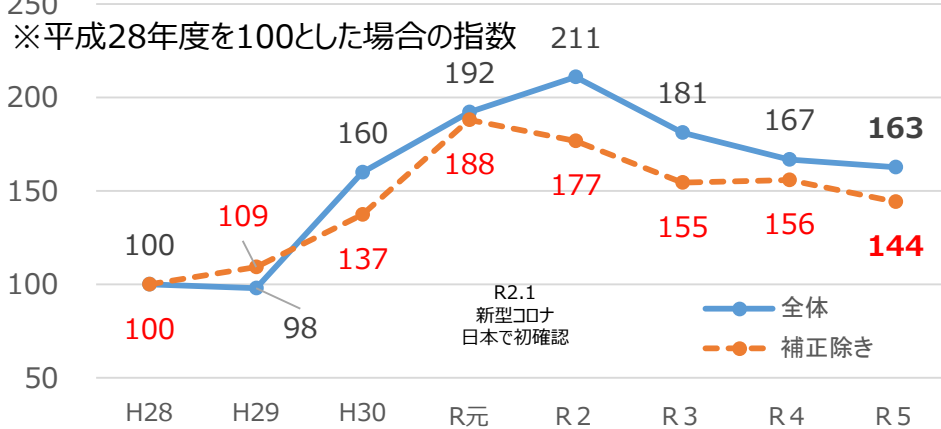
資料 2



工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

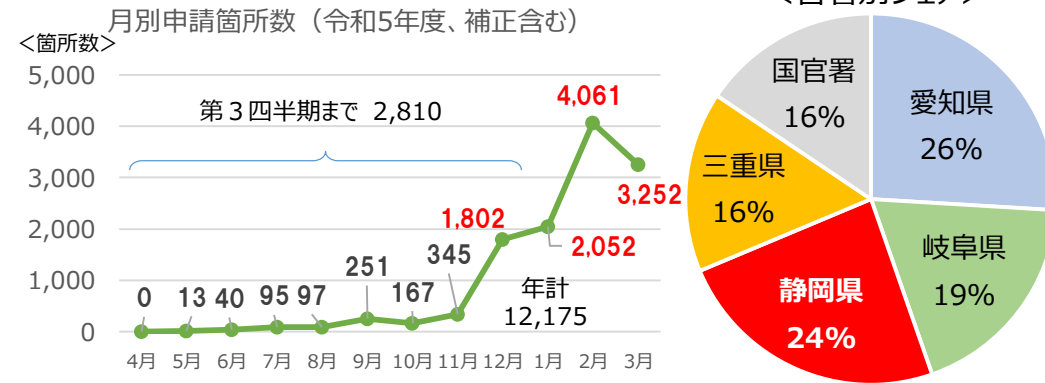
①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準



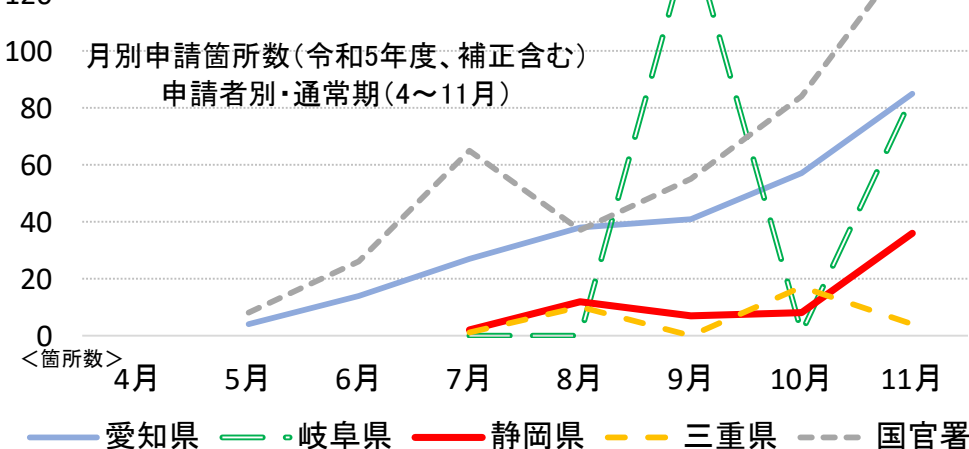
②R5年度 繰越申請の年度末処理の状況

⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）



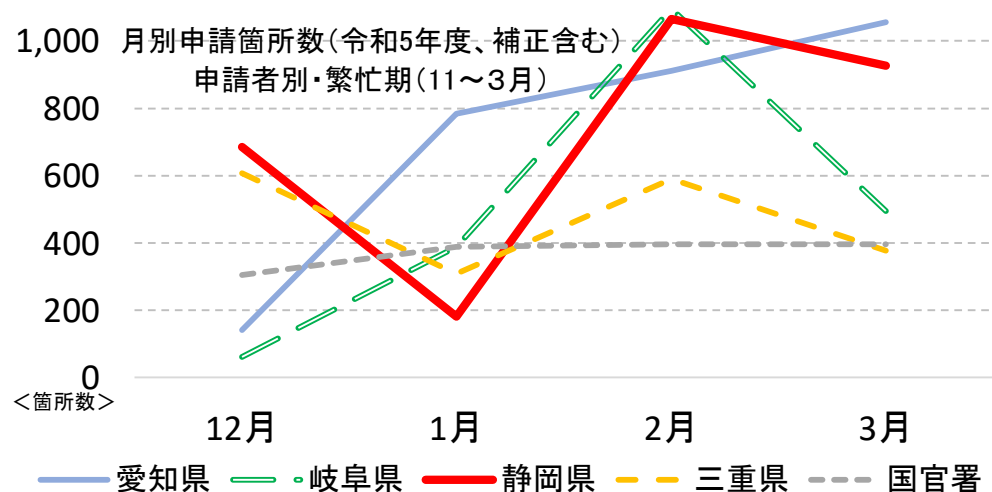
③R5年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ 申請開始時期は早期化傾向だが、平準化の余地はあるのではないか



④R5年度 繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

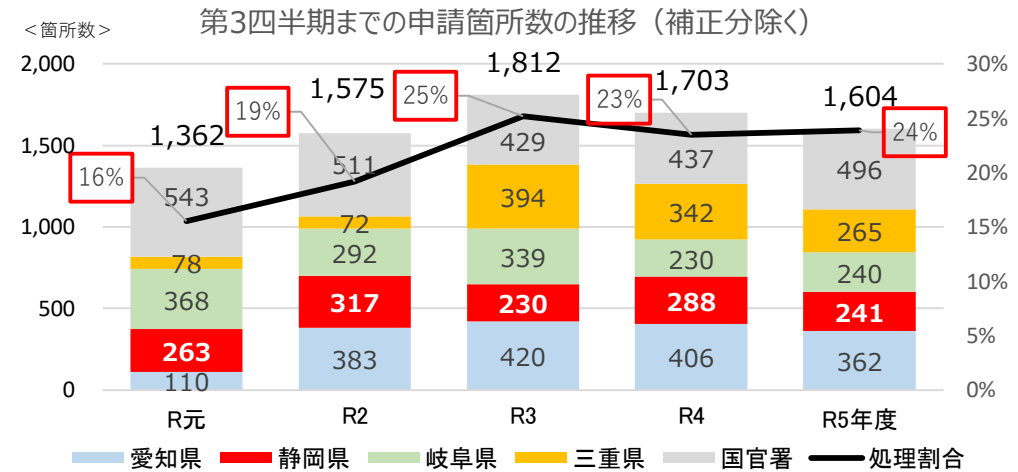
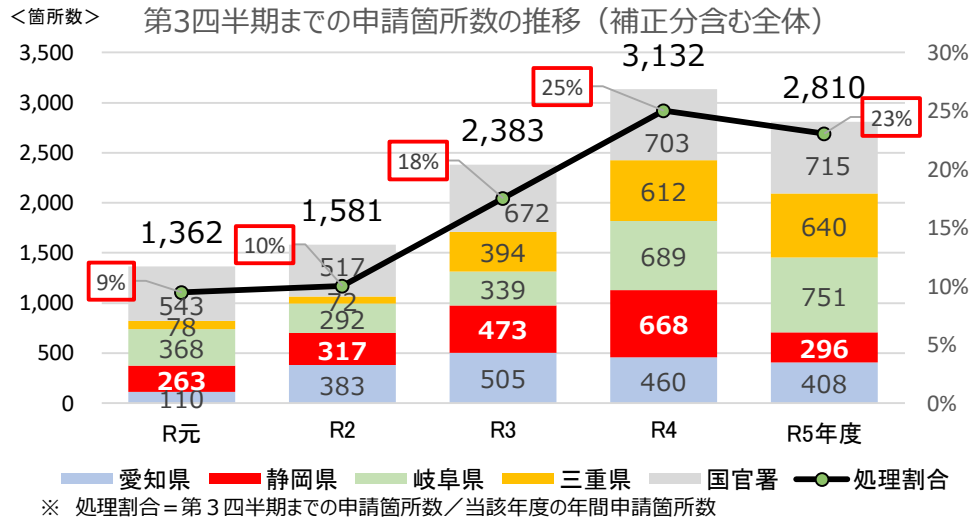
⇒ 2月の申請が増加し、2～3月に申請が集中する傾向は悪化



速やかな繰越手続きについて（２）

⑤R5年度 速やかな繰越手続き（第3四半期までの申請）の状況（直近5か年）

⇒ 第3四半期まで（年内）の繰越申請数は年々増加（但し、前ページ②のとおり、その内7割が12月に集中）



⑥繰越明許費の当初予算計上について

地方自治法（抜粋）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、**予算の定めるところにより**、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

- 工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。
- 地方自治法に規定されている繰越明許費は、国の会計規程に準じて会計年度独立の原則の特例を設けたものであり、**当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上**することも可能です。

繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知（１）

①申請書類や事例集の掲載（東海財務局HP）

東海財務局HP「歳出予算の繰越し」ページ(※)に、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、東海財務局オリジナルの事例集や箇所別調書などの申請書類の様式も掲載。



令和6年6月に繰越しガイドブックや申請様式が改正されました。

以前の様式は使えませんので、ご注意ください。新様式は東海財務局HPに掲載しております。

また、従来と取扱いが変わった点もありますので、あわせて、繰越しガイドブックもご確認ください。



※ 東海財務局HP > 財政 > 国家予算・予算執行調査 > 歳出予算の繰越し
URL : <https://lfb.mof.go.jp/tokai/rizai/pagetokaihp011000093.html>

繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知（２）

②繰越申請にあたっての留意事項

令和６年度の繰越申請の提出期限は、以下のとおりです。期限内提出が難しい場合や期限後に繰越事由が発生した場合などは、個別にご相談ください。

(1)明許繰越・翌債：令和７年３月１７日（月）まで

(2)事故繰越※：令和７年１月２７日（月）まで

※ 資料の事前提出期限。事故繰越については個別に随時対応を行うが、明許繰越・翌債の申請に比べて必要資料も多く、審査等に時間を要するため、案件が発生した場合は、処理希望日の１カ月以上前を目途に、まずは当局担当者まで相談されたい。

事故繰越について、申請様式（理由書）の変更だけでなく、審査に必要な提出書類や繰越計算書の記載方法など、取り扱いに一部変更があります。

右図「事故繰越申請に当たって必要な提出書類について」や繰越しガイドブックなど、関連資料をダウンロードしてご確認ください。

事故繰越の申請には、事故事由を確認できる書類が必要です。客観的な疎明資料がないために、受け付けられなかった申請も過去にあります。

⇒ **事故発生 の報告を受けた応接録など、業者とのやり取りを記録化することが重要**です。

事故繰越申請に当たって必要な提出書類について

R6.6

事故繰越申請に当たって必要な提出書類については、「繰越（翌債）事務手続について」（平成22年1月15日付事務連絡第22号）のうち、「（別添1）繰越（翌債）事務について 3. 繰越（翌債）承認に係る審査事項と留意点（1）繰越（翌債）申請に当たって必要な提出書類（対財務省、財務局等）」①事故繰越しにおいて、

- ・繰越計算書（事項別明細表を含む）
- ・事故繰越しを必要とする理由書
- ・審査表
- ・その他財務省、財務局等の審査に必要な書類

を提出することとしているところですが、「その他財務省、財務局等の審査に必要な書類」の具体的な提出書類について、以下のとおり例を示すので、参考にしていただければと思います。

○その他財務省、財務局等の審査に必要な書類

- ①工程表・・・理由書に網羅的に記載されている場合は省略可
- ②事故事由を確認できる書類（※1）
- ③支出負担行為を確認できる書類

（直接事業の場合）

- ・契約関係書類（写）・・・請負、委託等の場合（契約日付及び契約金額がわかるページのみで可）

（補助事業の場合）

- ・交付決定通知書（写）・・・補助金、負担金、交付金等の場合（交付決定日付及び交付額がわかるページのみで可）

※明許繰越し（翌債）承認時の関係書類（前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合）

- ・監所別調査及び理由書（写）・・・事業名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可

（※1）②事故事由を確認できる書類 については、事故事由が多岐にわたり統一した例を示すのは困難であるが、事業に応じて真に必要な書類を最小限添付すれば良いので、以下のようなケースでは次のような書類を添付することが考えられます。

例1 異常気象等 ・位置図 ・平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・新聞やインターネットの記事（理由書の事故事由を補足するために必要な場合に限る。） ・異常気象の発生を客観的に示す気象データ	例4 請負業者の倒産等 ・請負業者の倒産した事実がわかる書類 ・新聞やインターネットの記事（事実を補足するために必要な場合に限る。）
例2 工事現場等での障害 ・位置図 ・平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）	例5 他事業・他機関等との関係 ・工事打合せ記録・中止指示書・再開指示書（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）
例3 住民・利用者等関係者との調整等 ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）	例6 資材の入手難（※2） ・納入遅延等の事実が確認できる書類（請負業者からの納入遅延通知書 等） （※2）「資材の入手難」における事故繰越しの要件（避け難い事故）の審査に当たっては、納入遅延等の本格的な要因となった事実（工場の火災による稼働停止など）を踏まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事実が納入遅延通知書等に明示されていない場合は理由書に記載すること。

事故事由の補強や審査の効率化を図るため、各財務局において別途書類を徴収している場合がありますので、実際の事故繰越しの申請に当たっては、各財務局にご確認いただければと思います。